

岸とに發展するを拒まれて、今は、西隣の大陸即ち西比利亞、支那、朝鮮以外に膨脹するの地を封鎖せられたり。而も是れ、日本人の海外移民が、夥しき多數に上るが爲に非ずして、寧ろ日本民族が愛國心強くして、移住先きの民族と同化しがたき事と、尙一つには、外國人が、日本を以て軍國主義の國となして、猜疑嫉視するに依れり。

### 亞細亞各國の動靜

我が日本が、日露戦争の勝利に依りて大いに勃興せる爲め、列強の憚り恐る、處となり、遂に其の排日運動を誘起せしむるに至りし事は前條に記せしが、之と同時に、他の亞細亞諸國も日本の興隆に刺戟せられて自覺する處あり。白人に對して争衡するの潮流を捲き起せり。即ち彼等は、歐西諸國が富強の國となりて、有色人種を支配するに至れる徑路を探りて發明する處あり、乃ち白人の制度文物を輸入して之に模倣すると共に、一面、各自其の國の傳統精神を伸張し、能ふべくば、白人の勢力を脱却して、民族的自立を實現せんと希求するに至れり。

是れを事實に徴せんに、從來亞細亞に於ける獨立國の隨一に數へられたる支那帝國は、千九百

〇五年、立憲準備に着手し、次で千九百〇八年夏の上諭に依り、向後九ケ年内に憲法を發布すべきを令し、陸續、留學生を日本に送りて之に學ばしめたり。されど、支那に於ける被治民たる漢民族は、其の永年の歴史ある民族的反感と並に其の抱懷する急進的立憲説よりして、滿洲王朝に嫌らず、遂に千九百十一年の秋、兵を中部支那に擧げ、翌二月十二日、清國皇帝をして、後事を其の臣袁世凱に託して退位するの止むなきに終らしめたり。斯して袁世凱の共和政府成り、中華民國の主權は、國民全體に屬する事となり。千九百十三年、第一回の國民議會召集せられて、袁は大統領に選ばれぬ。然るに袁の専制は、南方民主黨の不滿を買ひ、兩派軋轢の結果、袁のクーデターとなり、斯くして彼れは暴力を以て一時南方反對派を屈伏せしめたり。但し其後の支那の國狀は政權争奪烈しくして、國政紊亂、獨立國の名ありて其實なき形勢となれり。

轉じて之を波斯に見れば、此國は昔時文化の中心たる小亞細亞を平定して、遠く歐洲迄も出兵せる古代隨一の霸國なれども、其後衰微して、幾度か王朝の交迭あり、近代に至り、カヂャール王朝一百年餘り續きて廿世紀の初に至れり。時に、其の國民、長夜の眠りより覺めて新代の曙光に觸れ、從來國王の専制に呻吟せるもの、頻りに國政の改革を王に迫りしため、千九百〇六年八



月、國王も止むなく、憲法を發布し、二ヶ月の後、國會をテヘランの國都に召集せり。然れども、此頃には、露國の勢力深く波斯に浸潤し、露國は、保守的なる波斯の官廷を助けて、人民の民主的要求を阻止せり。此に於て民衆は、他の外國公使館を唯一の避難所として、官憲の暴力に反抗し、内亂紛々として絶えず。之が爲め、從來とても收支償はざる財政は、一層紊亂して拾收すべからざる窮境に陥れり。乃ち、政府は、千九百十一年に、米人を財政顧問に招聘して之が整理に着手せり。然るに、是より先き、露國にては、千九百〇七年に、英國と協商して、アフガニスタンを英國の勢力範圍となし、其の代り波斯を自國の勢力圏となせしなれば、今波斯が米人顧問を入れて、財政整理に着手するを見て、却つて英國の援助の下に、波斯の内政に干渉し、波斯の新政改革運動を壓抑するに力めぬ。之が爲め、波斯は無政府の狀に陥り、其の北方には露軍の屯するありて、折角國民の獨立回復運動も一大頓挫を來せり。

以上の如く、亞細亞諸國は、其の改進の道程に於て、十分の効果を收め得ざるも、其の一旦喚起されたる自覺は、決して消滅する事なく、彼等は、生れながらにして白人の奴隷たる者に非ざるの眞理を會得し、亞細亞人の亞細亞なる思想油然而として起れり。斯くして彼等は、各方面共に自

由を奪はれたる以上、之を回復するの道、唯兇暴手段を以て白人の權力を倒壊する他なしとなし、反亂、暴動、頻々として起り、其の執拗なる運動を以てして、亞細亞に領土を有する白人を驅除せんと試みたり。之が爲に、英國の志士中には、既に十九世紀の八十年代より、印度人をして印度の政治に參與せしめん事を主唱する者さへありしが、此の主張は著しき發展を得ざる中、日露戦争起り、同じ亞細亞人たる我が日本が大勝せる爲め、爾後印度人の獨立回復運動は漸く險惡となれり。此に於て、時の英國自由黨内閣は、一面苛酷なる刑罰を以て印度革命黨を壓迫すると共に、他面印度大臣モローをして印度統治政改革案を提起せしめ、千九百〇九年の參政院條例を以て、大いに中央及び地方に於ける參政院の議員數を増加し、以て印度人の不平を緩和するに力めたり。既に印度の革命運動猛烈なる以上、其波動は東の方安南及び東京にも及び、民族自立運動盛んに起れり、此に於て、佛國にては其の東方駐在兵力を増加し、千九百十年には、其の革命運動を鎮壓し、暴徒を悉くギアナに移せば、和蘭も亦た、千九百〇五年より七年の間に、土人の叛亂を鎮壓せり、但し其の官憲の處置餘りに殘酷なりし爲め、本國の議會に於て物議を起せり。更に又フリーマピンにては、土人の獨立運動年一年熱烈となるにぞ、ルーズベルト大統領は、



千九百〇七年に、土人の能力未だ獨立する迄に發達せずとなし、唯だ一定の制限内に於て、其の立法權に參與するを許せり。是れより土人の獨立運動却つて一層増大せりと言はる。等しく又土耳其に於ても、其の基督教に反抗する人種的將た宗教的運動の宣傳大いに起れり。此の宣傳は、實際には大なる期待を有するものにあらねども、其の口舌の宣傳だけにても、能く回教民族を其の治下に包容する露、英、佛諸國を威嚇するに足るものなりき。而して、此種の土耳其の國民運動の背後には獨逸ありて、自國の利益の爲めに、之を教唆し利用せるなりき。

### 第三篇 歐洲國際の禍根

#### 第一章 モロッコ問題

モロッコは一大寶庫

千九百〇五年の春、我日本の爲に奉天に於て露國大敗せる後間もなく、歐洲に於ては、モロッコ問題なるもの起りて、列國の大動亂を惹起さん氣色となれり。モロッコはアフリカ北岸にありて、歐洲より地中海の對岸二十五哩の地にあり。西班牙南端よりは數時間にして達するを得。而して、此國中古時代の風俗、宗教、政體を持續し、人智亦幼稚にして、二十世紀初年迄、其獨立體面を維持せる事、寧ろ不可思議の現象たり。是れ畢竟、歐洲列國の勢力伯仲の間に在りて、外より其獨立を支持せられたる結果なりとす。さればモロッコは北阿に於ける唯一の獨立國にして、北は地中海に臨み、西は大西洋に面し、東は佛領アルジェリヤに境し、南はアトラス山脈を



隔て、サハラ沙漠に連なる。氣候温和にして、肺患の治療に適し、年中四月より九月の間に降雨ある外、冬季には絶えて之なく、海岸の温度は華氏八十度と四十度の間に在り、内地の暑熱は稍烈しきも、山上には白雪絶ゆることなし。本来の土人はベルベル人なれども、多く山間に棲みて半獨立の形を爲せり。されば平地に住して、都會を爲せるものは、多くは中世紀に侵入せる亞刺比亞人とベルベル人の混種、即ちムーア人なりとす。又内地及び海岸には小數の猶太人ありて金貸しを業とせり。其海岸の住居者の多くは、近時の移住者にして西班牙語を使用す。歐洲人は二三の開港場に在りて通商に従事す。一般内地の旅行は危険にして、多くの市府は、宗教上の關係より外人の出入を許さず。

モロッコが、十二世紀末に於て、アブズル・ムメン王統の代に、其勢力最も榮え、今のアルジェリヤ、チュニス、トリポリをも包括せり。其後、王統幾度か變り、二十世紀初頭には、フィラリ王統之を支配せり。但し之をモロッコ帝國と稱するも、實は何等統一なく、フィラリ朝の制定行はる、は、國土の四分の一に過ぎず。他は群雄割據無政府の形なりき。されば、國中一般に各戸墻壁を堅くして、他の掠奪に備へ、其男子は多く出て爭奪を事とし、女子のみ勤勞せり。従つ

て道路橋梁の設けもなく、海岸一帯の外は通商も行はれざりき。且つ水利法拙劣なる爲め、農耕も開けず、其政府は饑饉を恐れて、數々農産物の輸出を禁止するの狀態なり。然れども國中には肥沃の土地多く、亦鑛産に富み、開拓宜しきを得るに於ては、一大寶庫を現出する事必定なり。故に、歐洲列國にては、モロッコを其手に收めんとして、各自口實を設けて干涉を試み、殊に西班牙、英國、佛國の如きは垂涎措かざるの狀なりき。

モロッコ紛議の由來

西班牙はモロッコと最も近接して利害關係深きも、之を征服して自國の保護國たらしむるの能力を缺くが故に、他日國力の充實する迄、モロッコを現状の儘維持し、他國をして之に干涉せしめざるの方針を取り來れり。轉じて之を英國側より見れば、地中海の大西洋口を扼せるジブラルターを占領せるは千七百年にして、爾來西班牙にては、幾度か之を自國に奪回せんとして攻圍せしも、力及ばずして今日に及べるなり。されど近時砲術大いに進歩し、長距離砲發明せられたれば若しジブラルター對岸地より砲撃せらる、時は難攻不落の城塞も其確實性を失ふに至れり。



且つジブラルターは、モロッコより糧食及び清水の供給を受くる關係上、英國はモロッコを他強國の手に歸せしむる事に極力反對せり。

次に佛國のモロッコ關係を見るに、佛國の北阿領土たるアルジェリヤとモロッコの境界は、不定なる爲め、兩國間に紛議絶えず。從來幾度か兵を交えて佛國はモロッコの内政に干涉せり。其中佛國にてはアルジェリヤ東隣のチュニスを保護國となせる結果、地中海に於ける自國の海軍力増大して英國と對抗するに至り、モロッコを制する事一層必要となれり。もと英國地中海軍力は、ジブラルター、モルタ、埃及及びサイプラス島に根據を置けるに對し、佛國はチュニスのビセルタに良好の根據地を作り、又チュニスの沿岸にも、其艦隊の好碇泊所多くある故、本國のツーロと相策應して、英國の地中海々軍力を中斷し得るの形勢に在り。これにモロッコ海軍を併すに於ては、優に英國海軍を壓倒するに足る。若し之に反して、英國をしてモロッコを領有せしむるに於ては、ビセルタは爲めに危険に陥るべし。されば、佛國は常にモロッコに英國監視の目を離さざるなり。次に經濟上の關係に於ても、佛國は、モロッコと密接の利害を有せり。即ち、佛國はアルジェリヤ開拓の爲めに、モロッコの勞働者を必要とし、一方モロッコは、其の生存の爲めに佛

國の物資を必要とせり。而して佛國人のモロッコ海岸に居住する者多く、佛國のモロッコ投資三千萬法に上り、佛國は其臣民と資金の安全の爲にも、モロッコの秩序維持に干涉するの權利ありと主張せり。

而して此のモロッコ問題を一層紛糾せしめて、横槍を入れたる獨逸との關係如何と見るに、獨逸がモロッコと交渉を生じたるは、極めて近年の事にして、そは主として通商關係にあり。千九百年以後、其のモロッコ通商額は、英佛の次位に在り。さきに千九百八十八年、獨逸はモロッコのアンゼルト灣に貯炭所を租借し、千八百九十年六月一日、モロッコと條約を結び、モロッコ航路を開き、公使を全國に派し、軍艦を常泊せしめつゝありき。

かく歐洲強大國の相互牽制に依り、モロッコは、實力なき獨立國の體面を保ち、千九百四年に及びしが、此時、前述せる英佛間の協商成るに及んでモロッコ問題の解決に一步を進むる事となれり。即ち佛國にては、其の協商に依り、英國をして、モロッコに於ける自國の地位を確認せしめ得たるを以て、其年十月、佛國は更に西班牙と交渉を開き、モロッコ一帯の地を西班牙の勢力範圍となし、而かも西班牙をして、之を英佛以外の國に讓渡する事なかるべきを約せしめぬ。か



くて佛國政府はモロッコ問題を解決し得たりと思ひしは誤算にて、佛國は、モロッコに對して英國の援助を受くべき事を規定せざりしかば、獨逸は、此際に乗じて突如一撃を佛國に加ふる事となりしなり。前に述べたる如く、獨逸のモロッコに於ける利害關係は最近の事にして、千九百五年頃、其のモロッコ在留者は僅かに百三十五人、商家十二戸、一年の取引高八百四十萬フランに過ぎざりき。されば、さきに英佛協商締結の際、獨逸にては、自國のモロッコ關係は單に經濟上に限られたる故、協商に關し、何等異議なしと聲明せしものなり。然るに、千九百五年の春、露軍奉天に敗るゝに及んで、獨逸ウィルヘルム二世は、後顧の患なきに乘じ、急行してタンジールに上陸し、「朕はモロッコ王を獨立君主と目するものなり」と宣言せり。正に是れ薪上に一大炬火を投ぜるもの、佛國の狼狽知るべきのみ。

遊山氣分の各國全權

然るに、愈々談判開かるゝに及んで、獨逸の態度も稍明かになり、其の抗議は敢て佛國の權利を侵害する程のものに非ずして、唯だ「モロッコ問題解決に就いては、獨逸の如く利害關係ある

強國を度外視するは不都合なれば、此際新たに國際會議を開きて之を決定すべし」といふに在りき。然るにモロッコ政府にては、獨逸が自ら來りて自國を援助するの形勢を見て大いに意を強うし、五月廿七日、獨逸の唱道する國際會議に賛成するに決し、三十日、公然、其旨を各國に通知せり。佛國にては獨逸を以てモロッコの開發を實行せん意志なれば、斯かる國際會議の要なしとて反對を唱へしも、獨逸の壓迫は、日増しに強烈となり、此勢にて推し進まんには、佛國は兵力に訴ふる外なき形勢となれり。されば佛國の國論は和戰兩様に分れ、硬論者は是を機會に獨逸と開戦して、往年アルサス・ローレンを奪はれたる怨に報ぜんと憤慨せり。然れども仔細に其國情を察すれば、佛國は近年社會上の内紛打續きて、陸海軍備を怠りし爲め兵力足らず、到底開戦の見込なし。依つて其の政府は、急に兵備を收め、兵器彈藥を補充し、砲臺の修理、動員に必要なる鐵道の布設に付、此年新たに支出せる處二億二千五百萬法の巨額に上れり。一方獨逸にては、モロッコに關する國際會議の召集を迫る事益々急にして、當時獨逸宮中に勢力ありしヘンチル・フォン・ドンネルスマルク公爵は、政府の意を體して巴里に乘込み、佛國朝野の有力者間に脅喝宣傳を爲して曰く、「佛國人は、英國人の勸告に聽きて、吾が獨逸人の同盟者たるモロッコを



吾人と分離せん事を企てたり。佛人が其の友人を擇むは自由の權利なるも、其間に締結せる條約を以て、吾人に臨むに不法を以てするに於ては、吾人亦た起つて自らの利益を防護せざるべからず。佛國が英國と協約せる所が、歐洲平和の維持を目的とするものならんには、吾人は誠意之を賛せん。之を實地に檢する時、英佛の新聞論調と兩國元首の演説とは、不幸にして此の協約の目的が、我が獨逸を孤立せしめて、遠からず吾人に侵襲を加ふるの意圖なるが如し。而して今や突然吾人に商する事なくして、モロッコ帝國の處分を決したる一事は、吾人の意を得ざる處なり。此の如き政策は、果たして佛國全體の企圖なりや、將た佛國外務大臣デルカッセ氏一個の獨斷なりや、若し獨斷ならんには、速かに其の職を解きて其然る所以を自白し、而して貴政府の方針を一定せられよ」と。

佛國政府は、之に對して頗る困惑し、遂に外相デルカッセを辭職せしめ、改めてモロッコ問題を國際會議に附するの議に同意せり。此に於てモロッコ問題は、一轉して歐洲の大問題となり、國際會議は千九百六年一月、西班牙のアルゲシラス市に開かる、事となれり。此のアルゲシラス市は西班牙の南岸即ち地中海に臨める地にして、モロッコの首府タンジールと海を隔て、相對

し、其間十二、三に過ぎず。更に東の方、灣を隔て、ジブラルターの要塞をも望むべき形勝の地たり。而して其の會議に列せるは、埃地利、匈牙利、獨逸、白耳義、佛蘭西、英吉利、伊太利、米國、露西亞、西班牙、葡萄牙、和蘭、瑞典、モロッコの全權委員にして、開會を千九百六年一月十六日と定めれば、其前日、各國委員の多くは列車を同うしてアルゲシラスに到着し、同地の衛戍司令官、知事、市民、之を停車場に迎へ、在港軍艦よりは二十一發の祝砲を發せり。其の業々しき行列は、ベルリン會議以來の奇觀なりき。此時アルゲシラス市長は歡迎の辭を朗讀すれば、獨逸全權フォン・ラドキッツは、西班牙駐在外交團長として之に答辭を述べたり。かくて各國委員は皆無蓋の馬車に乗り、萬國旗を以て飾りたる民屋と整列せる兵士の間を過ぎてクリスチナホテルに入る。又モロッコ駐在の埃匈國、米國、葡萄牙、白耳義等の公使は、佛國巡洋艦に便乗して海を渡り、會議に臨めり。全權中最高齡者は、八十三歳のモロッコ全權エル・モクリにして、異様なモロッコ服を着し、別に一戸を借りて止宿せるは、異彩なりき。其他各國委員中には、歐洲外交界に名を知られたる士多く、伊國のウイスコンチ・ウエノスタ侯は五十四年前、カブルに次て外交界に出て、ビスマルク時代に於て已に歐洲屈指の政治家たりしなれば、經歷衆



を抜き、全會委員の先輩として畏敬せられたり。又獨逸のフォン・ラドキツは、鐵血宰相ビスマルクの書記官として、其の外交術に於ける高弟の一人なれば、佛國全權に取つては與し易からざる強敵なりき。但し佛國全權ルゾイルとても、嘗つてはアルジェリヤの總督たり、又モロッコに往來して其國情に精通せる故、此際特に擢てられて會議に參列せるなりき。此の會議中モロッコ全權八十三歳のエル・モクリは、會議の延長すべきを豫期して、本國より妻妾三名を呼寄せたる事、最も注意を惹き、其の老いて益々壯なるには他委員等をして後へに墜若たらしめ、愛嬌ある話題となれり。尙ほ、千九百六年一月二十三日は、西班牙王の命名日に相當せる故、會議は休會とし、全委員は午後より西班牙戰艦カール五世に招待せられ、又在ジブラルター要塞英國陸海軍將校、佛國戰艦ガリニー及びフランドの乗船將校、其他の文武官及び新聞通信員も招待せられ、甲板上に熱帯地の天幕生活を模擬し、衆客其下にありて、山海の珍味の饗應を受けたるは、陽氣なるお祭り騒ぎとも見えて、風雲の急變を豫想されたるアルゲシラス列國會議も、物見遊山氣分と化せり。

### 獨逸の陰謀失敗

かくして、其初め氣負ひ立つたる獨逸政府も、擬勢を殺がれ、會議は些しも緊張せず、形勢始めより獨逸に不利に見えければ、獨逸全權は、一月二十五日、モロッコの警察制度其他の重要事項に付き、直接に佛國全權と交渉を開き、以て他列國の佛國に對する聲援を遮斷せんと計れり。然るに佛國は、モロッコの一般警察事務をば、自國の手に引受けん事を要求せしかば、獨逸は以ての外なりとばかり、之に不同意を唱へ、却て之を他列國に吹聴して、佛國が大なる野心を包藏せるの證なりと告げ、依つて列國をして佛國より分離せしめんと企てぬ。

乃ち獨逸全權は、先づ西班牙政府に向つて、モロッコ各灣に於ける警察權を握らん事を勸告せしに、西班牙政府之に應ぜざりしかば、去つて伊太利及英國に之を勸め、かくて、獨逸全權は三面六臂の外交術を盡して、一週間に、西、米、露、伊の全權に向つて四種の異なる提議を爲し、以て佛國離間を期したり。然るに、四國皆之に同意せず、米、露、伊は却つて佛國の提案に同意せり。一方露都に於て、其の獨逸大使セーンはランスドルフに説きて、佛國より分離せしめんと



し、又羅馬に於ても其の獨逸大使モント伯は、伊太利政府に向つて行爲の自由を回復すべきを勸告し、西班牙の首都マドリッドに於ても、其の獨逸大使スツムは西班牙政府に威壓を加へて自國の提議に賛成せしめんと力めぬ。又二月廿一日には、獨逸の宰相ビュローは、ベルリンに於て佛國のクルセル男と會見して、一種の仲裁案を提出せしが、こは英國及び西班牙を佛國より分離するを目的とせるものなりき。

かくて三月一日には、獨帝ウイヘルム二世は、同案を以て露國首相ウイツテに説きたり。此折米國大統領ルーズベルトは、佛西兩國共同して、モロッコ警察を組織して、其事務を報告せしむる案を提出せしも、獨逸皇帝は之に反對せり、此に於て會議の多數は獨逸の陰險多岐なる行動に不快の念を生じ、三月三日の會議に於て、警察問題と銀行問題とを何れか先きに議了すべきかを議場に問へる時、獨逸に賛同せるは奧地利とモロッコのみにして、他は皆佛國に賛成せり。此の形勢を見て獨逸は其の孤立を悟り、稍讓歩の意を示せしに、偶々二月十日、佛國にては内閣交代あり、獨逸は是れに乗じて其の術策を施し、ビュロー宰相は、各國政府に向つて、佛國が孤立の形なるを報ぜり。

然るに新たに組織せられたるブルジョア内閣は前のルーベ内閣の主張を其儘繼續せる爲め、十四日に至り、形勢舊に復し、英國政府は、各國駐在の自國外交官に回章して、英國は佛國の提議を凡て無條件にて支持するものなる事を各自其の國の政府に通知せしめ、又ルーズベルト大統領は、獨逸提案の承認しがたきものなる事を明言すれば、十九日には、露國政府も亦英國と同一の意味を各國に通知せり。是に於て、獨逸の運動は全く失敗に歸し、三月廿日以後、獨逸は悉く讓歩し、同二十八日に至り、會議は一切決定して最重要議題たりしモロッコの警察問題は佛西兩國に有利の解決を見たり。即ち、警察問題に關しては、モロッコ政府に於て、二千人乃至二千五百人の巡查をモロッコ回教徒より任用し、其の編制に付き、五年間佛、西兩國より、教官、將校、下士を貸與し、又タンジール及びカサブランカの警察には、佛、西混合の教官及び將校を任用し、ラバット以下の各港には佛人のみを使用する事とせり。

かくて、獨逸の横紙破りの外交は奏效せず、列國の間に頗る面目を失せる結果となれり。而して此度の會議は、獨逸の身方として最後迄信賴すべきは唯だ奧匈國のみにして、獨逸の同盟たりし伊太利も、佛國に一層同情を有するものなる事を示せり。



## 第二章 無政府状態のモロッコ

賊魁白人を拘禁す

翻つてモロッコの内政を見るに、國內の統一なく、警察權も更に行はれず、爲めに各地の酋長等が隨意兵を動かして所在暴掠し、時には居留外人に寇する事あり。現に千九百四年五月十八日には、ライスリなる一酋長の統率下に在る一部族は、タンジールに在りし米國人バーデイカリス及び其相續人たる英人ブリーリーの住宅を襲ひて之を生擒し、遠く内地に拉し去れり。モロッコ政府は此報に接して愕き、軍隊を出動して此の兩人を取戻さんとせしが、賊魁ライスリは飽迄反抗し、兩人の放釋を望むに於ては巨額の償金を送るべしと豪語せり。此に於て米、英兩國は、各一隻の軍艦をタンジールに派遣して其の國人奪回運動を開始せしに、賊魁ライスリは更に恐れず、モロッコ政府の無能なるに乗じ、擒囚解放の條件として「先づタンジールの知事を罷免し、政府の軍隊を撤退し、十一萬圓の賠償金を仕拂ひ、又己れの部下の部落民にして目下官の手に拘

禁せられ居る者を放釋し、且つ二個の州を己れの專管として與へよ」と要求せり。

モロッコ政府は無力にして之を制裁する事能はず、此の要求を容る、事となりしに、賊魁ライスリは、更に一層廣大なる地方の知事に任せられん事を要求せり。モロッコ政府は止むなく之をも承諾して、六月廿四日彼の生擒兩人を取戻し、英米兩國軍艦は本國に去れり。此の事件につきては、モロッコに勢力を有せる佛國が裏面に於て解決に盡力せる事少からず、米國政府は之が爲めに佛國の恩義を感謝せりと傳ふるなれば、既述せるアルゲシラス列國會議に於て、佛國は米國の支持を受けたるも相當理由ある事と知らる。

### 王位の篡奪

かくてライスリの暴行事件も一旦解決せしが、是れよりしてライスリはタンジール附近地方を支配する權利を得たるより、愈々慢心増長して其後も亂暴の行動多く、或ひは土民を虐待し、或ひは歐米人を誘拐若くは其財産を横領せり。此に於て、タンジール駐在の各國公使は、千九百六年十二月初め、即ちアルゲシラス會議後に、モロッコ政府に向つてライスリを免職せよと要求し、



佛、西兩國は軍艦を派遣してタンジール港に遊弋し、頻りに威壓を加へたり。依つてモロッコ政府は、其の二十三日、兵三百をタンジールに進めてライスリの免官を公告し、ジナット村の彼れが根拠を襲へり。ライスリは村を棄て、遁走し、十二月六日に至り、モロッコ官吏として彼れと談判の爲に派遣せられたる英人サー・ハリ・マクリーンを拘禁し、翌年二月六日、英國政府より一時に五千磅償金を拂ひ、尙ほ今後亂暴なる行動を慎むに於ては、三ヶ年賦にして、更に一萬五千磅を支拂ひ、且英國はライスリを保護する事としてマクリーンを取戻せり。

此くライスリの暴行成功するを見て、各地方之に倣ひて暴行頻發し、其の三月にはマラケシに於て、一佛人士民の爲に殺害せられしかば、佛國は數隻の軍艦を派して之を威嚇し、其四月に至り、佛國はカサブランカの知事無能なるの故を以て、之を免職せしめん事をモロッコに要求せしに、人民之に激して暴動を起し、一轉して歐人排斥運動となり、七月三日、數名の歐洲人を虐殺し、又各國領事館を襲撃せる事あり。此の亂は、九月下旬に入りて、佛、西兩國の陸戦隊に鎮定せられしが、今やモロッコ南部の諸族は、其の王アブダル・アシズが歐洲の傀儡となりて歐化主義を採用せりとて之に反き、アシズ王の弟にして、當時南部モロッコの總督たりしムライ・ハ

フィッドをモロッコの主と仰げり。

翌千九百七年四月より、ムライ・ハフィッドは、使節を歐洲に派して己をモロッコの主と承認せしむるの運動を開始せしに、獨逸は彼れに恩を賣らんと企て、主として之を斡旋し、佛、西兩國にては、ハフィッドをして、アルゲシラス會議の決議を遵奉せしむる事を條件として之に同意せり。此に於て同年十一月下旬に至り、ハフィッドは、兄王との間に協議を遂げて、王位の譲りを受けたり。ハフィッドは兄のアジズと異り、有爲能才の質なりければ、之より國內の秩序改善せられ、國人の暴行も頓に減せり。

### 再び獨佛間の紛議

是よりモロッコは小康を得て無事なりしが、翌千九百八年九月に至り、又も獨佛間に危機を招くの一事件出來せり。そは九月廿五日の事にして、此日佛國陸軍の脱走兵六名は平服に着替へ、同じく平服姿の獨逸領事館員二名に案内せられ、端艇に乗りて獨逸船に投じて脱走せんと企てしが、佛國海軍々人より成れるカサブランカ港碇泊地司令部員は之れを發見し、依つて之を抑留せん爲



め、陸上より信號して航路遮断を命じたり。然るに其の端艇は波浪の爲めに顛覆して、八名とも海中に陥り、佛國水兵に救助せられぬ。佛國司令部員は右の脱走兵を捕縛せんとしたるに、獨逸領事館員は暴力を以て之を拒み、司令部員は之に拳銃を擬して引渡しを強要せり。是が爲め港内一時大騒ぎとなり、事件は頗る緊張し來れり。

獨逸側にては、「獨逸領事館の旅行券を以て領事館員の護衛下に旅行せんとする者を、佛國官吏が抑留せり」として佛國側を詰れば、佛國側にては「是獨逸領事館員が、佛國兵士の脱走を幫助せるものなり」として獨逸を責め、遂に兩國外務省の間に談判面倒となり、十月十四日、獨逸政府は此の事件を仲裁々判に附せん事を提議し、翌日佛國政府之に同意せり。然るに、此處にも横紙破りの獨逸は、佛國に向つて、先づ佛國政府に「我れに謝罪せよ、然る後仲裁に附せん」と申込るにぞ、佛國民いたく激昂せり。然れども佛國政府は事を荒立つる事を欲せず、乃ち穩かに、カサブランカに在る自國憲兵の秘密調査に係る本事件の報告を出して、獨逸政府の反省を促し、此上は双方同時に過言を謝し、事局を收むるを至當とせんと返答せしかば、流石の獨逸皇帝も悟る處ありて、之を海牙の仲裁々判に附す事となれり。右裁判にては事件を明晰にし、双方の非行過失を糾し、兩國之に承服して、一時破裂を傳へられし佛獨の紛議も無事落着せり。

三たび獨逸の陰謀失敗

茲にまた、モロッコ政府は、獨逸皇帝が、頻りに秋波を送りて、萬事に庇護を與ふるを見て其の放漫を改めず、國內依然として紛亂の狀に在りき。土人は歐人排斥を叫んで暴動絶えざりければ、佛國は其内治に干渉する機會も繁く、此上は其動亂一層擴大して、餘波自國領たるアルジェリヤに及び、やがては佛國が軍事行動を採るの口實を與へんことを希へり。然る時は、逸早くモロッコの曖昧なる地位を解決し、之を自國の保護領たらしむるの可能性十分なればなり。是を當時の實狀に照らすに、モロッコに於ける各國の商業上の利害を保護し、之に均等の機會を與へんとするには、先づ其の國內亂麻の狀態を整理せざるべからず。而も此の整理事業は何れかの強大國の一手に委任して、爾餘の列國は手を引き、其成行を監視するを可とするものなるに、獨逸は飽迄も佛國を猜疑して、事毎に故障を申立てたれば、モロッコ問題は歐洲人の注目を惹ける割合に渉々しき進展を見ざりしなり。



既にして千九百九年二月、獨逸は大勢の趨く所、止むなく佛國と協調して、モロッコに於ける政治上の特別利益を承認せしが、二年の後、モロッコに内亂起り、國情頗る危険となり、佛國はモロッコ王救援の爲めに兵を送るに及んで、千九百十一年七月、獨逸は突如一砲艦をモロッコのアガジール港に急派して、佛國に大威壓を加へんと試みたり。獨逸が此の如き激烈突飛なる行動を取るに至りしは、其の世界政策の本旨に則り、此の紛擾に乗じてモロッコの大西洋岸に一部の土地を割取せんと企てたるものなり。

佛國政府も、此亂暴なる獨逸の態度に一時氣を吞まれて手を束ね、策の出づる處なかりしが、既にして英國は、干渉を試み、其の獨逸の佛國に對する傍若無人の態度を決して傍觀するものに非るの斷乎たる決心を表示せしかば、獨逸も、英國を敵として迄も佛國に暴力を加ふるの無謀なるを思ひ、其十一月、佛國のモロッコに於ける自由行動權を承認し、其代償として佛國のコンゴ領の中二洲を獨逸に割讓せしめて、事件全く落着せり。かくして前後七年に亘りて歐洲の平和を脅かせるモロッコ問題は、獨逸に何等有利なる結果を齎す事なくして幕を閉ぢぬ。されど、尙一つ歐洲の平和の脅威たるバルカン問題は、地中海對岸蠻地の如く、容易く決着を見る事能はずして、一紛擾毎に難局を増し、遂に今次世界大戦争の端を發せり。尙遡つてバルカン問題の經過を述べん。

### 第三章 マセドニア問題

#### ベルリン條約以來の懸案

千九百〇年五月廿二日、奧匈國外務大臣ゴルホウスキー伯は匈牙利議會の兩國協議會に出席して、歐洲を駭かすべき一場の演説を爲せり。曰く、「今やバルカン半島内に堆積せる外交上の可燃性材料は、何時爆發するやも知れざる危険状態にあり。今日幸ひにして奧露兩國間に協商の存するあるも、一日其の發火を見るに於ては、是れ以て鎮火の功を奏しがたきを恐る。思ふに奧露間の協商は、バルカン半島内に於て奧露兩國共通の害毒を流すべき事件を防遏する保證たるを得べきも、是れを以て直に同半島内に於ける一切の爆發を防止すると見るは妄斷ならん。吾人は此點戒心を要す。何となれば、吾人は、同半島に於て領土を占領するの野心なきも、同時に吾人の利益を害し、若くは吾人の將來を危殆ならしむる如き事變起るを默過せざるべし」と。當然伯の



一言一動は歐洲の外交に大なる影響を及ぼすものなる事は、伯自ら能く之を知れり。而も今、公然其の議會協議會に臨んで此の如き警戒演説を爲せるは、當時、切迫せるマセドニヤ事件を諷せるなりき。

元來、マセドニヤ問題は、往年のベルリン會議以來の懸案たりしものにて、其の初めは、單に回教徒對基督教徒の宗教問題に過ぎざりしが、後には列強の利權問題加はり。やがては埃露間の重要案件と化せるなり。露國は、嘗てサン・ステファノ條約に於てマセドニヤをブルガリヤに併合せしめ、所謂大ブルガリヤ國を建設して、己れ其の保護者たる優越の地歩を占めんと圖れり。然るに、英國は是れに容喙し、ベルリン會議に於てマセドニヤを土耳其に還附せしめたるものにして、當時マセドニヤは、英露角逐の一題目たりしなり。而して同國が土耳其に還附せられしと言へ、其の住民は土耳其人比較的少く、結局バルカン諸民族の混成國なりき。當時ブルガリヤは人口五百萬の獨立國たる外、其の族の土耳其領内に住む者約二百萬にして、コンスタンチノープルのみにて尙ほ五千人を算せり。而して、マセドニヤはブルガリヤ人の尤も多く繁榮せる地なりき。さればブルガリヤにては、夙にマセドニヤを以て自國の勢力範圍と見なし、一方マセドニヤ

の一部にては、又ブルガリヤに合併するか、若しくはブルガリヤの勢力を借りて土耳其の虐政を脱せん事を希へり。然るにベルリン條約の結果、此の希望全然防止せられしかば、其のブルガリヤ黨は、絶望の極、暴動を起して土耳其の官兵に抗せり。さりとて、ベルリン會議の結果、列國共同の約束を以て、土耳其に還附せるなれば、此の暴動に對して、直に同情應援を爲す者もなく、抗爭無効に終り、爾來十餘年、彼等は悶々の日を送れり。

### マセドニヤ自治黨の革命運動

此間、マセドニヤに於ける基督教徒に對する土耳其の壓迫激烈なりし爲め、是等基督教徒は、近隣諸邦に轉じ、殊にブルガリヤに移住する者多かりき。勿論列國は、土耳其をしてマセドニヤを虐待せしむるを欲せざる故、種々考慮する處ありしも、土耳其に對する列國の利害同じからずして、互ひに意見枘格し、何等斷乎たる解決を下し得ざりき。其中、一千八百九十五年頃より、マセドニヤのブルガリヤ人は、一時秘密結社を造りて改革運動を起さん事を計畫せり。其の主旨は、民族自治を圖るに在りて自ら自治黨と稱せり。其の領袖と仰がる、は、グルエフ、タタ



チエフの二人にして、彼等はマセドニヤ自治を標榜して、國內に散在する革命黨を糾合し、廣く資金を募り、銃器を集め、壯士を養ひ、革命歌を作りて民間に流布せしめければ、其勢力忽ち擴大せり。斯くと見るや、獨りブルガリヤ人のみならず、マセドニヤに在るセルギヤ人、希臘人、ルーマニヤ人、亦た之に倣ひて、各自に秘密結社を作り、やがて是等結社は總括してマセドニヤ國士團と稱し、ブルガリヤ自治黨は陰然之が牛耳を執るの形なりき。

而して此の自治黨は、マセドニヤ國內に在りては秘密結社なれども、其のブルガリヤ本國に設けられたる支社は、公然たる政黨の名乗りを擧げたり。其中、ルーマニヤにも支部を設けしが、同國官憲は之を不穩として解散を命ぜり。是に反し、ブルガリヤ政府にては、自國民族の發展は國運の伸張なりとして陰に之を援けしかば、マセドニヤに籍を有するブルガリヤ族續々としてブルガリヤ國に移り、首府ソフィヤの住民の一半はマセドニヤ人なりとさへ噂せられぬ。彼等は、或ひは土耳其の虐政を忌みて逃げ來れるあり、又は留學の爲め、商業の爲めなどにて來りしも、一旦ブルガリヤに來りては、又マセドニヤに歸るを欲せず、果ては、ブルガリヤの議會に代議士として選出せらる、者ありき。かくてマセドニヤ自治黨は、支部をブルガリヤ本國に置き、

て、公然革命自治の主旨を宣傳し、次第に其勢力を扶植せり。

### 全歐の問題となる

初め、土耳其政府は、マセドニヤの自治黨秘密結社の存在を知らざりしが、千八百九十七年の春、マセドニヤの某邑に於て、一ブルガリヤ人窃盜罪に問はれ、警吏は之を捕へて家宅搜索を爲せしに、秘密室より銃器彈藥を夥しく發見せる外、自治黨が既往四年間に互る種々畫策の證據書類をも押收せり。土耳其官憲は大いに驚き、更に同邑内に住むブルガリヤ人の家宅を殘らず搜索し、自治黨員を捕縛する者五百餘人に及べり。此に於て、秘密結社の革命陰謀悉く暴露し、爾後、土耳其政府は、マセドニヤに嚴密なる探偵政治を行ひ、嫌疑者を凡て捕へて獄に投じ、其家産を沒收せり。のみならず、マセドニヤに在りて、ブルガリヤ人と利害相反する希臘人は、此の機に乗じて自治黨の動靜を土耳其政府に密告せしかば、自治黨は大打擊を蒙り、遂に其の本拠をブルガリヤ國內に移し、一層秘密に再擧を策せり。ブルガリヤ政府にては、土耳其政府を憚り、マセドニヤ自治黨の運動を取締ると聲明せしも、何れかと言へば、寧ろ之を默認せるが如く、其



後自治黨領袖の一人が、ルーマニヤにて土耳其の間諜を殺害せりとの故を以て死刑宣告を受けたる者、追れてブルガリヤに入るや、ブルガリヤ政府は之を放任して時々庇護せりとさへ言はる。

土耳其政府にては、一旦マセドニヤの革命黨を剿滅せりと思ひしに、其後三四年にして彼の自治黨又復活せるを知り、千九百〇一年三月、サロニカに於て若干の嫌疑者を捕縛せしに、其の一人は、革命運動計畫に關する規約書を懐中し居たり。此の規約書に依り、隱謀の根柢極めて深く、且つ其機既に熟し、將さに爆發せんとするものなるを知り得たり。此の規約書は、當時倫敦タイムスのウィーン通信員の手にて始めて發表せられ、千九百〇一年三月廿五日のタイムス紙上に掲載せられたるものなり。而してその計畫に依れば、マセドニヤの各地に秘密委員を置き、其地に於て窃かに募集せる黨員を以て武裝團を組織し、ブルガリヤに於ける中央委員の命令を執行せしめ、要路の土耳其人を暗殺するにありき。土耳其政府にては、此の内情を知るや、ブルガリヤ政府に向ひ、マセドニヤ委員なるものを解散せん事を嚴に要求せり。證據斯く明瞭なる上は、土耳其を宗主國に戴くブルガリヤとして之に抗辯するの餘地なく、其の四月五日を以て、マセドニヤ委員中の巨魁サラフォフ其他數名を捕へ、又自國官吏にして、マセドニヤ人の集會に臨むを

禁止せり。然れどもマセドニヤ委員解散の事は實行不可能なりとて、其儘に放置せり。是れと前後して、其月十五日ソフィヤの有志一萬人は屋外集會を開き、マセドニヤ委員捕縛につき、ブルガリヤ政府の處置を非難し、越えて廿日には、同地にマセドニヤ委員の總會を開き、ミハイロウスキーを幹事長に擧げぬ、ミハイロウスキーは穩和派の一人にして、暴力に訴へんとするサラフォフ一派に反對する者なりき。かくして、事件一先づ落着せるが如くなりしも、尙ほ裏面に禍機伏在する事明かにして、是れ埃匈國外相ゴルホウスキーが、前述の如き警戒の語を發せる所以なり。

此時、マセドニヤ委員中の所謂中央派首領にして、ブルガリヤの將軍ツオンチエフなる者、日頃、サラフォフの聲名を嫉み、己れ之に代らん野心を抱きしかば、今やサラフォフ等の捕縛せられたるを機とし、ソフィヤに赴きて黨を結び、マセドニヤ委員の從來の處置を非難し、其の運動費を濫費せるを攻撃せり。然るに、サラフォフ等の公判は、拘留後四ヶ月目に開かれ、八月初め、無罪放免となりしかば、二千の公判傍聽人は、萬歳を叫びて放免者を祝賀し、次で、マセドニヤ委員の總會を催せり。サラフォフは之に臨席して一場の演説をなし、反對黨の非難に對して辯解



し、悉く其の誤解なるを立證せり。然れども、ツオンチエフは飽迄野心を満足せんとし、百方運動の結果、僅か一票の多数を以て委員長に當選せしかば、サラフオフは去つて外國に遊べり。其の秋ツオンチエフは、與黨四百人を率ゐてブルガリヤよりマセドニヤに入り、土耳其官兵と小衝突を爲せしが、格別の成功もなく、十二月に至りて部下を收めてブルガリヤに引揚げたり。爾來、マセドニヤ委員の一舉一動に對する土耳其政府の警戒は一層嚴酷となり、彼等の活動は稍頓挫せしも、右ツオンチエフの舉措よりして、マセドニヤ問題は再び歐洲列強の注意を喚起する事となり。

#### 第四章 盜賊横行、暴動續出

##### ストーン嬢拐奪事件

此頃マセドニヤにて、ストーン嬢拐奪事件突發し、一時世上の物議を醸せり。事の起りを見るに、千九百一年九月六日、米國の一布教協會に屬する女宣教師にして、久しくマセドニヤ地

方の教化に従事せるストーン嬢は、其協會の設立に係る學校に、ブルガリヤの女宣教師三名を送り届けんとして、英蘭教會の僧侶チルコフ及其妻並びに妻の父と共に馬車に乗じて出發し、其夕六時、ブルガリヤ國境に近き山路に差しか、りし時、突然一隊の群盜現はれ、土耳其語を以て停車を命じ、ストーン嬢とチルコフ夫人を拐奪し、餘人と荷物とは其場に置き、隊を分ちて監守せしめしが、翌朝に至りて皆立去れり。然るに彼等が、ストーン嬢の率ゐる年少き三名の女宣教師には手を觸れず、又荷物をも捨て去りしを見れば、是れ尋常一様の盜賊ならで、其意は、名望ある者を抑留し、贖金を強要する者ならんと推せられたり。果然、拐奪隊の代表者より、米國のボストン銀行に書面を送り、「十月七日迄にブルガリヤのサマロフに於て、贖金二萬五千磅を仕拂はば、ストーン嬢を解放すべき」旨を申込めり。

然るに、拐奪の日、一行の馭者として雇はれたるト、ロフなる者はブルガリヤ人にして、彼れは群盜の土耳其人なる旨を主張せしも、別に證據ありて、其はブルガリヤの盜賊なる事判明せしかば、米國領事の請求に依り、此のト、ロフも拐奪一味として拘留せられぬ。ブルガリヤ政府は此報に接するや、急に兵士を土耳其國境に派遣し、其邊を搜索せしも踪跡知れず。依つて兵を國



境に配置し、賊現はれなば直ちに之を捕縛すべしと聲明せり。越えて九日に土耳其領内に於て、ブルガリヤ群盜の徘徊するを目撃せる者あり。彼等はブルガリヤ人なるも、ストーン嬢を拐奪して後土耳其國境内に遁れて悪事を行ひ、以てブルガリヤ官憲の追討を避くる策を取れるものと察せられる。依つて土耳其政府よりも、軍隊を派して之を搜索せしに、ブルガリヤ國境に遠からぬギユルタベと稱する地にて之を發見せり。然るに、群盜は、我等を窮迫するに於ては、直ちにストーン嬢を殺害せんと威嚇せしかば、土耳其兵は之を遠巻きにせるのみにて、手を下しかねしに、群盜は尙ほも土耳其兵に退却を促し、應ぜざれば、ストーン嬢を殺さんと、尤も強硬なる談判を待込めり。

十月十二日、土耳其、ブルガリヤの双方より群盜の屯所に軍隊を差向けんとせしに、此折り、群盜方よりは、米國領事に向けて、ストーン嬢を殺害すべしと急報せる爲め、同領事は、午前三時に、土耳其政府に軍隊の撤兵を乞ひ、ブルガリヤ軍も同時に引揚げたり。然るに、十五日に至りて、コンスタンチノール駐在の米國總領事の手に達せる情報には、彼の盜賊は、其實マセドニヤ委員の手先にして、マセドニヤ委員は、巨額の費用を得んが爲め、特に米國婦人を強奪せる

ものなる事判明せり。依つて總領事は、更にブルガリヤ政府に向ひて、マセドニヤ委員の巨魁を嚴重處分し、少くとも贖金額を減少せしめん事を求めたり。されどマセドニヤ委員サラフォフは當時巴里に在つて、十月二十二日のタン新聞紙に寄書し、己れ今回の拐奪事件には毫も關係なき由を辯明せり。其中、ストーン嬢と共に拐奪せられしチルコフ夫人は、艱苦に堪へずして死去せるの報あり。廿三四日の交、米國政府はベルリン駐在の米國領事メーソンに命じて、疾くコンスタンチノールに赴き、同地の總領事を援け、直接に群盜と交渉して贖金の事を交渉せしめたり。因つて土耳其及びブルガリヤの各方面より使者を派遣せしに、幸ひに其の目的を達し、二十九日に至り、ストーン嬢のみは安全無事なる事判明し、其の解放も可能なるも、唯だ贖金の問題俄に決せざりき。

米本國にては、贖金問題に就いて二様の意見に分れたり、政府の宣教師管理局にては、初め贖金不可論を唱へ、「此の如き悪習を作る時は、今後バルカン半島に赴く宣教師は一人として安全なるを得ざるべし」と説けり。然れども、同嬢の生命危険なりとの急電に接しては、或ひは貴婦人を見殺しにせりと非難せられん事を虞れ、初説を變じて贖金の募集を爲し、ポストンに



於て八千磅、紐育に於て二百五十磅を得たるも、尙ほ不足なる故、國庫金を以て之を補はんとせしも、國庫には此の如き目的に支出すべき資金なく、奈何ともする能はず、遷延する中、十一月廿九日に至り、ストーン嬢亦た艱苦に堪へずして死去せしかば、一時世上を騒がせる此の事件も、其儘立消えの形となれり。

### 自衛團は良民の敵

此間、マセドニヤ委員は、依然ブルガリヤに本部を置きて獨立運動おさく／＼怠りなかりしも、千九百〇二年中、稍鋒銳を收めしかば、露、奧兩國政府は、千八百七十五年の協商に基き、相聯合して土古耳政府に勸告し、此の小康の時に乘じてマセドニヤの行政を改革し、以て後患を除くべしと説けり。同時に佛國も單獨にて勸告する所ありしかば、土古耳政府は、其十二月に勅令を發して改革を行ふ事となり、先づ憲兵を改良して非常警察の制度を擴充し、道路の修繕、學校の設立、財務の改良に着手せり。然るに財務に就ては、人民不平の最大原因たる收稅方面に毫も手を觸れざる故、從來の弊害些も除去せられず、又憲兵の改革も、其の將校には凡て回教徒のみ

を採用し、普通憲兵として任命せる基督教徒中には、陋劣なる無賴漢少からざりしがば、是も改革の實擧らざりき。

尙ほ右の外に、土古耳政府にては、地方自衛團に對しても改革を試みしが、是亦失敗に歸せり。此の自衛の起原を探ぬるに、由來マセドニヤの地方村落は、無警察の状態にて、而も基督教徒は、其身を保護すべき武器の携帶を許されず、止むなく彼等は、勢力ある盜賊に毎年一定の金額を拂ひて生命財産の安固を依托する習慣なりき。かくて其の盜賊團は、外部より來る他の盜賊を撃退するの任務を取ると共に、他村に赴きて盜賊を働くなり。是れ即ち地方自衛團なるものにして、人民が彼等に支拂ふ金額は、其村落の地位と盜賊の能力に依つて差異あり。曾てモナスチール駐在某國領事の調査せる處に依れば、マヴロゾオの一小村にては、此の自衛團賊七名を置き、一名に對して、七磅乃至二十磅を給し、村民總收入の一割を支出する計算なりき。而も彼等は本來山賊なれば、自衛を約するも、尙ほ別に惡事を働く事多く、大概、回教徒たるアルバニヤ人の獨占事業なりき。依つて土古耳政府は自今基督教徒の村落には基督教の自衛團を組織する事を許せり。而も基督教の自衛團には、棍棒の外銃の携帶を許さざる故、彼等も本式の賊に遭う



ては、直ちに遁走するを常とす。而してアルバニヤ回教徒の自衛團は、従前契約せし基督教徒村落に來り、自己の繩張り内なりとて、保護料を強要する爲め、基督教徒村落にては、却つて二重の保護料を支拂はざるべからず。此の如き改革は遂に無意味に終る外なかりしなり。

#### 滑稽なる机上政治

而して、此の時マセドニヤの總監督官に任命せられしは、ヒルミ・バシヤなる者にして、彼れは、徒らに儀容を修め、尊大にして机上の空論を好み、治績毫も擧らざりしなり。マセドニヤの一記者彼れを評して曰く、「ヒルミ・バシヤは確かに普通の土耳其官吏以上の教育を有せり。彼れは讀書家に非ざるも佛語に通ぜり。但し彼れ一たびも土耳其外の地を踏みたる事なき故、其思想は土耳其宮中の舊弊を脱せず、人に接するや鄭重にして威儀あり、誠意の熱情家らしく見ゆるも、接見度を重ねるに及んで、寧ろ其の滑稽役者なるを知るに至るべし。彼れ大精力家にして常に机に面し、書類を手にし、徹宵事務を執りて倦む事なし。かくて彼れは、紙上の研究の結果として諸種の改革案を捻出し、之を日々の訪問客に語り、領事等に説き、其の卓見を誇る。遂に是

れ公けの報告となりて世上に流布するに至り、マセドニヤ國は、彼れの治下に在つて驚くべき進歩を來せるが如く吹聴せられて、歐洲人を迷はすなり。要するに、彼れは形式と宣傳とを武器として世を欺く舊式官僚にして、其の唯一の政務資料たる幾多の電報と統計表とを手にして、煙草を燻らして悠々日を送るのみ。概ね居室を出づる事なし。唯稀に各領事に對して儀式的訪問を爲せり。されば彼れは、マセドニヤに着任後、管下の一村をも巡視せる事なく、又管下二百萬人の代表者を引見せる事もなく、客あれば、自己の治績を擧げて、或は着任以來匪徒一千餘名を逮捕せりとか、又は一千の在獄者は悔悟の狀ある故やがて赦免すべしなど説くも、其の匪徒なる者は、自發的に歸順せる者にして、又在獄者の赦免は愚か、無辜の人民尙ほ恐れて安堵せざるの狀にあり。客是等の點を指摘して難詰すれば、彼れは呵々哄笑して他を言ひ、今日天下太平なるは、一に諸君の同情に依ると大聲するを常とせり。此の如きは、土耳其官僚者の慣用術にして彼れは官僚術に於てのみ土耳其人間に一頭を抜ける尤物なりしなり。此の如き總監督官の下に在りて、マセドニヤ改革の實擧がらざるも當然なり」と。此の觀察は以て當時マセドニヤの國情を如實に説明せるものと見なされたり。



されば、マセドニヤ自治黨の急進派は、此の如き改革案にも、又總督の人物にも満足せず、其の機關新聞紙上に土耳其新政なるものを嘲弄し、今日は唯だ武力を以て一切を解決すべきのみと説けり。間もなく其の巨魁たる彼のサラフオフは、武装せる壯丁四千人を率ゐてマセドニヤに入り、是れより日々土耳其兵との間に衝突あり。三月に至るも、事態愈々困難に陥るのみ。日毎にマセドニヤ委員の爲に暗殺せらるゝ者多し。土耳其政府にては、コンスタンチノール駐在の埃露兩國大使に向ひて、今回の改良案は實行上障害多きを訴へ、又「ブルガリヤ政府が其の族民のマセドニヤ運動を禁制せるも、土耳其に反抗する匪徒は常にブルガリヤ内地に潜伏するを以て、これを如何ともしがたし」と報告せり。其中、土耳其兵とサラフオフの部下の間に小戦あり、サラフオフは敗軍して、乗馬戎服を捨て、ブルガリヤ内地へと遁げ入れり。

### 第五章 諸種の改革案皆失敗す

アルバニヤにも騷擾起る

マセドニヤの動亂斯く頻々たる間、同じく土耳其領たるアルバニヤの地にも騷擾起れり。其の族長三十名は、今回土耳其の發表せる改革令に對して土耳其帝に上奏し、果して此の改革實行せらるゝに於ては我等が族民蜂起して干戈に訴へん」と明言せり。是れ、アルバニヤとマセドニヤとは地異ると雖も、其の人民間聯絡を取れるの結果と見なされたり。是れ此のアルバニヤ人は、古代のスレス（トラキヤ）人の遺族にして、モンテネグロと希臘との間に在る山地に位し、其國土岩石多く、嵯峨たる巖聳え、唯だモンテネグロのスクタリ湖に連なる所に平原あるのみ、其のマセドニヤとの國境は定かならず。往古に於て、アルバニヤ人はダニューブ（ドナウ）に至る迄のバルカン半島西部を悉く領有せる歴史あり。後代に至りてセルギヤ人、ブルガリヤ人の侵略に逢ひ、今の地方に退縮せしも、本来勇敢なる民族として、土耳其政府も之を完全に征服する事能はず、時に懷柔策を取れり。其の宗教も、半ば回教に轉じたれども、眞の回教とは趣を異にし、唯だ其の好戦性のみは顯著なり。人民中、各派の基督教信者少からず、土耳其にては、一時、此の人民を強迫して回教に改宗せしめんとせしかば、人民多く遁れて伊太利に赴けり。此國民は常に武装し、牧者農夫も手に銃を離さず、婦女幼者も拳銃を帶せり。其の軍隊は、親族を以



て之を編制し、族長之を指揮するものにして、血族尊重の風強し。かの土耳其に叛きて埃及を興せるマホメット・アリは、此のアルバニヤ族の出身にして、元來勇敢にして信義に厚き人種なるが故に、土耳其帝は之を親兵に採用せり。爲めにアルバニヤ人は、コンスタンチノールの宮中に一種の勢力あり。而も性極めて保守的にして凡ての改革に反対し、就中列國が基督教民を保護する爲に、土耳其に勸諭して行はしめたる前述千九百〇三年二月の改良には絶對反対なりき。かくして其の族長三十名は、土帝に對し、開戦を賭して改革案に抗議せるなりき。

此に於て、露國政府は、アルバニヤ人の反抗狀況を視察せんが爲めに、動亂の中心地ミツロキツアに領事館を新設し、スチエルキナと稱する者を領事に任じ、三月八日、始めて露國々旗を館上に翻せり。アルバニヤ人を見て大いに激昂し、三月廿六日、ヴシツルン市附近に集合して、基督教徒を國內より放逐せん事を市長に強要し、其の應ぜざるを見るや、市中に亂入して基督教徒を残らず放逐し、更に進んで、三十日には、ミツロキツア市を包圍し、翌日土耳其兵と市外に戦ひ、敗れて退却せり。然るに、四月一日午後五時半頃、露國領事スチエルキナ、現視視察の爲め、従者一人、護衛兵一名を隨へて館を出でしに、アルバニヤ系の土耳其兵、途上領事に敬

禮すると見せかけ、忽ち身を翻して之を射撃し、且従者をも射撃せり。彼れは前日亂戰中、自己の親戚に重傷を負へる者ありしを以て、恨みを今回戰亂の根本原因たる露國領事館に報ぜんとせるなりき。此の凶報に接するや、同地の土耳其守備隊長サイドバシヤは醫師を具して現場に馳け付け、領事を援けて館内に擔ひ入れしも、僅に十二三步の短距離より小口径のモーゼル銃を以て狙撃せし彈丸なれば、左肺を貫通し、又膀胱を傷つけ、九日に至りて遂に死亡せり。土耳其政府は、初め該兇行兵士を十五年の禁錮に處せり。是れ、其の血族者再び復讐の兇行に出でん事を虞れたる爲なりき。露國にては之を不十分なりとし、土府駐在の露國大使に訓電して、加害者を死刑に處するか、若しくは證據十分ならざるに於ては無罪放免するか、二者一を擇ましめよと促せり。此に於て、土耳其政府は前判決を取消して死刑を宣告せり。然るに這次凶變は、土耳其政府が、露國の勸告を容れて、アルバニヤ人を鎮壓する爲め、兵力を用ひたるに起因せるなれば、露國は敢て土耳其に向つて賠償金を要求せざりしも、其の輿論は、何れも土耳其の處置を非難するに一致せり。



急進派の暴動

此間、一方、マセドニヤ委員中の急進派は、今回の總督官制度下に改革の行はるべきに非ざるを憤慨し、此の如くんば、埃露兩國の勸告も何の用をか成さん。眞の改革の實を擧げんとせば、歐洲列強共同の大干渉に待たざるべからず。但し、歐洲列強をして共同大干渉に出でしめんが爲めには、彼等をして直接痛痒を感ぜしめざるべからず。即ち、マセドニヤに在る歐洲諸國人の生命財産を危険に陥らしむる狂言を畫かざるべからず。然る時は、歐洲諸國は否應なしに干渉する事となり、其時土耳其政府も改革に着手するに至るべし」と、無智なる人民の暴動陰謀は此に計畫せられ、彼等急進黨は、第一着として、サロニカの土耳其銀行を破壊せん事を企てたり。乃ち彼等は同銀行の隣家を借りて雜貨店を設け、其床下より銀行の床下に坑道を穿ち、其處に爆發藥を装置し、千九百〇三年四月廿九日、見事に之を爆發せしめたり。銀行は咄嗟の間に吹き飛ばされて慘憺たる光景を呈し、市中の騷擾沸くが如し。彼等陰謀團は此機に乗じ、爆彈を携へて市中を馳け廻り、停車場、歐人の旅館、獨逸の學校等にも之を投ぜしも、銀行以外には、爆彈破壊多

く奏功せず、却て以後土耳其官憲の警戒一層嚴重となれり。總督官ヒミル・パシャは、此の凶變に際し、官僚政治に唯一の武器たる探偵政策を用ひ、苟くも注意人物と思はる者は、之を逮捕して獄に投じ、各地に戒嚴令を布きしに、兵士等は、勢ひに乗じて民家に闖入し、武器を搜索すると稱して、居室を荒らし、掠奪を行ひ、婦女を押さへ、亂暴狼藉到らざるなし。

此に於て、マセドニヤ人民は、恨み骨髓に徹し、之が復讐を思ひ立ち、八月二日に至り、五千の亂民、モナスチール市を中心として一齊蜂起し、電線を切斷し、橋梁を破壊し、火を兵營に放ち、モナスチールとサロニカ間の鐵道を破壊し、檄を四方に傳へければ、遠近風を望んで來り加はる者絡繹たり。土耳其政府は此報に接して大いに驚き、急にヒルミ・パシャを司令官に任じ、大軍を派して漸く亂徒を潰散する事を得たり。此の騷亂に、亂民の死者七千人、家屋の焼失一萬二千戸、家を失ひて路頭に迷ふ者七萬人、ブルガリヤに走りし者三萬人、捕へられて獄に投ぜられし者五千人に及び、其慘狀、マセドニヤ始まつて以來嘗て例なしと言はる。

されば、此の騷亂は、實にマセドニヤ人の死傷を生じたのみならず、其餘波として端なくも露國領事の殺書を見たり。即ち、其頃モナスチノールに駐屯せる露國領事ロストウスキーは、



馬車を馳りて土耳其兵營の門前を通行せしに、番兵等は、外國領事に對する敬禮を成さざりしかば、同領事は、下車して無禮なる兵士の姓名を詰問せり。尙兵士等は之には答へず、矢庭に銃口を向けて領事を射殺せり。彼等兵士は、例のアルバニヤ人選拔隊にして、露國がマセドニヤの基督教徒の爲に干渉せるを恨みて其の領事を害せるなりき。土耳其帝は、此報に接していたく驚き、直ちに其の宰相及外務大臣をコンスタンチノールの露國大使館に遣はして謝罪せしめしむも、露國は之に満足せずして兇行兵士を嚴罰に處せん事を要求せり。此に於て土耳其政府は軍法會議を開き、下手人二名を死刑に、外一名を十五年の懲役に處し、且其の上官を免職せり。露國がかくマセドニヤ事件の爲めに領事二人迄殺害されしも、單に加害者を罰せるのみにて、何等交換條件を提起せざりしは、當時、極東に於て、我が日本との間に戰端勃發の兆ありてバルカン半島に事を起すの餘裕なかりしが故なり。而もモナスチールのアルバニヤ人は、露國領事銃殺者が、死刑に處せられたる爲め、一層激昂の色あり、何時又兇行に及ばんも圖られざる故、露國は之が警戒の爲め、セバストポールより、戰艦其他十八隻を土耳其沿岸に派遣せり。但し埃國にては、嫉妬の目を以て之を注視せり。

露埃合同の改革案

此の如くにして、露埃兩國の提起せるマセドニヤ改革案、即ち、千九百〇二年二月案は、何等の效果をも收むる能はず、全然失敗に終れるなりき。此に於て、埃露二國は、土耳其に對して更に有力なる改革案を提供するの必要に迫られたり。乃ち千九百〇三年九月末より十月に亘り、埃露兩帝はミルツステグに會見して、之が對策を擬議せり。此地は埃都ウィーンの西南約五十哩に在る皇室獵場なり。此時、露帝ニコライ二世は、九月廿五日、先づ獨逸に入り、三十日埃國に赴けり。豫ての申合せに依り、兩帝は一切の公禮を略し、其のウィーン到着の際には、フランツ・ヨーゼフ皇帝自ら之を停車場に迎へしも、露帝を宮中に留めずして直ちに相携へてシェーンブルンの離宮に赴き、翌日は既定のミルツステグ獵場に到り、世塵を遠ざかれる林中に於て、兩帝兩宰相の密議あり。十月の初め、露帝は尙ほ此地に留まりて埃國の皇族等と共に遊獵を試み、埃帝亦滞在せり。かくて埃國外相ゴルホウスキー伯と露國外相ラムスドルフ伯との間に十月二日協議纏り、乃ち廿日午前十一時に獵を終り、兩帝及び皇族貴族は馬車に乗じてミルツス



テッグを辭して、ノイベルグ市に至りて分袂し、露帝は午後五時五分歸國の途に上れり。

此の會見に於て決定せる第二次マセドニヤ改革案は、所謂ミュルツステグ案なるが、當時英國外相ランズダウン侯も、亦マセドニヤ改革に關する一層強硬なる意見書を作成して之を塹國外相ゴルホウスキー伯に送附せしが、其の塹國外務省到着二時間前に、塹露兩外相は相携へてミュルツステグに向つて出發せしなり。されば世評には、兩相、英國の提案を忌避せんが爲め、態ざと時間を繰上げて出發せるなりと言へり。

さて右のミュルツステグ改革案は、同年（千九百〇三年）十月、コンスタンチンノーブル駐劄塹露兩國大使の手より土耳其政府に提出せられ、其の要旨は左の數項目を主とせり。一、爾後塹露兩國政府より民政委員を派し、之を總督官ヒルミ・パシヤの下に置きて、マセドニヤに於ける其の政務を補助せしむる事、二、土耳其は外國より高級將校を聘して憲兵制度を改善する事、三、土耳其は、マセドニヤの司法行政組織を改革し、基督教徒たる土人をも官吏に任用し、以て地方自治の發達を期すべし。四、土耳其は、塹露兩國領事の監督下に回基兩教徒より成る混成委員を設け、以て國事犯の内容を調査し、且擾亂地方の荒廢を恢復するの道を講ぜしむる事等なりき。

而して憲兵制度の一端としては、マセドニヤを五管區に分ち、之をそれらに塹匈國、露國、伊國、英國、佛國の將校に分管せしめたり。唯だ獨逸のみは、自國の管區を有せず、在サロニカのマセドニヤ財務監督國際委員會に自國領事を參加せしむるに止めたり。當時英國にては、マセドニヤの憲兵制度及び財務監督等を國際的とするの意見を固持し、伊、佛、西國も之に賛成せり。かくて、千九百〇五年より同七年に至る間に、マセドニヤ改革案は漸次國際化せられ、塹國の獨占的方針は撤廢せられたり。此に於て、從來、露塹兩國のマセドニヤに對する協定は破却せられて競争となり、ボスニヤ・ヘルツェゴキナ二州合併問題起りて兩國の大角逐を生ぜるなり。

初め塹露二國が、二月案及びミュルツステグ案を立てし動機は、主としてバルカンの基督教徒を土耳其の虐政より救ふに在りと稱せしも、是れ一片の口實にして、其實、之に依つてバルカんに自國の權勢を扶殖せんとの野心なりき。當時世上或は塹露兩國の態度を評して、「彼等兩國の本心は、マセドニヤの無政府状態を改善するよりは寧ろ之を一層助長せしむるに在り。故に、其の土耳其に提出せる改革案なるものは、實際に於て效果なく、唯だ之に依りて益々マセドニヤ



を混亂に陥らしめ、以て自國を利せんとするに在り」と論ぜざるなり。埃露兩國に此の如き積極的惡意なしとするも、其の二回の改革案に於て、彼等は、自國の利益を本位とせるの點は毫末疑ひなく、殊に埃國に在りては、此際露國と共同してマセドニヤ改革を提唱するを利益と見たるに、露國に在りては、當時極東の經營に忙殺せられて、進んでバルカンに積極的活動を試むる暇なき際、埃國と提携運動を起す事は、埃國の專横を掣肘するの便あり、茲に兩國の提携成れるものと見るを至當とせん。而して後のミルツステグ案は、其の理想に走るの點に於て二月案と相距る事遠からず。何時しか死文に化して何等成績を擧ぐる事なかりき。其中千九百〇四―五年の露戰爭となりて、露國はバルカン半島に對しては、唯だ現状維持の方針を定め、一方ブルガリヤに勸めて、土耳其政府との間に、マセドニヤ革命黨取締に關する條約を結ばしめたり。此の條約は多少の効果ありしが如く、マセドニヤは一時少康を得たり。

### 列國共同の改革案

此際英國にては、土耳其の内政改革の實舉らざることを、主として其の資力の乏しきと財政の運

用宜しからざるとに由るとなし、乃ち千九百〇五年五月、マセドニヤに關する根本政策案を提起して、埃、露、佛、獨、伊の五ヶ國に同意を求めたり。其の方案として記する處は、土耳其政府をして、マセドニヤに對し、列國共同監督の下に、一種の分權政治を行はしめ、土耳其のマセドニヤ駐屯兵を減じ、又、埃露の派遣文官の外、英、佛、獨、伊よりも代表官を派し、之を以て一監督局を組織し、主として財政事項の管掌に當らしむると同時に、他の一般行政にも發言權を有せしむべしといふに在り。斯くする時は、埃露兩國の從來獨占せる地位は變じて、マセドニヤは、列強共同の活動舞臺となるべき形勢なり。

是に對して、埃露二國は、英國提案の一部に賛成し、監督官の管掌事項を單に財政のみに限るべしと訂正せり。英國之に同意し、茲に列強國は其の實行を土耳其政府に要求し、併せて列強代表官の任命をも土耳其政府に通告せしに、その政府にては「我國の主權を侵害するものなり」と之を拒絶せり。拒絶に會へりとして、其儘止むべきに非ざれば、列強は示威態度に出て、聯合艦隊を以てダーダネルス海峽を封鎖し、且つ土耳其の税關を差押への決議を爲し、之を土廷に通告すると共に、各自若干の軍艦を希臘のピレウス港に集合せり。かくて其の陸戰隊は、ミチルニー島



に上陸して税關を差押へしかば、土耳其政府も恐れして、列國の提案を承諾する事となり、唯だ自國獨立の體面を維持せんが爲めに若干の修正を要求せり。

かくして同年十二月土廷と列強の間に新たなるマセドニヤ改革案成れり。其の要領は、第一ヒルミ・パシヤの下に列國の財務監督官を置く事。第二、財務監督委員は、土耳其帝國銀行と共同して業務を行ひ、財務検査の任は、之を同銀行に託する事。第三、巡回視察官三名を置く事等なり。但し此の協定案も、マセドニヤの改革實績を擧ぐるの望みなきは、初めより略明白なりき。何となれば、列強間には、之に對して十分の協調ありしにあらざ、現に、列強が其の改革を土廷に迫れる際、獨逸は却て土廷の歡心を買はんが爲めに種々運動する所あり、之に對して英國は妨害を試みて、雙方の間暗闘盛んなりき。

而して其間マセドニヤの匪團は依然暴動を續け、土耳其官兵との衝突沙汰頻々たりき。是に於て、英國は、千九百〇八年六月、更に新改革案を立て、列強の賛同を求むる事となれり。同案の内容は、ミユルツステグ條項中の監督制度を根本的に改め、新たに列強の同意を得たる獨立の監督をマセドニヤに置き、其任期を十年とし、必要の場合には兵權を附與し、一方マセドニヤに屯

する土耳其兵は凡て之を撤回し、其の財務をば、列國委員の監督下に置き、土地の費用に充て、剩餘のみを土廷の國庫に納入すべしといふに在りき。之に關して列強は即答を與ふる者なく、中には、之を以てベルリン條約に保障せる土耳其の歐洲領土を再び分割するにも等しとなして不同意を表せるもありき。

此に於て露國は、英國に對し、「右提案の趣旨には異議なきも、是れ列強の到底同意せざるべき事にして、特に獨逸の同意を得る事難かるべし。我が國別に對案を作れり。是れ或ひは列強の同意を得るに庶幾からん」とて、更に一改革案を提出せり。此の露國案に對しては、果して英國以下大體に於て同意せしかば、列強の名を以て此の改革案を土廷に示して、其の實行を勸告中、偶々青年土耳其黨の革命勃發し、マセドニヤの諸民族も、一時青年土耳其黨の新政を謳歌せしかば、マセドニヤ問題も一時終熄の形となれり。依つて列強も、土耳其の新政に好意を表して干渉の手を緩め、其の派遣將校の如きも、程なくマセドニヤより撤退し、かくして、列強のマセドニヤ改革案も中絶せり。而して此間に形勢急轉せるは、奧國のボスニヤ・ヘルツェゴギナ兩州併合問題なり。



## 第六章 ボスニヤ・ヘルツェゴギナ併合

ベルリン會議條文の曖昧

千九百〇八年十月六日、奥匈國政府は、列國の外交代表者に一篇の回章を發し、ボスニヤ・ヘルツェゴギナ二州を自國に併合すべきを宣せり。其通牒文面に曰く「ボスニヤ及びヘルツェゴギナの二州は、我が奥匈國の施政に依り、物質精神共に高度の文化に達せり。従つて此事業を一層完成せんが爲め、兩州民をして、其の豫て熱望する自治及び立憲制度の恩典に浴せしむべき時は、既に到來したるが如し。我が奥匈國政府は、コンスタンチノブル條約中に存する拘束を脱して、ボスニヤ・ヘルツェゴギナに關し、斷然行動の自由を得べき必要に迫られたり。吾人はボスニヤ及ヘルツェゴギナに對して宗主權を握る。此等の地方に吾人の相續權を及ぼさん事、是れ吾人の欲する處なり。法の前には萬人皆平等なる權利を有するの高尚なる思想、又二州の立法行政に參與するの權利及び一切の宗教、言語、民族に對する平等なる保護は、吾人の確保する

處なれば、貴國は、十分に是等の權利を利用する事を得べし。人身の自由と一般の福祉とは、是れ本政府が二州に於て實現せん事を欲する唯一の目的なり」と。

此の突然の通告は、當然列強間に外交上の紛議を起し、禍亂の種を蒔けるものなるが、此問題に就いては、遠く溯つて、ボ・へ兩州に對する奥匈國の權利其物の本體を探討するの要あり。

そも、奥地利が、ボスニヤ・ヘルツェゴギナ二州を占領せるは、是れ、露土戰爭に於て、奥地利が中立せるに對し、露國が與へたる報酬にして、千八百七十八年のベルリン條約第廿五條に之を明示せり。曰く、「ボスニヤ・ベルツェゴギナの二州は、奥匈國に於て之を占領し、行政すべし。奥匈國政府は「セルギヤとモンテネグロ間に在りて東南に延長し、夫れよりミツロホツツに達するノギ・バザル地方」の行政を欲せざるに付き、此の地方には、尙ほ引續き土耳其政府の行政を行ふべし。然れども、政治上の新關係と交通の安全とを保護する爲め、奥匈國政府は、舊ボスニヤ州の一部たる、右ノギ・バザルの全域に互りて兵營を置き、軍事及び通商上の道路を設くるの權利を保有す。此事に關しては、奥匈國政府と土耳其政府の間に、更に詳細の取極めを



爲すの權利を保留す」と。而して右末段に記せる詳細の取極めは、千八百七十九年四月廿一日のコンスタンチノーブル條約を以て規定せられ、奥匈國及び土耳其の軍隊をノギ・バサルに在營せしむる事を約せり。然るに、當時、ベルリン會議閉會の當日、即ち、千八百七十八年七月十三日、奥露兩國間に一條の秘密條約取結ばれたり。其の要旨は、露國は、奥匈國がベルリン條約に依て占領權を得たる土耳其のノギ・バザル州に對する行政上の不便に鑑み、同地方をボスニヤ・ヘルツェゴギナ二州と均しく永遠に占領するに對し、異議を唱へざる事、就いては、奥匈國は、之が代償として露國に對し、ベルリン條約の實行上に横はる一切の故障を排除するに就いて外交援助を與ふべき事を約せり。尤も、是れより先き、千八百七十六年、奥露兩帝のライヒスタットの會合以來、露國は、既に奥匈國のボ・ヘ兩州占領を是認し居たるものなるが、而もベルリン會議に於て、露國全權、ゴルチャコフは、奥匈國の、右兩州占領を承認するを好まざるの態度を示し、獨英兩全權の慫慂に依りて僅に之を承諾せるなりき。元來、露國最初の希望は、露國がバルカンに於てブルガリヤなる一大スラヴ國を建設し、依つて覇を同半島に立てんとするにつき、奥匈國の中立を得んとするに在りしなり。

奥匈國にては、最初よりボ・ヘ兩州を併呑するの計畫なりしも、當時の外相たりしアンドラシー伯は併合の名を避けて、占領の形式を取れるものなり。是れ一は土耳其の反對を招き、延いては露國が再び土耳其に戰端を開くの機會を與ふるに至るべきを恐れたると、他は、兩州併合に對し、マジール族の嫉妬的反對等を顧慮せるに依れり。但し、當時ビスマルクは、奥匈國に向つて、其の遠慮勝ちなる軍事占領を止めて、疾く併合を行はん事を勧めたり。ビスマルクの意は、奥匈國にボ・ヘ二州を與へて、以て、一は同國の非日耳曼感情を緩和せしめ、一は以て奥露間の反目を助長せしめんとするに在り。奥露反目の結果は、兩國何れも獨逸に秋波を送るべく、ビスマルクは、此間に在つて、大いに策動せん事を期せるなりき。

#### エーレンタール時代迄の經過

ボ・ヘ二州問題は、斯くして奥匈國の軍事占領の形にて、其後幾年かを其儘に經過せしが、千八百九十六年頃より、ビスマルクの畫策に依りて、奥露間一層の親交を生じ、翌九十七年の春には、奥帝親しく露帝を訪問し、ボ・ヘ二州の問題に就いても懇談する處ありしが如し。され



ど、露國は、埃國の、右二州を即時併合する事に關しては、尙ほ之を肯せず、其の以外の點にて兩國の妥協談の基礎と爲さん事を望みしかば、埃國外相ゴルホウスキー伯も止むなく之に従ひ、兩州併合の事は、他日の機會を俟つ事とし、かくて又々兩三年は経過せり。

此間、露國は極東に於て旅順大連の經營に全力を注ぎ、又、ボ・ヘ二州問題を顧みるの暇なき形勢なり。埃國の進取論者は、ゴルホウスキー外相が此の機を利用せざるを攻撃する中、やがて日露戦争となり、露國內に革命起りしが、彼等進取論者は一層猛り立ち、此の千載一遇の好機に乗じてボ・ヘ二州を併合し、セルギヤを抑へ、霸をバルカンに立てん事を唱へたり。然れどもゴルホウスキー伯は、元來奇策に富める權謀家に非ず、寧ろ正直にして常識に富める政治家として、露國の不利に乗じて策を構ふるは其の好まざる處なりき。且つ又伯は、埃國が單獨にてバルカンに事端を發するを危険なりと見たり。更に之を顧みれば、千九百〇三年より同六年に至る三年間、埃國の議會は、常に紛擾を極め、隨つて一朝事あるに際して、軍事費の協賛を得る事覺束なき情勢に在りき。當時閣員中には、此際、寧ろ事端を外に構へて、内紛を之に轉せんとの見解もありしが、埃帝もゴルホウスキー伯も之には賛成せざりき。

一方獨逸を見れば、獨帝は當時モロッコ事件に力を注げる故、埃國に對しては其の力をバルカンに殺ぐの不利を説けり。獨帝は、自國にて當年露國の弱點に乗じて活躍せるを棚に上げ、埃國をして此の利益を獲得せしむる事を欲せざりしなり。ゴルホウスキー伯は、獨帝の心事を察して其の狡猾なる態度を快らず思ひ、依つて徐ろに、マセドニヤ改革の方面に力を注ぎ、一方には、其の機關紙をして言はしむるやう「歐洲以外の天地に於て發生せる問題は、三國同盟の共同蹶起の理由とはならず、故に獨逸がモロッコ問題に關して英佛と干戈を交ふる事ありとも、我が埃國は獨逸に對して武力的援助を與ふるものと期待せられざるべし」と。かく埃國はモロッコ問題に對して豫防線を張ると同時に、伊太利に對して一層親交を結ぶ事に力めたり。即ちゴルホウスキー伯は、千九百〇五年六年の頃、伊國外相と再度迄會見を爲し、従前アルバニヤに關して協定せる條約に調印を了せり。斯くと見たる獨逸は、埃國に對して快からず、且つ埃と伊との親交増大するに關して嫉妬を起し、何等かの機會に於て、之を取擽がんと待構へたり。

其中千九百〇六年の春、アルゲシラス會議起り、此際ゴルホウスキー伯は、獨逸に對して誠意



を表せしにも拘らず、獨帝は伯に對する日頃不快の念より、遂に伯に對して一場の皮肉なる反語を浴びせて曰く、「ゴルホウスキー伯は、今回の會議に於て、吾人の爲めに、決闘場に於ける光榮ある介添人たるの任務を執れり」と打電して其勞を謝せり。奥國政府にては、斯かる侮辱的電報を公表する事を好まざりしも、ウィーン駐劄の獨逸大使は、伯が斯かる獨帝の賞賛的電報を公表せざるは心得がたしと論難せしかば、遂に之を發表する事となれり。然るに其結果、奥國は、單に介添者に過ぎずとの解釋を受け、爲めに、伯の威望も傷けられ、其翌年、伯は匈牙利政府との間に圓滑を缺くに至れるを機として辭職せり、此に於て、駐露大使エーレンタール男は代つて外相となれり。

怪傑エーレンタールの性行閱歷

エーレンタールは、近世歐洲に於ける有数の外交家として、其の外相たる五年間、列國の外交家を翻弄し、奥國をして列強の間に重きを爲さしめたり。世人或は、東に我が小村壽太郎氏西にエーレンタールの二大外交家を數へて、共に時を同じうし、略其の壽をも同じうせるを稱へ



ルータンレーエしひ奮を腕怪に題問ンカルバ



て、東西好一對と見立つるあり。何れにせよ、彼れは、案外正直者のゴルホウスキーの後を受け  
て、其の權略縦横の手腕に、一時歐洲外交界を混亂せしめたり。彼れは、其の性格に於てゴルホ  
ウスキーとは大いに異れり。ゴルホウスキーは、快活にして寧ろ多辯、愛想好く直裁的にして、  
ウィーン駐劄の何れの國の使臣も、伯が一片の欺言を發せるを知らずと稱せる好人物なりき。是れ  
に反して、エーレンタールは、寡言、祕密、精勵を以て聞え、其の外相就任後僅か數ヶ月にして、  
早くも、ウィーン外交界に、「エーレンタールは、其の外務省に不誠意の空氣を漲らせり」との評語  
出でたり。彼れは千八百五十四年即ち我が安政元年を以てベーメン州に生れ、祖父は猶太人にし  
て、往年露佛戰爭の際、露軍の糧食を請負ひ、巨萬の富を作れりと言はる。彼れの父は、曾て自  
由黨の領袖として政界に名を馳せ、ベーメンの大地主を代表して墺國下院の代議士となり、雄辯を  
以て鳴れり。エーレンタールは、長じてブラーグ、ボンの兩大學に學び、業を終へたる二十三歳  
の時、早くも外交官補となりて巴里に在勤し、次に露都に轉任せり。かくて彼れ露都に在る事六  
年、還りて墺國外務省勤務となり、大使館參事官に進んで再び露都に赴き、六年の後、ルーマニ  
ヤ公使となり、千八百九十九年駐露大使となれるは其の四十五歳の時なり。それより六年間其任



に在りて、前後通じて露國に在るもの十九年、今や千九百〇六年十月、ゴルホウスキー伯に代りて、埃國外相の重任に就けるなり。其の經歷右の如くなれば、深く露國の内情に通じ、其の文物、制度、言語、風俗より、露國人民の思想感情をも解し、随つて露國人との交際に巧妙なりき。曾て露國の一大官、客に語りて曰く、「余は、エーレンタールと語り居る際、彼れが埃國人なるを忘るるを常とす。彼れは露國百般の事情に通じ、其の感覺迄も露人化せるが如し」と。されば彼れが外務大臣となれる際、獨逸政府は、其の親露政策を採らん事を慮れたりといふ。

彼れは、埃國皇嗣フランツ・フェルチナンドの恩遇を受け、其外相となれる事、皇嗣の後援に依ると言はる。然るに、一方之を否認する者ありて曰く、「エーレンタール唯一の後援者は、ウーンに一時全盛を極めたる女優シユラットなり。同女優は、多年埃國老帝の寵を受け、其宮中に著しく勢力を有せり。女性に取入るに特殊の技能を有せるエーレンタールは、歸朝の際には、何時も第一に同女優を訪問し、其歡心を得るに力めたり。されば同女優は老帝に勸めて、エーレンタールを宮中に召さしめ、其間に周旋する所あり、遂に外相の重職を彼れに授けたるなり」と。

尙ほ、此の如き援引問題を別として、彼れは、其の實力上よりして、先進者の簡拔を得たる一事實あり。往年、日露戦争の際、獨逸宰相ビューロー其他有力なる歐洲外交家ら皆謂へらく、「一たび大露國の啗喝に會はば、蕞爾たる日本國は震懼して屈伏せんのみ」と。然るに、當時露都に大使たりしエーレンタールは、有力なる情報に依り、「日本は先づ攻勢を取つて宣戦し、日露兩軍は一大決戦を行ふ事となるべし」との報告を埃國政府に送り、果して彼れの言の如く、日露の大戦は二ヶ年に亘りて、世人の豫想と直反對に、露國の屈辱講和に終りしかば、是れより彼れの眼識非凡なる事評判となり、今や其の外相に榮進せる原因の一も、重きを此の一事に置けりと言はる。而して、エーレンタールは皇嗣フェルチナンドとの間も頗る親密なりければ、其の外相就任には、周圍の事情凡て好都合なりしが如し。而して皇嗣は、當時排獨主義の人として知られしなれば、エーレンタールの外相就任は、やがて前外相の親獨主義を改めて親露主義に轉ずべしと見なされたり。さりながら、彼れの胸中果して親露の念ありしや否やは頗る疑問にして、或ひは唯だ露國を利用せんが爲に、是と親善の風を示せるに非ずやとも言はる。彼れと多年親交ありし一露國大官、彼れの外相就任を評して曰く、「彼れエーレンタールは、やがて露國を籠絡するに至



るべし。彼れは露國人の根本性情を知悉せり。彼れが巧に露語を使用して露人に慇懃なるを見て、彼れを我等が眞の身方なりと思ふは誤れり。彼れは寧ろ内心我等露國人の愚直を嗤へるならん」と。此評言はやがて適中せるなりき。彼れは又、英國を好まず、北隣の獨逸に對しては、其の目的の爲に手段を擇ばざるの政策より感化を受けたるが如し。就職一年後には、親露主義なりとの世評一轉して、彼れを諛獨主義なりと呼ぶに至れるもの、是れ其の獨逸かぶれの結果ならん。但し彼れは内心獨逸を宗と仰ぐの意に非ずして、飽迄之を利用し、埃匈國を盟主とせる一大同盟を作らんとの野心を抱けるなりき。

## 第七章 埃、露兩外相の角逐

### エーレンタール大芝居の筋書

斯く、エーレンタールは、千九百〇六年の秋、埃匈國の印綬を帶ぶる事となりしが、彼れの外相就職は埃匈國の外交史上に一新紀元を劃せり。彼れは、其の就職に當り、列國との親善と

平和との維持を望む旨の辭令を巧みに羅列せしが、其實彼れは、前外相ゴルホウスキーの如き君子人にあらずして、才氣縱横の手腕家なれば、漸く退嬰主義に陥り居たる埃匈國の外交を一變して、積極進取の政策を取れり。即ち彼れは、其の外交を一新して國勢を振興し、國際政局上自國の地位を向上せしめ、獨逸同盟以來、外交中心が、動もすれば獨逸の宮廷に偏重せんとする趨勢を破り、外交の自主獨立を回復し、獨露兩國をして共に埃匈國を敬せしめ、少くとも、中歐、東歐に於て自國の發言を重からしめんと圖れるなり。

當時、露國は、前年の政變に依りて憲政の成立を見る事となり、其の自由派は俄然擡頭し來り、殊に親英主義として知らる、イズダルスキー新たに其の外相となり、千九百〇六年十二月、從來久しく懸案たりしマセドニアの司法制度に關して、之を國際共同の協議に附せんとの意見を埃匈政府に通牒し來れり。然るに、エーレンタールは、本來、露國の自由派を好まず、且つ在露大使時代よりして、マセドニア問題は埃露兩國の問題に局限し、他列國の干渉を避けん事を望み、殊に英國が、近東問題に就て埃露と對等の地位に立ちて之に容喙するを嫌へり。されば、今回の露國提議に對して、エーレンタールは、表面敢て露骨に不賛成を唱へざりしも、是を以て露國が



英國に接近せんとするの反映と推斷せり。依りて彼れは、バルカン問題に關しては、埃匈國は斷乎として自主的方針を取り、露國との默契の如きは之を破棄するも可なりとの決心を固め、同時に土廷に對しては、ノギ・バザル州の鐵道敷設權を埃匈國に與ふべく、其代償として、埃匈國はマセドニヤ改革を爾後敢て督促せざるべきの方針を立てたり。彼れは、さりとして、直ちに露國との提携を斷つ事を爲さず、唯だ英露の接近を妨ぐるを目的として活動せり。

かく大方針を定めたるエーレンタールは、翌千九百〇七年の春に至りて目覺しき活動を開始せり。彼れは先づベルリンに遊んで、獨逸の宰相ビュロー公を訪問せしが、程なく、露國外相イブズルスキーに一片の通牒を發して、「今後は千八百九十七年の埃露兩國間の默契を一層取擴め、獨佛兩國をも之に加入せしめん」事の承諾を求めぬ。其意は、斯くして、近東問題に關し、英國を除外せんとするに在り。之が實際問題としては、四國相互に利益交換をなして圓滿解決を告ぐる事なりき。即ち、露國には、ダーダネルス海峽の通航權を與へ、獨逸には、バグダッド鐵道に就いて、佛國の外交上及び金融上の援助を與へ、佛國には、モロッコに對して獨逸の好意的態度を與へ、而して埃國には、ボ・ヘ兩州の併合を許すべしといふに在り。エーレンタールは斯

くする事に依りて、埃獨の最も恐る、英、露、佛三國同盟を未然に防ぎ、能ふべくは、英、佛の協商をも阻隔せしめんと圖れるなりき。是れ當時の歐洲形勢上、埃國に取りて尤も望ましき改策にして、エーレンタールが就任第一歩の活動として、其の多年の外交的蘊蓄を發露せる大芝居なりき。

露國外相 背負投げを食はせらる

但しイブズルスキーとて、一國の外務大臣を勤むる身の、斯くばかりの敵の策略を見抜くの明なからんや。彼れは此の四國提携案は埃獨兩國にのみ利する處多くして、露佛は割の悪き道伴れたるに過ぎず、且つダーダネルス通峽問題の如きは埃匈國の承諾のみにて解決せらるべきもあらず、別に英國の同意を得ざるべからざる難問題なりとの見地より、體よく之を拒絶せり。エーレンタール伯は、之を見て、「さては、彼れ露國は、我が年頃忌み嫌へる英國の甘言に誘はれ居るならん」との疑念を高めしが、果して同年八月三十一日、英露協約の發表ありしかば、エーレンタールは業を煮やし、必ず露國に報復し呉れんと其機會を窺ひ居たり。



兎角する中、其年九月の末、露國外相イズブルスキーはウィーンに來りしかば、彼れは、懇懃之を迎へ、膝を交へてマセドニヤ改革案起草に着手せり。之を見たるイズブルスキーは思ふやう「エーレンタールをして斯く改革案起草者の一員たらしめ置く以上は、塹國は、土耳其に對して改革案の實施を強制するの責を脱る、能はざるべし」と。然るに、老獪なるエーレンタールは、一步先きを見越して思ふらく、「我が塹國は、斯くマセドニヤ改革案を起草し置く以上、後日、土耳其に對して、之を以て他の利益と交換するの口實となすを得べし」と。所詮露外相は外交術に於て塹外相の敵に非ざりしなり。

かくて、イズブルスキーは、エーレンタールに向ひ、兩人にて作成せる右の改革案をば土耳其政府へ提起する前に、先づコンスタンチノープルの使臣會議に附議すべきを約して、一日露都に還り、露帝に復命して曰く、「マセドニヤ改革の事は、臣が意見エーレンタールと一致せりと。其時、露帝は、怪呀の面持にて、一通の密電を彼れに示せり。其はコンスタンチノープルの露國大使より來れるものにて、其の文意は、エーレンタールは、今回土耳其政府に對し、塹國のノギ・バザル州縦貫鐵道布設を承諾するに於ては、塹國は、マセドニヤ改革問題を放棄すべ

き巨の提議を爲せりといふに在り。然れども、イズブルスキーは、前日エーレンタールと共に改革案を起草せるばかりの際とて之を信ぜず、「其は虚報なるべし」と奏上せり。露帝も、然もあらんかと領き、右電文寫しを火中に投ぜしに、間もなく其の虚報に非ざるの牒報相次いで到り、且つ其の十二月に入りて土府某國大使館の通譯官は、塹國大使より土耳其政府に提出せる該提案の謄寫を得て之を露大使に示せり。次いで、マセドニヤ改革案、使臣會議に上るや、塹國大使は、時の獨逸大使マーシナル男と相提携して其の成立を妨ぐるの態度歴然たりき。越えて翌千九百〇八年一月に至り、露都駐劄塹國大使ベルヒトールド伯は、「此の月末の代議員會に於て、塹國が、ノギ・バザル鐵道の布設權を土廷より得たる旨を發表する筈なり」と通告せり、イズブルスキー之を聞いて嚇怒し「塹國は、ノギ・バザル鐵道布設權を獲得せんが爲に、マセドニヤの基督教民を土帝に賣るものなり」と罵しりしも、既に後の祭りなりき。かくて止むべきあらねば、イズブルスキーは一先づエーレンタールに對し、前日の約諾を盾に、其代議員會に於ける發表を差扣へられよと要求せしも、エーレンタールは、手段を擇ばざる成功主義者として、何條これに耳を假すべき、一月廿一日、其の議會政策上、之を代議員會に於て發表し、且つ、該鐵道



は、中歐より埃及及び印度に對する重要通路たるべしと附言せり。此に於てイズブルスキーは、全く背負投を喰ひて甚だしく器量を下げ、上下に信用を失墜する事となれり。

### 埃 外 相、英大使間の應酬

但し、ノギ・バザル鐵道が、果してエーレンタールの説明せし如き重要價值ありや否やは頗る疑問とせられたる處にして、當時埃都に在りし其國の外交官は「エーレンタールは斷行力と執着力に優るも、其の先見の明と想像力とは却つて劣れり」と評せり。之をノギ・バザル鐵道に就て見るに、エーレンタールは、右鐵道布設權を獲得せる事を大成功として誇りしも、其後僅九ヶ月にして全然之を放棄せり。其の表面の理由として、彼は「是れ土耳其に對する好意の表明と、一には、我が埃國が、何等領土的野心を包藏せざるを中外に告白せんが爲なり」と稱せるも、其實伊國に對する讓歩と自國陸軍部内の反對とに依れり。即ち、其の軍人側の輿論としては、「ノギ・バザル鐵道は、埃國軍隊を死地に陥らしむるものなり。バルカン經營の爲には、寧ろ、セルギヤの背景たるモラヴ流域を縱貫してサロニカに出づるに如かず」との意見勢力を加へたる結果

なりき。又一説には、エーレンタールのノギ・バザル鐵道案は、埃國が、バルカンに對して自由行動を執らんとするの小手調べなりしとも言はる。何れにせよ、露國は、エーレンタールの爲に翻弄せられ、マセドニヤ改革案も埃國の自由行動に依りて骨ぬきとなれる形なり。

當時エーレンタールは、イズブルスキーを以て、英露接近の主謀者と見なし、彼れを倒す事に依つて英露を阻隔し得べしと思惟せり。故に、イズブルスキーをして面目を失せしめ、其の掛冠を餘議なくせしめんと圖りしなり。然るに露國の輿論は、イズブルスキーの無能を攻撃せずして、却つてエーレンタールの不信不義を非難し、之に同じて、英、佛の論客亦等しくエーレンタールの不誠實を咎めぬ。現に千九百〇八年二月廿五日の英國下院に於て、其の外相グレーは、列強が土耳其政府に對してマセドニヤ改革を共同提議中、埃國が、密かに裏面より私利運動に及べる事、以外の沙汰なり」と非難せり。エーレンタールは之を聞き、ウイーン駐劄英國大使に對し、「グレー外相の言辭は甚だ友情に反せり。上帝がノギ・バザル鐵道敷設權に關する我國の要求を取つて、巧に歐洲列國の協調を破るの凶器となさんとは誰人が之を豫期し得べき」と詰りしに、大使は之に應酬して、然れども、斯かる武器を熟練なる闘士の手に與へたるは何人の責



ぞ」と答へ、兩人顧みて苦笑ひせりと傳ふ。斯かる間にも、局面は徐々に推移し、奥は、ミュルツステッゲ改革案を放棄せしかば、英露兩國は相提携してマセドニヤ改革に着手せんとし、千九百〇八年六月、イズブルスキーと駐露英國大使ハルデングとの間に改革案起草せられ、マセドニヤに新に總督を置く事を眼目として、準備既に成れり。然る處、偶々翌七月下旬に至りて、土耳其に大革命起り、之が爲にバルカン半島の形勢一變すると共に、之に對する奥匈國の地位も一變せり。

## 第八章 エーレンタールの大活躍

### 奥匈議二州合併決議の徑路

抑々奥匈國が、ボスニヤ・ヘルツェゴギナ二州の占領を轉じて完全なる併合に變形せんとの希望は、ベルリン會議以來の宿題たる事は既に之を述べたり。加ふるに、ビスマルクは、奥露兩國を離間するの一策として、右二州の占領を奥匈國に勧め、其の併合にも異議なきの意を示せるあり。

而して露國は、土耳其と開戦の際、奥匈國をして中立せしめんが爲めに、千八百七十六年

七年の協商を結べるなり。露國は、バルカンの中央に大ブルガリヤ國を建て、之を以て、奥匈國のサロニカ進出を阻止する事を得ば、奥匈國のボ・ヘ二州併合の如き、深く問ふ處にあらざりしなり。而して、當時、露國は、モンテネグロ以外の南斯拉ヴ諸族の興廢に關しては、之を重要視せざりき。されば、サン・ステファノ條約にして、其儘實施せられしならんには、露國は、奥匈國のボ・ヘ二州併合にも異議を狭まず、又ノギ・バザル鐵道案にも反對せざりしならん。然るに、何事ぞ、奥匈國外相アンドラシー伯は、ビスマルクに歩調を合せて「汎斯拉ヴ主義打破せざるべからず、サン・ステファノ條約は、之を廢棄せざるべからず」と唱へ、ベルリン會議に於ては露國を窮地に陥れ、己れ一兵を動かさずして、却つてボ・ヘ二州を占領せり。其結果、露國は、對奥匈策を一變する事となれるなり。

元來ボ・ヘ二州は、ベルリン條約第五條に依りて奥匈國の占領に歸せるものなる事は、既に述べたるが、其の文面は、「奥匈國は之を占領し且つ管理すべし」といふに止まれり。而して千八百七十八年七月十三日諸條約の確定草案成り、列國委員之に調印するに際し、土國全權は、



特種の保證を得るに非ざれば、本條約を承認しがたしと拒めり。依りて埃匈國全權は、「占領の事實に由りて、土耳其の主權は毫も侵さるゝものに非ず、又占領は一時的にして、埃土兩國は、ベルリン會議終了後、右占領に關する詳細の點に關し、直接協商を遂ぐべし」と聲明せり。但し、此の如き聲明は、自國民の不滿を買ふの虞れある故、同全權は之を默約となすべきを要求せしに、土耳其全權は之に賛成せり。かくて、翌千八百七十九年四月廿一日、二州占領の十ヶ條協約、埃土間に調印せられしが、其中に二州占領の一時的なるを示すべき文字は更に見當らずして、唯だ「二州占領は土國皇帝の主權を毀損する事なし」と記するに止めぬ。

されど、埃匈國が、其の占領より一步を進めて二州併合を斷行するに就いては、是れ、自國の意志だけにて簡單に行はるべき事に非ず。先づベルリン條約の文面に違反せるの非難を蒙るべく、又土耳其に對する特別條約の違背者たるの悪名を受くべし。且つ千八百七十一年、巴里條約中の黒海に關する條項に付き、倫敦に於て列國委員の調印せる議定書にも「何れの國も、友誼的協定に依りて、締盟國の同意を得るに非ざるよりは、條約上の義務を無視し、又は條約の規定事項を變更する事を得ざるを國際法の要義とす」との規定設けられ、現に埃匈國も之に調印せし

なれば、今回の事は、此の議定書規定にも牴觸する事となる。これが爲め、二州併合問題は久しく懸案として埃匈國が解決を難んずる處なりき。

然るに千九百〇七年の後半に至り、露國は、日露戰爭の瘡痍未だ癒えずして他と武力を争ふの力なく、他方土耳其は、革命の後始末に忙はしく、外を顧みるの餘裕なき形勢にあり。埃匈國は之を再び得がたきの好機會と見て、愈々二州併合を斷行せんと決心せるなりき。若し逡巡日を送るに於ては、青年土耳其黨の新政府は、其の新銳の勢ひを以て、名目上、自國の領土たるボ・へ二州に對しても、手を伸べて如何なる政策を試むるやも知れず、萬一二州の回教徒が、土耳其の新議會に代議士を送るが如き形勢ともならば、愈々併合困難となるべし。故に埃匈國にして、若し二州を必ず併合すべしとせば、最早猶豫すべきの時に非ず、而して西方の強敵佛國とも、古きベルリン條約の文面を盾に取りて、歐洲の大戦亂だも辭せざる如き無謀の舉に出づる事なかるべく、獨逸の如きは、埃匈國を援助すべき筋合に在り、よし之を援助せざるまでも、公然の敵となるが如き事は萬是れなかるべし。英國其他反對者ありとするも、これしきの事に干戈を執つて抗争するが如き事なかるべく、又萬一此事大破裂を來すとすも、埃匈國亦相當の



軍備ありて容易に敗を取る事なかるべし。以上はエーレンタールが胸中に疊める劃策にして、彼れは、かくして此際、ボ・ヘ二州併合案を閣議に提出し、其八月十八日廟議之を通過せるなりき。

### オーストリアとセルギヤの關係

更に又當時埃匈國をして、二州併合斷行を決意せしめたる別種の事情あり。そは、オーストリアセルギヤ國間の關係に多大の變化を及ぼせる事なり。曩きに、セルギヤは、千八百八十五年、ブルガリヤと戦つてスリヴニツァに敗れ、埃匈國の仲裁に依りて、僅かに國難を免れたる關係より、當時埃匈國のセルギヤに對する勢力は廣大なりき。然るに、千八百八十九年、セルギヤ王ミラシ廢位せられ、次で、王妃ナサリーの下に、露國の勢力著しく強大となり、それより後、王室内の暗闘、紛擾頻々たり。依りて埃匈國にては、ボ・ヘ兩州をば早く併合し置く事安全なるを思ひ、露國の同意を求めしが、當時露國は之に應ずる色なかりき。斯かる間に、セルギヤにては、千九百〇三年六月、國王アレキサンデル及び王妃トラガの弑害ありて形勢一變し、次の國王

ピョートルの治下に在つては、著しく親露的色彩を濃厚ならしめたり。此のアレキサンデル及トラガ妃弑害事件の内情は、遂に判然せざりしも、其裏面には、露國側の關係ありて、其の下手人等は、ウイーンの一茶店にて密計を凝らし、埃匈政府も事前之を探知し居たりとの説ありき。されば、埃匈國の大藏大臣にして、ボ・ヘ二州行政を司りし、ド・カルレーの如きは、當時、アレキサンデルの生命は危機一髪の間在りと語れりとさへ言はる。越えて六月十日夜、國王弑害に遭ひしが、埃匈國外務省の機關紙は十二日の紙上に於て、弑害事件を評論して冷嘲の文字を連ねしかば、ウイーン駐劄の佛國大使は、埃匈國外相に對して、右評論は埃匈政府の意志を眞に代表せるものと詰問せる事實あり。

其後、埃地利對セルギヤの關係は、千九百〇五年の末頃迄は、親善を維持せしも、其時、ブルガリヤとセルギヤ間に關稅同盟成れるにぞ、埃匈國は之を以てセルギヤが自國に反抗せりとなし、依りてセルギヤに向つて、關稅戰を開始せり。此に於てセルギヤは、其の埃匈國に失へる市場を新たに英佛、及び埃及に求むると共に、國家經濟の獨立の必要を切に感じ、乃ちアドリヤ海上に發展を策するに至れり。其結果、兩國間の關係は一段惡化し來り、埃匈國政府は今や



一刻も猶豫せず、ボ・ヘ二州を併合するを得策と考ふるに至れるなりき。

露露兩外相の會見

千九百〇八年、六月十九日、露國外相イズブルスキーは、一書をエーレンタールに送り。其の要旨は、露埃兩國協議の上、ボ・ヘ二州問題及びダーダネルス海峡の事、其他バルカンに關する懸案を解決せんといふに在りき。イズブルスキーの眞意は、往年のベルリン條約を露國に取りて有利に改正せんとするに在りき。これが爲めには、埃國と協調を遂ぐるを有利と見たるなりき。然るに、偶々其際、青年土耳其黨の革命起り、バルカンの形勢一變せしかば、エーレンタールは、一日も早くボ・ヘ二州の併合を行はんとし、就いては、露國の同意を得んが爲めに、イズブルスキーの提議を逆に利用せんと圖れり。

此時、露國外相イズブルスキーは、エーレンタールに會見を求め、狩獵に托して駐露埃國大使ベルトヒルトの邸宅アフラウへと赴けり。此に於て、千九百〇八年九月十五日、エーレンタールは、數名の隨行員と共にアフラウに先着し、翌十六日の午前、イズブルスキーと會見密談午後

及び、夕方六時會見果て、エーレンタールはウィーンに還り、イズブルスキーは、翌日伊、佛、兩國の旅程に上れり。

此の會談の様子は、イズブルスキーの手より出でたる雜誌記事とエーレンタールの物せる記事と其の言ふ處甚だしく相違せり。イズブルスキーの記事に依れば、此の會見に於て、エーレンタールは、直に二州併合に言及して、之に對する露國の態度を問ひたるに、イズブルスキーは、之に反對の旨を答へたり。エーレンタールは、「露國は、往年、我が國の右二州併合を承諾する旨の秘密條約を締結せる以上、今更異議を唱ふる權利なきに非ずや」と詰りしに、イズブルスキーは之を反駁して「彼の秘密條約は尙有效なれども、其の締結より今日迄の間には事情に多大の變化ありたれば、今日にては、之を歐洲列國の會議に附するを至當とせん」と言ひしに、エーレンタールも之に同意せるが如し。

然るに、エーレンタールの記事に依れば、イズブルスキーは、嘗に埃國の二州併合に同意せるのみならず、更に進んで、ノギ・バザルをも占領せん事を勸告し、其代りとして露國はダーダネルス海峡通航權を獲得せんとするの意あるを告げ、エーレンタールの同意を求めたりと記せり。詰



り此のブフラウ會見の際には、兩外相共に、土耳其が革命の爲に瓦解するものと見て、自由に種々の處分案を討究せるが如く、イズブルスキーが、海峽問題を提議せりとの事も、其の後の發展に見て其の眞なりしを知るべし。而して兩人相別るゝに臨み、イズブルスキーはエーレンタールに向ひ、「貴下の言の如く、二州を併合する事とならば、之に先だつて、予が方へ一報せられたし」と言ひしに、エーレンタール男は躊躇なくいと氣易げに、「そは勿論の事なり」と答へぬ。當時イズブルスキーの胸中には「埃匈國にして、彼の二州を併合するに就いては、我が露國も之を機會として、ダーダネルス海峽の軍艦通航權取得に就て列國の同意を求め、之を同時に發表するを得べし」と思案せるもの如し。

### 第九章 エーレンタール外交の勝利

#### 露外相再び出抜かる

かくて、イズブルスキーは、ブフラウを發して伊太利及び佛蘭西に赴き、埃地利の内意を

右兩國の政府に告げ、同時に露國の要求に對しても其の同意を求め、それより海を渡りて英國に赴かん豫定なりき。然るに千九百〇八年十月二日、其の巴里に達せるの日、エーレンタールより書信來りて、ボ・ヘ二州併合を斷行する旨を報じたり。彼は事の意外なるに一驚を喫せしが、翌三日に至り、駐佛埃國大使は、佛國大統領に報告して曰く、「我がボ・ヘ二州併合の事は既に決定せられ、露、伊兩國亦之に同意なれば、今日唯だ土耳其と直接談判を要するのみ」と。此の内情、直にイズブルスキーの耳に入りしかば、彼れは呆然として一時成す處を知らざりき。蓋し、エーレンタールは、最初、二州併合と露國の海峽通過とを交換問題となし、之を同時に發表せんことを約したるも、其後の形勢に因り、海峽通過の件は、英國の抗議ありて容易に成功すべからざるを思ひ、依つて二州併合の機會を逸せざらんが爲に、イズブルスキーを出し抜きて、單獨に之を公表せるなりき。此に於て、イズブルスキーは憤怒甚だしく、佛國滞在中、十月七日、タシ新聞紙に寄書して曰く、「埃匈國外相エーレンタール男と前日會見の際、同男は二州併合の件を語るは事實なるも、之が斷行の時日に至つては言及せる處なし。且つ、此の如きは、ベルリン條約に違反する事なれば予は列國の同意を得ざれば、有效ならずとの意見を述べ置きたり」



と、之に對し、エーレンタール男の語る處に依れば、「予は、ブフラウに於て、イズブルスキーに面會し、二州併合の事を告げたるに、イズブルスキーは、奥匈國にして之を實行せば、露國も亦自國に不利なるベルリン條約の箇條を廢棄すべしと語れり」と、双方の言ふ處常に差ひ、何れが眞なるかを知りたき状態となれり。此間に在りて、佛國外相ビションは思ふやう、「我が佛國は、近時、英露と結んで事を行ふが故に、彼れ、獨塊伊三國同盟の怨みを買へるが如し。されば、今迄二州併合の事も、奥匈は我れに何等協議する處なきなり」と。依りて、彼れは、自國の地位を重からしめんが爲めに、此際露國と相携へて國際會議開會を主張するの策を立て、依つて十月五日イズブルスキーと會見して此事を議し、次いで土耳其大使ラウム・パシヤを引見し、更に英米兩國の大使とも會談せり。

此時英國の國論は、「奥匈國の二州併合に就き何等協議に與らざりしは、條約の文面上甚だ遺憾なり」とし、土耳其の專制政治より立憲政治に移らんとする危機に乗じて、奥匈國が之を決行せるは心事陋劣にして且つ土耳其を侮辱せるものなりと爲し、且つ曰く、「我が英國には、何れの國も、他の締約諸國の同意を得ずしてベルリン條約を變更する權利あるを認めず。従つて今回の二

州併合に對しても之を承認し難し」と。英國が此の如き宣言を爲せる一面には、露國のダーダネルス海峽通航問題を顧慮せるものと知らる。即ち英國にして、若し此際、奥匈のベルリン條約違反を黙過するに於ては、露國も此の機會に乗じて、千八百五十六年の巴里條約及び千八百七十七年三月三十一日のロンドン條約を破棄して、其の黒海艦隊の地中海に出づる權利を得んとするを恐れたるに因れり。

### ダーダネルス海峽問題の紛議

かくて、英國は十月七日を以て地中海艦隊に命を下し、其の一部をモルタ島に集中せしめぬ。此に於て、同九日即ち露國外相イズブルスキーが巴里より英國に到着する日、右軍艦の一部をダーダネルス海峽の出口を扼するレムノス島に前進せしめ、尋て、地中海艦隊の殆ど全部をレムノスに派遣せしめぬ。其口實とする處は、希臘軍のクリート(クレテ)島に上陸するを抑へん爲めなりといふに在りしも、其の目的は、イズブルスキーに向つて、英國の決心を示すに在りき。イズブルスキーは英國に留まる事八日、其間種々英國政府と談判交渉する處あり、バルカン問題に就き



て、國際大會議を開くの議を決せり。然るに、國際會議の題目を定むるに就いて尤も困難を感じしは、ダーダネルス海峽問題を如何なる體裁に於て提出すべきかといふ事なりき。之に對して露國の要求する處は、各國の軍艦に對して、凡て平等に同海峽の通過を自由ならしめんとするに非ずして、獨り黒海に瀕する諸國即ち露西亞、土耳其、ルーマニヤの軍艦のみ出入し、他國軍艦は從前通り出入禁止といふ事とせん意向なりき。是れ露國に取つては好都合ならんも、英國に取つては、到底承諾しがたき處なり。さりながら、近來英露の親交上に鑑みて、英國は膠なく之を拒絶する事もならず、種々苦心の上、外相グレーは、イズブルスキーに告げて曰く、「ダーダネルス通峽の事は、各國の權利を一樣にする範圍に於て、露國より直接土耳其に交渉すべく、土耳其之を承諾して、其條件が英國に不利ならざる時、之を以て國際會議の議題とすべし」と。イズブルスキー之に同意し、先づ土耳其の承諾を先決問題となせり。

然るに、土府に於て刊行せらる、青年土耳其黨の機關紙は、十月十三日の紙上に於て、「ダーダネルス海峽は、コンスタンチノールの咽喉なれば、土耳其は決して之を開放する事能はず、之を開放するに於ては、露國軍艦は常に土耳其を脅かすべければなり」と論ぜり。かくて、イズブルスキーが土耳其と直接交渉の事も全然望みなく、彼れが旬日の苦辛經營も水の泡と歸し、エーレンタールの二州併合のみは、發表濟みとなれり。而もエーレンタールは、イズブルスキーの國際會議主張を挫かんが爲めに、一層惡辣なる手段を取れり。彼れは、塙國政府の機關新聞をして言はしむるやう、「我が外務省にては、近くブフラウに於ける前日露外相との會見顛末を發表すべし、然らん曉には、露外相の署名せる覺書公表せらる、事となり、從つて露外相が國際會議を主張すべき理由なき事も自ら判明すべし」と。要するに、ブフラウ會見に於て、塙露兩外相は、土耳其の瓦解を豫想して之が對策を協議せるなれば、今に於て之を發表するが如きは、イズブルスキーに取つて多大の支障を招くべし。流石に、彼れも、今は隱忍して口を緘する外なく、エーレンタールの陋劣陰險なる外交を憤る事一層甚だしかりき。

### 塙、露開戦の危機

イズブルスキーは、十月の末、露國に歸りしが、其際、セルギヤの太子露國に來りて、其の貴族社會に遊説し、塙國の横暴を訴へて其のボ・二州併合に反對せしめたる爲め、イズブルスキー



の地位は一時危険に瀕せり。彼れ前日、巴里、ロンドンに滞在中、奥國を反省せしめん爲の手段として、若しセルギヤが、ボ・ヘ二州併合に反抗して奥國と開戦する如きに至らば、我が露國は、勢ひ之を後援せざるべからざる事となるべし」と説き、又英國に於て國際會議の題目を議せる際、「セルギヤ、モンテネグロをして、奥匈國に對し、領土上の報償を得しめざるべからざる」を主張せるの事實よりして、一方に於て、セルギヤ人の渴仰を受くると共に、他方に奥國人の怨みを買ひ、而して本國の露西亞人よりは、其主義曖昧なりとの非難を受けたり。兎角する中、千九百〇九年一月に至り、土耳其と奥國との間に直接談判進捗し、土耳其は二州に於ける財産に對する補償額として二百五十萬磅を奥國より受け、且つ奥國との通商條約を結んで、經濟上の私益を得、之に依つて奥國の二州併合を承諾するに決せり。然るにセルギヤにては、其後尙ほ不満を抱き之に抗言して曰く、「土耳其は假令奥國と妥協すとも、其の條件は、國際會議に於て列強の承諾を経ざるべからず。故にセルギヤは、此の會議の開かる、を待ち、其決議にして尙我がセルギヤの公正なる利益を満足せしめざるに於ては、止むなく最後の手段を取るべし」と。

是れよりセルギヤにては、大いに軍備を整へ、飽迄奥國に反抗の態度を示せり。従つて、奥匈國に於ても應戰準備に取掛り、二月中旬には、戰亂今にも勃發せん形勢となれり。此に於て佛國先づ調停の任を取り、乃ち英獨と歩調を合せてセルギヤを慰撫するに力め、一方英國は、奥國に向つて、セルギヤの背後に露國あるを諷じて警告する處ありしも、兩國共に、今は容易に他の忠言に耳を傾けず、殊にセルギヤにては、列強が國際會議を開きてボ・ヘ二州に對し公平なる裁決を與へん事を乞へり。然るに、奥匈國に於ては、國際會議を忌避し、「ボ・ヘ二州問題は既に土耳其との間に妥協成立したれば、國際會議を開くの必要なし」と辯ぜり。而して獨逸は、之に贊意を表し、奥匈國の後援者たるの意志顯著となれり。これが爲め、國際會議開催の可否容易に決せず。若し愈々之を開催せざるに於ては、セルギヤは必ず其の兵力を以て、ボ・ヘ二州の一部を占領すべく、然る時、奥國はセルギヤを討伐すべく、而して露國はセルギヤの爲に奥匈國と戦ふ事となるべし。然るときは、歐洲の大亂其の波及する處測るべからざるものあり。列強皆目を側て、形勢の推移を注視せり。



獨逸の威壓外交成功

此の危急の時に當り、獨逸政府の機關新聞紙は、突如として獅子吼し始めたり。彼れは、從來の微温的論調を放擲して尤も強硬なる筆陣を張り「塊匈國の背後に我が大獨逸のあるあり」と怒號せり。是と同時に、獨帝は、露國皇室及び塊匈國の皇太子に親翰を發し、前者に向つては、「無條件を以て塊國の二州併合を公認せん事」を希望し、後者に對しては、「我が獨逸は飽迄塊匈國を援助すべし」と保證せり。是れ獨逸が露國に壓迫を加へ、同時に塊匈國に恩を施して、己れ最も強大なる地位に立たんとせるものなり。露國にては、此の威風に恐れを爲し、英、佛二國に圖る事もなくして、三月二十三日、獨逸の言ふが儘に讓歩せり。當時露國は、日露戰爭の瘡痕未だ癒えず、且つ戰後の第二次公債募集の必要あり、千九百〇九年一月二十三日、巴里に於て、十三億五千萬法の借款に調印せる後なれば、塊匈國に對して強硬なる態度を取る事能はず、斯く屈伏したるものなり。露國既に屈伏せる以上、セルギヤも亦望みを失ひ、三月三十日の閣議に於て、豫備兵員を除隊し、武装を解き、更に現役兵を四萬五千より一萬五千に減ずる旨を決議し、

三十一日塊匈國に對して、其のボ・ヘ二州併合を承認する旨の宣言を爲せり。かくて、ボ・ヘ二州併合問題は完全に落着せるなりき。而してエーレンタール男は、今回の功勞に依り、其の八月十八日、獨帝七十九回の誕辰に當り、伯爵に叙せられたり。

塊匈國今回のボ・ヘ二州併合は、獨帝の後援に依りて、及び血ぬらずして效を收めたる爲め、其國民の獨帝に對する感謝の念は極度に達せり。此の事ありて後間もなく、千九百〇九年五月十四日、獨帝は皇后と共に、伊太利より歸途、ウィーンに立寄りしかば、塊匈國民の歡迎は眞摯を極め、三國同盟ありて以來、未だ此時獨帝に對する熱誠の發露はなかりしと言はる。曩に獨帝が、塊匈國の二州併合に對して取れる高壓手段は、其の霸制外交の大成功たるは勿論なるも、其の結果として、更に二事の禍根を植ゑたり。其の一は、露國の恨みを買へる事にして、露國は國勢上止むなく獨帝の專横なる申込みに應じ、表面親睦を裝ふ事となりしも、内心には一層深く獨逸を恨むに至れる事是れなり。其の二は、從來世界の平和論者が兵力の伴はざる協商、盟約に依頼せること、是れ一個の夢想にして、國際間の事は、武力を以て決する外なき事、今も昔と異なるなきを悟らしめ、爲めに軍艦製造の競争を益々激烈ならしめたる事是れなり。



### 埃露兩外相の論戰

露國外相イブズルスキーは、エーレンタール伯の爲めに賣られて、對バルカン外交に失敗せるを深く無念に思ひ、遂にエーレンタールの狡猾を世人に周知せしめ、其の背信外交の罪を數へ、匿名を以て、之を千九百〇九年九月の英國の雜誌に投稿せり。彼れは、其の論文中に、前述せる如き背信の實例を擧げ、更に末文に記して曰く、「エーレンタール伯の外交術は、果して其の代表する大帝國の尊威に背かざるや否やは今之を論ずるの要なし。唯だ彼れが之を遂行する方法の爲めに、露西亞と分離せることは甚だ遺憾なり。故に今後に於ても、エーレンタールは、機會のある毎に、不意の措置に出づるなるべく、是れ甚だ危険なり。從來埃露兩國が平和を欲したるによりて、外交上の葛藤を最少限に減じ得たるに、今後は、一事件起る毎に、必ず目を瞞らして相争はざるを得ざるに至れる事一層危険なり」と。此の論文一たび發表せらる、や、歐洲一般に大なる物議を醸し、所謂エーレンタール伯の背信行爲と其進取的政略とは、獨り、バルカン諸邦のみならず、又伊太利をして危懼せしめたり。是に於て、エーレンタール伯は、同年十一月に、

同一雜誌に寄書して解嘲辨明の一文を掲載せしめたり。此に於てイブズルスキーとエーレンタールの確執は、公開論争となり、爲めに埃露間の外交は全く中絶せり。かくて同年十一月、露國皇帝が伊太利を訪問するに當り、故意に埃露國の地を避けて北方より大迂廻せる爲、二國の分離一層明瞭となり、歐洲の一般外交は爲めに不安を感じ、疑問百出せり。此に於て露都駐劄の埃國大使ベルヒルト伯大に和解に力め、千九百十年二月に至り、埃露兩國間下記三點に付き意見の一致を確め、依つて兩國政府より、別々に之を各國政府に通知する事となして、埃露間の良好關係を回復する事を得たり。其の三點は（一）バルカン半島の現状維持（二）同半島内各種民族間の平等權利を基礎とする土耳其の新政及び新秩序を維持し、且つ堅固ならしむること、（三）同半島内、諸小邦の獨立、鞏固及び平和的發展を助くる事なりき。

## 第十章 老衰國土耳其の革命

### 青年土耳其黨の出現



以下轉じて廿世紀に現はれたる老衰國土耳其の面影を検せん。さきに土耳其にては、千八百〇八年より千八百三十八年迄在位せるマームード二世は、希臘の獨立、埃及の叛亂の爲に國力を損する事大なりしも、彼れ元來、歐化主義の人にして、國民を西歐の自由思想に導かん事に努めたり。其の子、アブダル・メジッドは、千八百三十九年より千八百六十一年帝位に在りて、其の中年に達する迄は、父帝の歐化主義を襲用せり。故に今日の土耳其人の父又は祖父の間には自由文明の主義に育成せられたる者多く、從つて近年土耳其の革命は、右二代の思潮に胚胎せりと見るべきか。其後千八百六十一年より同七十六年迄、アブダル・メジッドの弟、アブデル・アジズ帝位に即くに及んで、古に復して再び專制主義を行ひ、其の子ムラッド五世は在位三ヶ月にして崩じ、其弟アブズル・ハミッド君位を繼げり。此のハミッド帝は露土戦争の前年即ち千八百七十六年に、青年土耳其黨に迫られて、憲法を發布せしも、是れ彼れの素志に非ず。依つて其後幾何もなく、青年土耳其黨の領袖たる宰相ミダッド・パシャを斥け、且つ國會の召集を止め、再び專制獨裁の古に復せり。されば、帝は宮中に孤立の姿となり、日夕生命の危険に暴露せらる、境遇となりしより、止むなく陰險政策を執り、多少とも勢力ある者には、盡く密偵を付して其の

公言言動を探らしめ、又宮中及び地方に於ける種々の黨派を巧に操縦して、互ひに相監視せめしたり。是れが爲、其政治は極端なる探偵政治となり、弊害百出、遂に青年土耳其黨の革命を誘發するに至れり。

此の青年土耳其黨なるものは、自國積年の弊政に不満なる青年輩が、日露戦争の結果に鑑みて、東洋人種亦能く歐洲國民に打克ち得るものなるを自覺し、我が日本に倣ひて國運を伸張せん事を目的として奮起せるものなり。本來土耳其は、コンスタンチノープルに都を定めたるも、東洋人として目せらるゝものにして、其の青年有志は、青年土耳其黨を標榜して起ち、千九百〇四年以來、自國の軍隊を身方に引入るゝ事に努めしが、軍隊内積年の不平は遂に多數の軍人を驅りて同黨に加入せしめ得たり。當時土耳其軍隊の不平の原因として數ふべきは、俸給支拂ひの遅延、服役年限の延長、門地ある子弟の破格昇進、隨つて官邊に縁故なき者の昇進不能等なりき。而して是等の不平は改革の叫びとなり、「不完全なるものは破毀すべし」との格言の下に、立憲政治の設立、權利、自由の保證、財産の安全、各種民族を代表する國會の開設、人種宗教の差別を付せざる一般兵役義務等を要求する事となれり。



かくて、千九百〇七年十二月廿七日より廿九日に亙りて、全國の青年土耳其黨總會開かれ、熱烈なる議論交換されたる後、密議に移り、最後に一條の決議を爲して曰く、「今や政府は追放、没收、虐殺等有ゆる手段を以て志士を壓迫し、教化の普及を妨げ、印刷を抑制し、國內の交通を杜塞して人民の活動を阻止し、其の既に公約せる改革をも實行せざるなり。事此に至つては、政體の變更以外、又人民の窮苦を救ふの途なし。即ちアブヅル・ハミッド帝を廢して代議政體を探り、國會を開設するを急務とす。此の目的を達せんが爲めには、政府の處置に對して武力抵抗を試み、政治的及び經濟的同盟罷業を行ひ、官吏も警察も凡て其業を罷め、又租税の納付を拒み、尙ほ此の趣意を軍隊内に遊説し、一般人民に對しても、將た革命黨に對しても、決して其の武器を使用する事なからしめ、又一般人民の蜂起反抗を企圖すべし」と。

モナスチールの血祭り

斯の如き陰謀決議を爲せる青年土耳其黨は、爾後是が實行の機を窺ひしが、偶々千九百〇八年六月末、政府は青年土耳其黨を鎮壓せんが爲めに、守備司令官としてナジム・ペレをサロニカに

派遣せしめしに、何者か之が暗殺を企てたるの椿事出來せり。政府は間諜を放ちて犯罪者を搜索し、嫌疑ある將校をサロニカよりコンスタンチノーブルに轉任を命ぜり。加ふるに、千九百〇八年六月、英露兩帝レゾルの會見が、マセドニヤ問題の干渉を一層甚だしくせしかば、之を見たる青年土耳其黨は、革命陰謀實現の時刻となりとなし、政府を論難せる檄文をモナスチールの市中の要所要所に掲示し、同時に軍隊内に在りし青年土耳其黨の巨魁ニヤジ・エフエンヂイは、同志をモナスチールの東北十里のレスナに會して公然叛旗を翻し、「舊弊打破、立憲政體設立」を標榜せり。斯くと見たるモナスチールの守備兵一千、抗命して除隊を強請し、又スクタリ守備隊の將卒數名は、土耳其に電報を送りて其の總督を免職せん事を迫れり。土耳其政府は事態頗る重大なるを思ひ、之が鎮壓の爲め、日頃剛毅果斷を以て聞えたるセスマ・パシャをモナスチールに派遣せり。セスマ・パシャは、モナスチールに着するや、偶々彼れに宛たる無名の郵書を接受し、之を披き見るに、「足下若し青年土耳其黨の運動を妨害するに於ては、直ちに首足處を異にすべし」と。元來放膽なるセスマ・パシャは、之を空中に打振り、呵々として「予を脅迫するの鼠賊嗤ふべきのみ」と豪語して、外に出づるや、忽然銃聲四方に起り、一彈其の胸を貫いて斃る。路街



騷然、人心動搖甚だし。かく見たるモナスチール守備隊將校十名は、多數の兵器彈藥及び官金を携へて叛軍に投じぬ。

土耳其政府にては、右の報に接して狼狽し、急に前師團長オスマン・パシヤを起してモナスチールに派遣せり。オスマン・パシヤは任地に着するや、地方長官と協議の上、甘言もて青年土耳其黨の巨魁ニヤジ・エフエンヂーを籠絡せんとせしも、ニヤジは言下に之を斥けたり。依つて政府にてはスミルナの二個大隊をモナスチールに派遣せんとせしに、同大隊は之を拒み、他の小亞細亞の部隊皆派遣に應ぜざりき。こは青年土耳其黨の主義既に是等軍隊に浸潤せる結果と知られぬ。オスマン・パシヤは最後の一策として自身モナスチールの兵營に赴き、將校下士を集めて皇帝に服従せん事を命じたるに、一同更に應ずる色なく、其中一人の下士突然進み出て、オスマン・パシヤを罵つて曰く、「汝は予よりも年若し。予は汝と同じ教育を受けたる者、然るに頭髮既に白うして尙ほ下士に留まる。上流の子弟を破格昇進せしむるは尤も不公平ならずや」と。オスマン・パシヤ勃然色を作して其の無禮を詰るに、忽ち他の下士二人刀を抜いてオスマン・パシヤを刺殺せり。此報一たび傳はるや、土耳其の上流社會は震駭せり。蓋し、是より先き、サロニカに

でも一貴族の暗殺せられたる事あり、今や人心恟々たり。既にしてアルバニヤ人も動搖し、北はセルギヤ國境より、南は希臘國境迄、不穩の形勢漲り、人民皆憲法を要求し、公正の政治を叫べり。而してアルバニヤ人にして叛するに於ては土耳其の危機を生ずべければ、政府も大に鑑る處あり、事態頗る重大となれり。

此際、青年土耳其黨の一派にして、オットマン統一進歩同盟と稱する一團は、七月十二日、モナスチールの各國領事を通じて、歐洲列國に一片の覺書を送れり。其旨に曰く、「我が同盟の目的は、千八百七十六年の憲法を採用するに在り、我が同盟は決して非回教徒を敵視するものにあらず、人種宗教の差別待遇を爲さず、我同盟は時に強暴手段を執る事あるも、是れ正當の防衛と、自由の敵を罰せんが爲め、止むを得ざるの時に於てするのみ。故に我が同盟は無用の殺傷を避くるを本旨とし、交戦の際にも、決して村落を掠奪せざるべし」と。以て其の決して愚民の暴舉に非ざるを聲明せるなり。此間マセドニヤに於ては、上級將校の暗殺せらる、者頗々たり。アドリヤノール第二軍團亦不穩の狀を呈し、其將校中には、土帝に打電して、昇級の壅塞、俸給の遅延、放免の遷延等に關して陳奏する者あり。又不平軍隊は憲法發布を要求する事急にして若し七



月廿六日迄に立憲制採用の詔勅下らざるに於ては、我等は、直ちに土府に進發して土帝に乞ふ處あるべく、他軍團亦我等の例に倣はんと揚言せり。

國情既に斯の如くなれば、コンスタンチノープルの人民亦蹶起し、七月廿六日宮廷門前に群集して立憲政體の設立を要求せり。土帝狼狽して、此日三回迄群臣を召して擬議し、夜半に至り、自ら宮門に現はれて人民を慰撫し、其の望みに添はん事を約せり。帝が親しく人民に接せるは、土耳其開國以來未曾有の事たり。かくて、翌日、帝は、其聖經コーランに對して、憲法に忠實なるべきを誓言せり。但し此の如き土耳其革命運動は、尤も隱密の中に行はれたるものにして、其の爆發する迄全く外部に現はれず、多年土耳其に駐在せる各國新聞、通信員、外交官、領事館員らも、更に氣付かざりしと言はる。されば、土府駐劄の各國外交官中、尤も多くの探偵を使用して第一の土耳其通を以て任ぜる獨逸大使すらも、更に之を知らず。爲めに、獨逸皇帝より土耳其の宰相フエリツド・パシヤに黑鷲勳章を贈れる翌日、此の變亂起りて、同パシヤは眞先に其の地位を剝奪せられたるは寧ろ滑稽なりき。

而して更に奇なるは、此の舊弊打破の運動成功に近づくと共に、久しく動亂の中心と目せられ

たるマセドヤにては、却て秩序自然に定まり、人民の爭鬪止み、諸々の團體も自然に解散せる事にして、昨日迄、基督教徒は、回教徒たる土耳其人の暴行を恐れて外出もせざりし地方に於て、今は基督教と回教徒と相伍して舞踏し、自由萬歳、國民萬歳を唱へて、土耳其軍隊の後に從ひて行進せり。されば、英露兩國にては、此の形勢を見て列國と交渉し、土耳其に對するマセドヤ改革の提案を一日撤回せり。然るに此の形勢を見て却て狼狽し、逸早く其の野心を遂げたる二國あり。奥匈國及びブルガリヤ是れなり。此の二國は土耳其に於て憲法制定せらる、時は、多年の希望容易に遂げざるべきを思ひ、此の混亂機に乗じて事を行へるなり。即ちブルガリヤは一月五日より七日に亘り、土耳其に叛きて獨立を宣言し、又奥匈國は、其の宿題たるボスニヤ・ヘルツェゴビナの併合を斷行せり。其の詳細は別項に記述せり。

### 憲政土耳其成る

土耳其の憲法は發布せられ、千九百〇八年十二月十二日、國會議員選舉行はれ、統一進歩黨の議員多數を占めたり。此に於て、其の十七日、土帝アブヅル・ハミッドは、國會に臨み、開院の



式を挙げしが、是れ土耳其に於て一新時期を劃せるものにして、由來土耳其皇帝は、毎年一回  
 フマザンの回教大祭時に皇居を出て、寺院に詣づる慣しなるも、常に舟行する故、人民嘗て天  
 顔を拜する事なかりしなり。然るに今次開院式臨場には、陸上を行列し、鳳輦に召されて皇子及  
 び宰相キヤミル・パシヤと對座し、途上民衆の歡呼に會釋せり。かくて議事堂に入るや、帝は自  
 ら式場に立ち、勅語を宮内卿に授けて朗讀せしめぬ。其の大意は、「朕は今より三十二年前、一  
 たび憲法を布けりしも、當時の國情、之が實施に困難なりし故、已むなく中止せり。其後、朕は  
 教育と文化との設備に努力せし結果、今や人民は憲法の效力を理解するに至れるを思ひ、之が復  
 興を宣す。朕が意已に決せり。決して再び廢絶する事なきを誓ふ。然るに朕は曩の日新たに憲法  
 を布かんが爲めに、宰相をして諸大臣と共に之を審議せしめたる際、ブルガリヤ侯にして東ルメ  
 リヤの知事たるフェルヂナンドは、何の理由も無しに、我に背きてブルガリヤの獨立を聲明し、  
 之に次て墺匈國は、往年のベルリン條約が、其の一次的占領に委したるボスニヤ・ヘルツェゴ  
 ギナ二州を併合せり。此の二事は、我國權と國際關係とを毀損するものにして朕の深く遺憾とす  
 る處なり。朕は今や、諸友邦の好意に依りて是等の問題を平和に決定せん事を希ふものなり。尙

ほ朕は、此の國會開設に當り、國民の選良斯く一堂に會せるを喜び、衷心より卿等を歡迎す  
 と。朗讀終るや、帝は少しく進み出て議員に向つて述べて曰く「朕は國民の代表者を以て成れる  
 我が國會を祝福し、全能の神が必ずや此の議院を成功に導き給はん事を祈る」と。前日迄九重の  
 雲上に在りて生理的に人間と類を異にせる神人なりと見なされたる土耳其皇帝は、今や地上に降  
 り立ちて、始めて眞人間の本體を示せるなり。而も人民は此日より、又土耳其皇帝を畏怖するの  
 心を失へり。

是れを土耳其の國體より見れば、國務大臣は君主の信任する處にして、議會の得て左右すべき  
 所に非らず、然るに、其の新憲法第三十一條には、大臣訴訟の法を設け、又第三十五條に於て  
 は、大臣が極力通過を計る義務なりと認むる法律案を、代議院に於て否決せる時、君主は内閣を  
 交迭するか、又は代議院を解散するか、二者一を取り得る事を規定せり。是れ既に土耳其の歴  
 史上、急進的規定なるに、更に千九百〇九年二月十四日には、一層暴進主義に轉じ、單に信任投  
 票を以て内閣を交迭せしめたり。是れ一躍議院内閣の政體を現出せるものなり。今其の顛末を見  
 るに、初め、憲法實施後の土耳其の第一次内閣は、九十歳の宰相キヤミル・パシヤを首相として



組織せられしが、彼れは土耳其官吏中、立憲の本旨に則りて國政改良を叫べる筆頭にして、德望最も高く、其の代議院は、一ヶ月前には、八名に對する百九十八名の多數を以て彼れの信任を決議したり。然るに二月の初めキャミル・パシヤは、閣僚に圖らずして、陸軍大臣を埃及駐在に轉任せしめんとせしかば、他の諸大臣は、其の横暴を憤り、相踵いて辭表を提出し、忽ち内閣の分離を招けり。今此の陸軍大臣の轉任の動機を尋ぬるに、當時、青年土耳其黨の勢力旺盛にして、内閣諸大臣皆其の意志通りに行動する風あり。依つて首相キャミル・パシヤは、青年土耳其黨の手より脱して完全に獨立せる閣僚を得ん事を期し、「青年土耳其黨が、立憲反對の運動を鎮壓せんが爲めに首府に駐屯せしめ置けるサロニカ狙撃兵の一部隊を撤去すべき事」を陸軍大臣に命じたり。陸軍大臣は青年土耳其黨を憚りて此の命令を遵奉せざりしかば、さてこそキャミル・パシヤは彼れを埃及に轉任せしめんとし、之が爲めに諸大臣の辭表提出騒ぎとなりしなり。青年土耳其黨は、此の内情を知るに及んで嚇怒し、キャミル・パシヤに迫り、其の非立憲行動を詰りしかば、同パシヤは辭職し、前内閣の内務大臣たりしヒルミ・パシヤ代つて内閣を組織せり。かゝる事情よりして土耳其は今や一躍議院内閣制に突進せるなり。

### 土耳其革命と英國の對獨政策

土耳其の革命は、其の大官數名の暗殺に止まり、甚だしき損害を蒙らずして案外容易に成就せられたるも、之を土耳其帝の立場より見る時は、其の從來の探偵政治は全然破壊せられ、且つ宮廷の寵臣は悉く失はれ、帝は天上より下界に失墜したる如き不安に堪へざるものあり。何等か其の依頼すべきものを得んとするの念切なり。而して此際他強國の形勢を見るに、彼れが後援者たるべきものは一獨帝あるのみ。當時英、露、佛三國間の關係は甚だ親密にして、獨逸獨り孤立の形勢に在り。是れ獨帝が、土耳其帝を手懐け、南下して其の汎獨政策を實現せんとすの野心より、種々小策を弄せる爲め、英、露、佛諸國が甚だしく不安を感じて、互に團結を堅くし、以て獨逸に對抗せんと圖れる自然の結果なりき。但し、獨帝にして其の孤立を脱せんが爲めに、此際土帝に援助を與へ、バルカン半島に紛亂を起さしめ、之を以て獨逸を疎外する英、露、佛間の團結を破るの具となす時は、或ひは延いて全歐の大亂を惹起せん虞れあり。然る時は、英國の地位又困難となり、露國の外交も窮地に陥るを免れざるの形勢となれり。



此に於て、英國政府は、平穩に時局を收むるの手段として、其の皇帝の獨帝訪問政略を案出せり。即ち、英帝エドワード七世は、千九百〇八年八月、私信を獨帝に送りて、近く訪問の旨を通ぜしに、獨帝は既に他に旅行の計劃ありて之を辭せしも、英帝は再度の信書を發して會見の必要止みがたき旨を通ぜしにぞ、獨帝遂に之を承諾せり。此に於て、英帝は、外務次官ハルチングを隨へ、八月十日ロンドンを出發し、翌日獨逸クロンベルグのフリードリッヒスホーエに着せり。同地はライン河畔に在り、英皇の姉にして、獨帝の母たるフリードリッヒ皇后の退隱地なれば、今兩帝の間に近親の情を起さしむるに最好適の地なりき。英皇當日の服装は、普魯西將校の制服を着用し、隨員も皆大禮服を着けたるに對し、獨逸皇帝は自國の軍服を着用せるに過ぎず、英帝が只當獨帝の意を迎ふるに力めたるの情言外に現はれたり。かくて兩帝相携へて十一日午前、宮苑の林間を散歩し、他人を雜へずして長時間密談し、午後は又相携へて近親エリザベト内親王の像の除幕式に臨めり。此日林間の密談に於て、英皇は世界平和の爲に辭を申うして獨帝の意を迎へ、姑く土耳其の内亂に干渉せざるの得策なるを説き、獨帝をして、英國を差置きて專斷に土耳其に援助を興ふる事なからしむべき一種の默約を成就せるなりき。

かくて英帝は、十一日の夜、クロンベルグを發し、カールスバードに近きマリエンバード温泉に赴くと稱し、其途次獨帝フランツ・ヨーゼフをイシルに訪問せり。此の訪問も英國の政略に出でたるものにして、當時埃匈國が、バルカン半島縱貫鐵道を計劃し、土耳其に對し、之が承諾を求めたれば、さきに千八百九十七年の協商に因り、埃露二國、主として土耳其の改革に任じたる地位は今や一轉して英露に移り、爾來英埃間の國交稍冷淡なれば、今次土耳其の内政變革に對し、列國の歩調を齊一にするの必要ありて、英帝此の舉に出でたるものと知らる。されば此訪問に依りて、歐洲の人心大いに安堵し、土耳其の改革如何なる進展變化を生ずるも、そは内政上に止まりて、之が爲め歐洲の平和を攪亂せらるゝ虞れなしと信ぜしめたり。果然其後間もなく土耳其の内政は、急轉して皇帝の廢位迄漕ぎ付けたるも、敢て歐洲の大混亂を惹起するに至らざりしもの、英帝の平和訪問の効果大なりしと言はる。



## 第十一章 土耳其民族中心主義

### 土耳其帝の廢位

青年土耳其黨は、統一進歩黨なる純政黨を結成し、其の成就せる革命を完成するに努めしが、彼等は、敢て表面に立ちて政權を食する事を爲さず、國內の聲望才能ある人士を要路に推し、之をして自黨の決議を實行せしめ、又常に陸軍將校を議院に派し、傍聽席に在りて、自派議員の行動を監視せしめぬ。されば、議員等は、後難を恐れて、其の黨議に服し、敢て反對するものなく、政權は一時全く統一進歩黨に歸せり。然れども時を経るに従ひ、之を喜ばざる者漸く團結して、「回教同盟」なる一黨を作り、軍隊の一部を利用して、統一進歩黨の跋扈を抑へんとせるあり、茲に大禍亂を招く事となれり。

回教同盟にては、統一進歩黨に屬する軍人等が、政治に熱中して軍事教練を怠るを攻撃せしに、識者之に同意する者少からず、相合して軍隊の一部を動かすに至れり。統一進歩黨に屬する將士

等之を見て憤怒し、嚴令を發して回教同盟の集會を解散せしめたり。此に於てコンスタンチノールの兵士は千九百〇九年四月十三日、叛旗を翻して統一進歩黨政府に抗しければ、久しく隱忍せる守舊派の政治家輩又之に應じて蹶起し、二個大隊の兵は急に進んで國會議事堂及び電信局を包圍し、電線を切斷し、橋梁を破壊し、統一進歩黨の委員團に屬する將校を慘殺せり。陸軍省の守備隊は此の叛亂を鎮撫する能はず、叛軍は遂に國會議員に迫りて内閣大臣の任免に聲援を與へよと叫ぶ。議員等之を拒否するの力なく之に同意せり。依つて叛軍は音樂隊を先頭となし、堂々行列を作つて皇帝に奏請せんが爲に宮門に向ふ。道路の群集、「回教萬歲」「皇帝萬歲」を絶叫せり。既にして宮門に達すれば、土帝出てて之に諭し、叛亂軍隊の罪を問はざるを告げ、暗に其の舉を稱賛するの意を示せり。

翌十四日、叛軍は皇帝の言を聽き、靜かに兵營に歸れり。而して前日の騷亂中、司法大臣は陸軍大臣と誤認せられて殺害せられ、海軍大臣は負傷せり。宰相ヒルミ・パシヤは辭職し、皇帝はテウフィク・パシヤを召して内閣組織を命ぜり。此際回教同盟にては、己れ政權を掌握せんとすの野心にあらず、内外に信用ある士を擧げて内閣を組織せしめ、以て自派の主義を行はんとせるな



り、テウフィクは、其の聲望闊歴共に大宰相たるの資あり、夙に親英主義の外交を唱へ、曾つて駐英大使たりし人なり。かくて守舊派の内閣成立と共に、立憲派諸領袖は逃亡し、コンスタンチノープルは一旦秩序回復を見たるも、地方の形勢は穩かならず、サロニカの青年土耳其黨は新政府に對して反抗運動を起し、第三軍團にては、政府を叛亂前の状態に復するにあらずんば、直ちに進撃して君側の奸を除かんと唱へ、アドリヤノープルの第二軍團亦之に同ぜり。かくと見たるマセドニヤ軍隊も、立憲派に身方し、率先コンスタンチノープル目がけて進撃せり。

されば、統一進歩黨は、中央政界に於て前日敗北せるも、地方の根據は堅く、其の身方たる立憲派の軍隊は、已にコンスタンチノープルの地點迄推寄せて之を包圍せり。而も彼等は流血の慘禍を好まず、威壓を以て首府を乗取らんと策せしに、廿四日の拂曉、守舊派軍隊は飽迄抗戦して屈せず、遂に兩軍の間砲火を交へ激戦數時間に互り、互に殺傷ありき。然るに宮城守備の守舊派軍は、勢叶はざるを見て立憲派軍に投降せしかば、立憲派軍は廿五日難なくコンスタンチノープルを全部占領せり。此の戦鬪に於て、立憲派軍は、秩序整然たりしも、守舊派軍は、白旗濫用其他の不法行動ありて甚だしく聲望を損せり。かくてマセドニヤ軍は、率先して首府進撃の功に依

りて權力を其手に收め、依つて十三日の動亂に於ける責任者を捕縛し、且つ、皇帝の或ひは海外に遁走せん事を恐れて、嚴に海上を警戒せしかば、皇帝今は身を脱するに由なく身邊の危難測りがたくなれり。

今や實權は立憲派軍隊に歸し、其の司令官マームード・シフケット・パシヤは實際に於てコンスタチノープルの總督たり。依つて宣言書を發して曰く、「我が軍團と統一進歩黨委員との間に深き關係ある如く傳ふるも、是れ甚だしき誤解なり。政治に關與するは、軍人の職責と兩立せず、之に反する者は、嚴刑に處せん。我等は唯だ憲法擁護の義務あるを知るのみ」と。守舊派が首府を支配せしは僅か十日間にして、今や立憲派は大權を握る事となれり。此に於て當面の大問題は皇帝を如何に處理すべきかに在り。皇帝は逸早く其の秘書官をして宣言せしめて曰く、「過ぐる日の叛亂には皇帝は何等關係する處なし」と。されど、立憲派は此機に乗じ、憲政の前途に暗雲を投かくる虞れあるアブヅル・ハミッド二世の廢立を行ふに決し、二十七日早朝、上下兩院の議員相會して秘密會を開き、皇帝廢位を宣し、同時に皇弟レシオット・エフエンジーを帝位に即かしむる事となれり。依つて之が實行委員は、即日宮中に參内して皇帝に退位を迫りしに、帝は曰く



「凡て運命なり、但し朕と愛子の生命は如何」と。委員答へて曰く「國民は陛下の生命を保障す」と。帝又問ふ「誠に然るか、今後兵士は我身に危害を加ふるの虞れなきか」と。委員は毫もさる虞れなきを答ふ。かくて廿八日の午前二時、帝は十一人の寵嬪及び多數の從者を隨へてサロニカに護送せられぬ。

此に於てレシヤッド・エフエンヂーは、帝位に即き、マホメット五世の稱號を取れり。時に齡六十五歳。元來土耳其の皇位繼承律に依れば、皇位は常に皇族中の最年長者に傳ふるを例とす。されば、彼れは叔父アブデル・アジズ在位中より宮中の一室に幽閉せられ、外部との交通を許されざりしが、アブヅル・ハミッド登位の後も矢張り幽閉生活にて、ハミッド帝は、此の次弟に位を奪はれん事を恐れて一層其の監視を嚴にせり。之が爲め、彼れ、前後三十年間禁錮の状態に在り、千九百〇八年に至り、刺客其居室を襲へる椿事ありて後、兄皇帝との和解成りて自由外出を許されしが、彼れは再び兄皇帝の不興を蒙らん事を恐れて全く政治圏外に立ち、同年冬季以來の立憲運動には絶對無關係なりき。されば、何人も、彼れの政治的意見を知る者なく、今回其の登位すべきを告げられたる時、彼れは使者に向つて「予は爾等に謝す、予は最初の自由主義の君主たるべし」と語れりと傳ふるのみ。

### 土耳其の新憲法發布

かくて土耳其專制君主は倒れ、青年土耳其黨は、其の傀儡たるマホメット五世を擁して、年來抱懷せる改革案を斷行し、委員を任じて、千八百七十六年の憲法に改訂を加へ、千九百〇九年八月に至り、新帝の勅裁に依り之を發布せり。此の新憲法は、舊法に比して著しく君主の大權に制限を加へ、臣民の權利を擴張せるものにて、之に依り土耳其の國會は、其の形式上に於ては當時に於ける世界の多くの議會以上に大なる特權を獲得せるなりき。但し之を土耳其の國情將た社會の状態より觀察する時は、其の統一と進歩とを標語とせる青年土耳其黨の處理すべき任務は極めて重大なるものなりき。彼等は、先づ支離滅裂なる社會に、公私の權利義務を平分して、眞の意味の統一を與へざるべからず。即ち富みて遊惰なる特權階級と兵役と納税を課せらる、固陋無智の農民階級とに差別せられたる回教徒を融和し、又常に反目する回教、非回教兩住民の間を調停せざるべからず。特に此の兩教徒間の調停は難問題にして、非回教徒は、何れも分權主義、



自活主義を要求せるに對し、青年土耳其黨は從來把持し來れる自己の特權的地位と中央集權主義とを放棄する事を欲せざりき。

更に、青年土耳其黨の理想たる開明進歩の實を擧げん爲には、其の社會をして、既に化石せる回教聖典コーランの拘束を打破せしめて、歐洲文明の原則を採用せざるべからず、其の宮中府中共に、從來久しく權勢を握れる回教僧侶の手より解放せられて、最近文明の制度を採用せざるべからず。而も教祖の遺法を死守する回教の高僧と無學なる回教民とは、凡て新改革を喜ばずして事毎に反抗せり。されば、其初め青年土耳其黨が、凡ての公民を法の前に平等ならしめんとしたる誠意より出てたる今回の改革も、却て回教徒と他教民との人種的將た宗教的軋轢を加ふるの結果となれり。彼等の理想とせる統一、進歩も、一片の概念を以てしては、紛糾せる現實界を處理するの力なし。

かくして殆ど凡ての點に行詰まれる青年土耳其黨は、一條の活路として、土耳其民族中心主義を高唱せり。是れ往年、佛國の革命黨が國王を失ひて、其代りに國民の存在を發見せるにも似たり。元來、土耳其人の歐洲に在る事既に五百年、其間、其の上流社會は多量に各種白人の血を交

へて、殆ど其の本來の亞細亞性を失ひ、又小亞細亞の山地に殘留せる土耳其族も、現代人の唱ふる如き高き意味の民族意識を有せざる故、今日、土耳其民族なるもの、人種的存在甚だ覺束なきも、青年土耳其黨は、斯かる詮索に拘泥するの餘裕なく、只管土耳其民族主義を旗幟として進めり。即ち、彼等は、一面に於て、分立自治を要求するマセドニヤ、アルバニヤ、アーマニヤ、ヘリヤ、チヤ其他の人民を強制して、此の民族主義實現に努むると共に、他方には土耳其語を唯一の公用語となし、亞刺比亞、波斯の外國語を除去し、其の國語、文學、宗教の方面を凡て土耳其化し、土耳其人以外の回教徒にも、土耳其語の學習を強制せり。かくして彼等は、全國をオットマン土耳其の國たらしめんとせるなり。隨つて彼等は其の領土保全の上に最も意を用ひ、對外關係上には、各種の利權回收運動を起し、往年のベルリン條約に依りて自治公國となれるブルガリヤ、特にブルガリヤの爲めに併合せられたる東ルーメリヤ及び埃匈國に委任統治を託されたるボスニヤ・ヘルツェゴビナ、並びに千八百九十六年に自治を許されたるクリート島（クレテ）は、當時土耳其の宗主權に在るもの故、新たにコンスタンチノーブルに召集の議會には、是等地方も、其代表者を送りて、其決議に服せざるべからずと主張せり。



## 第十二章 ブルガリヤの獨立

ブルガリヤ 土耳其に反抗す

青年土耳其黨は、此の如き積極的態度を以て進むに至り、關係列國は黙して其の成行きを觀望する能はず、第一に反抗せるはブルガリヤなりき。ブルガリヤが土耳其に對して獨立を得んと望めるは一朝一夕の事にあらず。曩に千八百八十一年、土耳其は、内務省内に別格地方局を置き、コンスタンチノーブル駐在のブルガリヤ外交事務官ザノフをして該局と交渉せしめんとせしに、ブルガリヤは同年三月九日の通牒を以て抗議して曰く、「我がブルガリヤは土耳其の別格地方に非ずしてベルリン條約に基ける自治公國なり。故に、土耳其の内務省と交渉すべき要なし。唯だ其の外務省と交渉すべきのみ」と。此に於て、土耳其は、ベルリン條約調印各國に訴へて、ブルガリヤを、其の一州として命令するの策を計劃したるも行はれざりき。因つて其翌年九月、土耳其は「雙方便宜の爲め、土耳其、ブルガリヤの交渉事務を土耳其外務省に於て取扱はしむ」との

通知を發して此の談判一先づ落着せり。其後ブルガリヤは、土耳其と對等の地位に立ちて郵便及び通商條約を締結し、千八百八十六年には攻守同盟を約し、千九百〇三年には軍備擴張制限に關して政治上の一條約を締結せり。又千八百九十九年の第一平和會議に於て、ブルガリヤの全權委員は、獨立の表決權を與へられ、第二平和會議には、其の全權、國名のABC順に依りて土耳其全權の上に坐せり。尙ほ又ブルガリヤは、各獨立國と等しく、常設仲裁々判所に正副判士各一名を派遣するの權を得たり。然るに、今や革命後の土耳其は、之を遇するに、從屬國を以て擬せんとするはブルガリヤ人の最も不快とせる處なり。

然るに、此時、偶然にも、ブルガリヤ人を甚だしく激昂せしむるの一事件起れり。從來土都に駐在するブルガリヤの外交事務官は、常に土耳其政府より各國外交官と對等の待遇を受け、各國朝廷に於ても之に倣へり。然るに、千九百〇八年九月十二日、土耳其帝の誕辰に際し、外務大臣官邸に催されたる晚餐會には、ブルガリヤ事務官ゲシヨフのみ招待を受けざるにぞ、ゲシヨフは本國政府に訴へて其訓令を仰ぎしに、ブルガリヤ外務大臣は、十二日夕刻迄招待狀來らずば、直ちにコンスタンチノーブルを引揚げよと命じぬ。ゲシヨフは一應之を土耳其外務省に交渉せし



に、同外務省答へて曰く、「ブルガリヤは獨立國に非ず、故に招待せざるなり」と、因つてゲシヨフは引揚を實行し、土耳其亦、其の新たに任命せるブルガリヤ駐在官の赴任を延期せしめぬ。之が爲め、ブルガリヤの人心激昂極に達し、何等かの動機に觸れて爆發すべき形勢となれる折りも折り、偶々ブルガリヤを通過して土都に至る東方鐵道に同盟罷工起りて、其の運轉不規則なりしが、ブルガリヤ政府は、自國人民の不便少からずとて自國及東ルーメリヤに互る三百十キロメートルの鐵道線路を占領せり。此の鐵道の所有權は土耳其政府に在り、東方鐵道會社は、千九百五十八年迄之を租借せるものなれば、遂に兩國間の葛藤となり、ブルガリヤは列國皆自國の該鐵道占領を不法なりとするを見て、處置に窮し、此際、彼れゲシヨフ事件以來、民間に獨立宣言の喧しきに乗じ、獨立問題を提起して、鐵道問題を其中に葬り去るべきの策を定めぬ。依つて十月五日、斷然獨立の宣言を發せり。

#### 露國のブルガリヤ援助

土耳其政府はブルガリヤよりの獨立通牒に接して、之をベルリン條約調印諸國に訴へ、其の裁

決を仰ぐの意を示せり。歐洲諸國にては、ブルガリヤが早晚獨立宣言を爲すべき事を豫期せるなれば、土耳其の抗議に重きを置かず、ブルガリヤに向つて、土耳其と直接交渉し、鐵道占領事件に對する賠償額を協定して其獨立を承諾せしめん事を勸告せり。かくて兩國との間談判開かれしも、償金額一致せずして、ブルガリヤは逆に列強に訴へて問題の解決を乞ふ事となれり。而して列強中、此問題に最も因縁深きものは露西亞なり。何んとなれば、ブルガリヤは、露國が、土耳其と戰爭して勝てるの結果、國を成し得たるものにして、彼の露土戰爭の生兒たり。されば、露國は常にブルガリヤに對して師父として之を誘導せる關係あり。依つて、今回の係争にも、眞先きに調停の勞を執る事となれり。即ち千九百〇九年二月五日、露國は土耳其に告げて曰く、「我が露國は貴國のブルガリヤに要求する金額とブルガリヤの提供すべき金額の差額をブルガリヤに代りて貴國に支拂ふべく、更にブルガリヤ獨立の代償として我國に於て貴國より受取るべき露土戰爭の軍費賠償殘額年賦拂を十六年間放棄すべし」と。土耳其政府は之に對して對案を提出して曰く、「我が政府は貴國の提議の意を諒す。但し此際我が軍事賠償殘額中より五百萬磅を帳消と爲し、殘る三百萬磅は奧匈國より受取るべき二百五十萬磅を以て充て、之にて一切決濟せら



れたし」と。元來露土戦争は、露國がブルガリヤを獨立せしめん爲に起したるものなれば、其の結果として露國が得たる軍費賠償殘額をブルガリヤの獨立完成の用に供する事、最も當を得たるものにして、英佛二國も此の提案に賛成を表したり。

越えて二月十七日、露國の皇叔父ウラジミル大公薨去の際、ブルガリヤ公フェルヂナンドは微行してコブルグの實家に在りしが、公と大公とは親交あり、公の妃と大公妃とは近親なる上に、ウラジミル大公は、三十二年前、軍に將としてブルガリヤ獨立の爲に戦闘せる歴史あり。依つて、フェルヂナンド公は直ちに赴きて大公の葬儀に列せん事を乞へり。是れ公が、各國をしてブルガリヤの獨立を事實の上に承認せしめん爲なれば獨立君主の資格を以て待遇せられん事を望む旨書き添へたり。露國政府にては、之を承認せしかば、二月十八日の頃、露、英、佛の三國協商は、早く既にブルガリヤの獨立を公認せりとの風説傳はり、フェルヂナンド公は、露都着の際、果して獨立君主の儀仗を以て迎へられたり。其後四月二十日に至り、土耳其は遂に條約に依りてブルガリヤの獨立を承認せるなりき。依つて、翌廿一日露國は正式にブルガリヤの獨立を公認し、英佛兩國は、廿三日之を公認し、廿七日には、獨、澳、伊亦之を承認せり。

### 第十三章 山椒粒大のセルギヤ

セルギヤの兩王統

今次世界大戰亂の直接原因となりしセルギヤ人といふは、もとスラヴ種族の一派にして、第七世紀の初め南歐地方に移住せしもの、後裔なり。彼等の土地は、初め東羅馬帝國の領内に屬せしが、第十一世紀に至り、羅馬帝國の衰微せるに乗じ、獨立して一王國を建設せり。然るに、十四世紀の末葉、土耳其の勃興あり、其の侵略を受けて滅ぼされ、其の一州となりて久しく蟄伏せしが、十九世紀に入りて再び擡頭する事を得たり。即ち此時セルギヤにカラジオルヂ及びミロツク・オブレノギツチなる二人の牧者現はれて土耳其に背きて獨立を稱へぬ。此のカラジオルヂと言ふは、佛入の後裔なりしが、千八百〇四年、土耳其人がセルギヤ人を虐殺するや、彼れは山中に潛みて同志を集め、其の老幼婦女をば森林の中に隠し、自ら諸衆を率ゐ、出て、土軍に抗し、一旦自立せしが、千八百〇二年露國の後援を失ひて再び土軍の征服する處となりぬ。越えて千八百十



六年に至り、ミロック・オブレンノギッチ又數々土耳其と戦ひて勝利を得、千八百二十九年、遂に土耳其と和議を結び、自治を許され、翌年セルギヤ公に封ぜらる。千八百三十五年、始めてセルギヤ憲法を制定せしが、元來セルギヤ國民の大部は、武骨なる農民にして、國事を顧みず、政治は歐洲西部の事情に通ぜる少數人士の弄ぶ所なりしに因り、四年の後、政治界の人士は、ミロック・オブレンノギッチの專制を悦ばずして之を國外に放逐し、其子ミセルを擁立して國王となせり。然るに千八百四十二年に至り、ミセル亦革命黨の爲に放逐せられ、カラジヨルヂの子アレキサンデル擁立せられて王位に上れり。是れより兩統互に位を争ふの端を啓きしが、千八百四十四年、アレキサンデルは佛國當時の憲法に倣ひて新憲法を設けぬ。

千八百五十四年、クリミヤ戦争の際、セルギヤは嚴正中立を保ちしかば、巴里條約に於てセルギヤの自治權は歐洲列強の保證を得たり。然るに最初土耳其帝は、ミロック・オブレンノギッチを正式にセルギヤ公に封じたるものにして、カラジヨルヂは嘗て土耳其の任命を受けたる事なく、其子アレキサンデルは、單にセルギヤ總督の任命を受けしに過ぎざりき。斯かる理由よりして、千八百五十七年中、ミロック・オブレンノギッチを王位に復せんとするの運動起り、其翌年同國の議

會はアレキサンデルの廢位を決議せり。アレキサンデル止むなく難をセルギヤ駐屯の土軍兵營に避け、其後脱して姿を隠せり。此に於て當時ルーマニヤに退隱中なりしミロック・オブレンノギッチは、千八百五十九年一月二日迎へられてセルギヤ首府ベルグラードに入り、宗主國たる土耳其の意志に従ひ、セルギヤ公の位を其子ミセル及其子孫に傳ふべき事を宣言し、議會亦法律を作りて之を確定せり。千八百六十年九月十六日、ミロク死して子ミセル立ちしが、彼れは前述の如く、一旦は國王の位に即き、後、獨、英、佛の諸國に遊べる經歷ありて、頗る世態人情に通じたれば、今や再び王位に上るに及んで、銳意治を圖りて民望を收め、曩きに土耳其の羈絆より脱して自由國となりし。其の同族民の住めるボスニヤ及びヘルツェゴビナの二州を合併せんと企てぬ。爲めにベルグラード屯營の土耳其兵とセルギヤ人民との間に數々衝突起り、紛議絶えざりしかば、列國の仲裁ありて、千八百六十七年、土耳其兵を凡て國外に撤退せしめ、代つて佛人モンデーン大佐を聘して民兵を組織し、依つてボスニヤを併合せん事を圖れり。土耳其及び列國にて、容易に之を制御しがたきを察し、一時ミセルをボスニヤの太守に兼任してセルギヤ人を慰撫せんとすの對策を立てしが、千八百六十九年六月八日、ミセル王が公園散策中、前王アレキサンデ



ル黨員の爲に暗殺せられぬ。

### ミラン王の時代

ミセル王暗殺せられ、其の甥ミラン十四歳にして王位を継ぎしが、其の成年に達する迄、議會より三名の攝政を選擧し、新憲法に則りて主權を行はしむる事となり、ブラコノヴツト、ガヴリロキツチ、リスチツチの三名攝政に選ばれしが、リスチツチの勢力最も大なりき。但し此三名は皆自由黨員にして、他に改進黨、急進の二政黨あり。是れより國內の政争始まれり。上述の如く、セルギヤは多く農民にして、唯だ土耳其に反感を抱き、露國を同一スラブ族として親睦の情を有する程度に止まり、政治向の事には殆ど無關心なりしも、其頃は外國教育を受けたる人士漸く多くなり、先づ自由黨起りて攝政政府を組織せしにぞ、是れに對して、改進黨、急進の二黨又起るに至れり。改進黨は佛國に遊學せる青年の主唱せるものにして、國人の多數が、國家の大事に關する公共心乏しきを慨し、乃ち佛國流の強固なる中央集權政治を以て國民を指導せん事を唱へたり。即ち此黨の方針とする處は、國家實力及び資財を中央政府に集め、之を以て種々の文明事業を起

し、速かに歐洲の列強に對峙するの素地を造らんとするに在りき。然るに、急進黨は、主として瑞西の大學に遊學せる人士より成り、國力の根源は民に在り、民を養ふは自治に如かずとなし、一切の國家的新事業に反對して現在の憲法よりも一層完全なる地方分權を行はん事を首唱せり。されば、此の兩黨は、主義に於て相反するものなるも、其の憲法改正を必要とする點に於て一致するが故に、等しく自由黨の攝政政府に反抗せり。

千八百七十二年、ミラン王は成年に達したる後、攝政中最も勢力ありしリスチツチに命じて、自由黨内閣を組織せしめられたれば、リスチツチは親露政策を立て、千八百七十七年の露土戰爭には露國に援助せり。其結果として、ベルリン條約に於てセルギヤ國は完全なる獨立權を得、且つヘニシスの一地方を併合するを得たり。之が爲にリスチツチの人望益々盛なりしが、ミラン王は、露國は常にブルガリヤに厚くしてセルギヤに薄きを怨み、中途にして露國と離れて奧地利と親しむの政策を採れる爲め、大いに民望を失へり。何んとなれば、奧地利は、セルギヤ人が自國に合併せんとせるボスニヤ・ヘルツェゴギナを占領したればなり。加ふるに、ミランは、千八百八十年、奧國と通商條約を締結するに當り、強硬の態度を以て自國の利益を擁護せるリスチツチを辭



職せしめて、改進黨首領ピロチャナツツに内閣を組織せしめたるより、國內の紛争一層甚だしくなれり。

ピロチャナツツの改進黨内閣は、次期の國會議員改選に當り、多數の與黨議員を選出したれば、政令其意の儘に行はれ、盛んに鐵道を布設し、其他國家事業を起せしが、之が爲めに忽ち歳出二倍に増加し、國中の財源は悉く外國銀行への抵當となり、人民の税租負擔は從來の四倍に上れり。既にして千八百八十二年、ミランは王號を稱したるも、民望を回復するに至らざる中、同五年に、ブルガリヤと戦つて敗北せし爲め、王の威信一層衰へたり。王妃ナタリーは姿色麗しく、露國一大佐の女にして、國民の敬慕厚かりしを、王は露國と離るゝに及んで之を疎んじ、千八百八十八年には之を離婚せしかば、王は一層敵を作ること、なれり。此に於て王は民心を他に轉ぜんものと、新たに議會を召集して憲法改正を行ふ事となりしが、改選の結果、改進黨の議員多くなり、改進黨は唯だ一人のみなりき。斯くて千八百八十八年より同九年に互りて議定せられたる新憲法は、殆ど一般選舉の制を採用し、議會に大權を收むる事となり、人民の言語、結社、集會の自由を完全に保護せるにぞ、ミラン王は、事志と違ひ、且つ外政上には露奧兩國間

に板夾みとなりて策の施すべきなく、遂に千八百八十九年三月一子アレキサンデルに位を讓れり。

### 憲法中止

アレキサンデル一世が王位を踐みしは十四歳の春なりしが、リスチッチ及び他の二名攝政となれり。リスチッチは、政權を利用して、新たに自派の自由黨内閣を組織せしめたる爲め、議會と政府の間に大衝突を來し、殆ど疏通の途なかりき。依つて千八百九十三年四月、アレキサンデル一世は、晚餐會に托して攝政及内閣員を宮中に召し、兵を伏せて脅嚇し、己れ成年に達したる故、政權を親らせん事を告げ、依つて改めて急進、改進黨の兩黨に勅して其の聯立内閣を組織せしめたり。此の勇斷は亂麻を斷つて國政を一新する事となりしが、千八百九十四年一月に至り、さきに廢位せし父王ミランは、歸國を許されてセルギヤ軍の總督に任せられ、大いに軍政改革の爲に盡力せしかば、數年にして其軍隊頗る強大となり、近隣諸國をして驚嘆せしめぬ。此に於て軍人社會はミランを崇敬して忠誠を誓ひければ、ミランの權力中外を壓し、依つて彼れは其の自由憲



法を廢して、舊保守憲法を復活せしにぞ、政界動搖甚だしく、千八百九十九年、急進黨はミランの暗殺を圖るに至れり。ミランは危く免れしが、之を口實として急進黨の主要人士を多く逮捕せしめ、腹心の裁判官をして有罪の宣告を爲さしめしかば、國內騷然、今にも内亂勃發せん形勢となれり。

此の國情切迫の際に當り、アレキサンデル王は、宮女ドラガと結婚せし爲め、忽ち父ミランと不和を醸す事となり、形勢一變せり。其故如何にといふに、由來セルギヤ王は、其國土小なると、久しく土耳其の治下に在りし爲め、列國の帝王に比して常に遜色あるを免れず、されば前王ミランは、我子アレキサンデルの爲に、何れか強大國の女王を妃として迎へ、以てセルギヤ朝廷の品位を貴くし、且つ政治上に有力なる後援を作らん事を企圖し居たればなり。然るに、アレキサンデルは、千九百年七月、父の不在に乗じ、以前ナタリの宮女にして己れより十二歳の年長者たるドラガ・マシンと呼ぶ一寡婦と通じて自由結婚を行へるなれば、當時カールスバードに在りしミランは、此報に接して憤懣甚だしく、其のセルギヤ陸軍元帥の職を辭し、去つて墺都ウィーンに赴き、其處にて千九百〇二年流行感冒にかゝりて歿せり。ミランは親墺主義なりし爲め、其

死はセルギヤに於ける墺國勢力の頓挫を招けり。かくと見るや、露帝ニコライ二世は率先してアレキサンデルの結婚を祝し、懇篤なる電文を送れり。

されど此事ありてより、セルギヤ官民の失望甚だしかりしかば、アレキサンデル王は、人心の離反を防がん爲に、自由黨内閣を免じて急進黨と結び、同黨總理ヴィチに内閣を組織せしめ、且つ千九百〇一年四月十九日、同内閣の希望せる憲法を欽定せり。然るに、急進黨は王の徳に報いんともせず、唯だ此憲法を利用して自黨の手に長く政權を專有せん事を圖り、凡ての制度を自黨の利益の爲に改正せしかば、アレキサンデル王は大權を拘束せるの甚だしきに堪へず、千九百〇二年十一月、再び自由、改進黨兩黨の聯立内閣を組織せしめ、前年の憲法を改正せんとせしも、意の如く行はれざりしかば、翌千九百〇三年四月、遂に憲法中止を以て此難局を切抜くるの計劃を立てたり。アレキサンデル王の憲法中止計劃は、急進黨に取りて致命傷なれば、急進黨領袖は頗る苦慮し、此上は我れより進んで機先を制するに如かずとなし、千九百〇三年四月六日の午後過激思想を抱ける多數の大學生を使喚し、一片の決議書を携へて王宮に赴きしも、途中憲兵の爲に遮られて果さざりき。此に於て一行は大いに激昂し、此上は輿論の指導を誤る彼の新聞雜誌社を襲ひて之に



制裁を加へよと叫び、一番に先づ二十世紀社へ押寄せしに、途中商業者の一團來りて彼等に助勢せり。是等商業者は、政治上の不平を有するに非るも、新警察法が嚴酷なる爲め、己等の名譽を毀損せらるゝを憤りて、某處に會合せしを、警官の爲に解散せられしかば、端なくも學生團と合して同社を破壊せんと企てたるなり。斯くと見たる警官隊は、死力を盡して之を鎮撫せんとせしも、學生側頗る優勢にして支へかぬる處へ、他の群衆も之に加はりて今は暴動全市に擴がり、口々に「警官を殺せ、新憲法を廢せよ、自由萬歳」を叫びて、手當り次第に新聞社官衙を破壊するにぞ、警官も今は猶豫なりがたく、各々拳銃を發して之を威嚇すれば、群衆は瓦礫を投じて應戰する事一時間半に及びり。此時、國王の派遣せる騎兵二大隊、群衆の中に駆け入り一齊射撃を行ふ事二回に及びしも、空砲なりしかば、群衆更に恐れず、益々怒號して抵抗せり。此に於て騎兵隊も止むを得ず實彈を發射せしかば、流石の群衆も忽ち死傷者を殘して四方に散亂せり、アレキサンデル王は、事極めて重大なるを見て、此際尋常手段を以てして亂民を鎮撫しがたきを察し、急に勅令を發して曰く、「さきに、千九百〇一年四月六日發布せる憲法の下に開設せる元老院及び國會は、實際に適せざる幾多の法律案を議定せり。加ふるに、國民の政治的感情は一

に昂進せる爲、同憲法は却て國運の發展を妨ぐるの具となれり。今やバルカン半島の風雲は頗る急なるに際し、我がセルギヤの求むる處は統一と平和とに外ならず。朕は此の統一と平和との爲に、千九百〇一年の憲法を中止し、並に元老院の命令の無効なるを宣す」と。かくして樞密院顧問官は免ぜられ、議會は解散せられ、内閣大臣は辭職し、諸々の舊法律再び行はるゝに至れり。其後間もなく元老院議員と樞密院顧問官は新任せられ、王は第二の勅令を發して舊憲法の復活を宣し、前内閣の諸大臣又位に復せり。而して其顔觸れを見るに、新元老院は十二名の舊自由黨、七名の舊進歩黨、五名の中立黨員より成り、急進黨員は一人もなし。されば憲法中止に依りて打撃を蒙れるものは唯だ急進黨のみなりき。

### 第十四章 アレキサンデル一世の弑害

#### 王妃妄妊事件

かくアレキサンデル王は武斷政策に依りて一時急進黨の勢力を抑へ得たるも、之が爲め、國內



の動搖一層甚だしく、何時變亂を生ずるやも測られざる危急の際、王妃ドラガの懷妊問題起りて國內愈々騒がしくなれり。是より先き、佛國の産科醫は、王妃ドラガを診察して其の懷妊せる由を斷言せり。然るに、露國政府は、此の診斷を怪しみ、特に自國の醫科大學教授をベルグラードに差遣せしに、彼れはドラガを一診して其の懷妊に非る事を確めたり。此に於て佛露の兩醫師は相反目してアレキサンデルの宮中に止宿し、互に言葉も交さず睨み合の姿となり、風説は風説を生み、ドラガ妃は他人の子を以て王を欺かんとするなりと傳へぬ。是が爲め宮中は混亂に陥り、陰謀を含める王妃を追放せよとの議論頻りなり。露國にては、セルギヤ朝廷を此の難關より救出さんが爲め、其の機關新聞をして、ドラガ王妃は所謂、妄想懷妊に罹れるものにして、こは醫學社會に、其例少からぬ現象なりと辯護せしかば、一條の活路開けて此の事件も無事に治まりぬ。されど、ドラガ王妃は此の珍事の爲に憂慮せる結果、精神異狀を呈せりと傳へ、一方アレキサンデル王の國民に對する威望衰へて其の王權さへも振はざるに至れり。従つてセルギヤ繼嗣問題は、爲めに歐洲の外交社會を動かす事となり、若しアレキサンデル王にして嗣子なく、或ひは政治上の動搖の爲に、明日にも其位を去るに於ては、何人が其王位を繼承すべきかは、埃露二國

のバルカン半島に於ける權力消長に大關係あり、變動今は避けがたく見えぬ。

### 軍隊の暴動

さきに、アレキサンデル王は、ドラガを娶りて妃となせし時、彼れの父ミランは、其の不都合を憤りて總督の職を辭じ、ウィーンに去れる事は既に述べたるが、斯く父子間に不和を生じて以來、アレキサンデル王と軍隊との間も不和となり、軍隊にては、ドラガを以て此の不幸の原因なりとて、惡しざまに言ひ觸らし、且つドラガの素性のよろしからぬことを洗ひ立てぬ。即ち、ドラガは嘗てウィーンの花柳界に浮沈せる婦人なれば、軍人としてかゝる婦人を國母と仰ぐは最大恥辱なりとして、彼等は陰に陽に之を輕蔑せしかば、王妃も亦之に對抗して軍人を忌み嫌ひ、王に説きて益々之を遠けしめたり。王は嘗てドラガの兄弟に軍職を授けしに、他の將校等は、一切之と交際せざりしかば、王妃は一層將校等を憎むに至れり。且つ、此頃セルギヤの財政紊亂して、將校の俸給も定日に支給せられざりしかば、軍隊の不平日に増して激烈となれり。此に於て、王は軍隊の依頼しがたきを思ひ、新たに歩兵と騎兵とより成る親衛兵を募り、王妃の信任す



る者を擧用して之が指揮官たらしめ、之に二倍の俸給を定日に間違なく支給しければ、一般軍隊は益々恨みを含むに至りぬ。

アレキサンデルは此の形勢を見て、外國の援助を借らん事を思ひ立ち、乃ち露國と親近關係を結ばんものと、王妃を伴ひて聖ペテルブルグの朝廷を訪問せんとせしに、此時露國朝廷にては、現朝廷の反對側に立てるカラジールゼギツチ家と氣脈を通ぜる折からとて、王妃の素性賤しきを名として之を拒絶せり。軍隊にては、今こそ國王反省悔悟してドラガ妃を遠くるならめと豫期せしに、事實は之に反して、王は益々妃の愛に溺れ、果ては妃の弟ニコテムと言へるを養子となし、之をセルギヤ繼嗣となさんとせり。軍隊は之を聞いて今は猶豫しがたしとて、よりく劃策する處ありしに、折りも折り、アレキサンデル王は、一日公會の席上にて「我がセルギヤの軍人は、何れの將校とても五金を投ずれば、之を買収する事易々たるべし」と放言せしかば、軍人の憤怒極度に達せる處へ、偶々陸軍幼年學校を、ドラガの出生地に移轉せる事ありて、將校の陰謀に一層便利を與へ、千九百〇三年六月十一日、愈々機熟して軍人の暴動起れり。此日未明、陸軍士官百五十名、突然起つて二個聯隊の兵を指揮し、急に進んで王宮を圍み、宿

衛の將卒を斬殺して深殿に闖入し、爆彈を投じて兩寢殿の扉を破壊し、國王アレキサンデル及び王妃ドラガを殺せり。血に狂へる兵士等は更に内閣大臣數名の邸宅を襲ひて、危害を加へ、又王妃の同胞二名を途上に捕へて慘殺し、新たに内閣を組織して、ピョートル・カラジールゼギツチ親王を王位に迎ふるの宣言を發せり。セルギヤ國民は、何れも喜色を浮べて之を贊し、先王の爲めに喪を擧ぐる事もなさず、凶變の翌日を以て、セルギヤの爲に新紀元を開くの記念日となして祝意を表せり。

さて此の陰謀の巨魁は、ドラガ王妃の先夫の兄弟に當る、第六聯隊長マンシ大佐及びミツ中佐にして、彼等は王宮襲撃前既に宣言書を印刷し、又新内閣員の辭令書迄も疾く準備し居たるなり。かくて其の兇行を遂げたるは十一日午前二時半の事にして、同日拂曉一片の宣言書を發せり。曰く「今回宮廷に於ける種々の紛議は、軍隊をして之に干渉するの止むなきに至らしめ、アレキサンデル王及びドラガ妃は、其の衝突の間に死亡せり。此の哀むべき且つ艱難なるの時機に際して、平和と秩序を維持せんが爲め、各政治團體の代表者相會して茲に一臨時政府を組織し、仍つて本年三月廿三日以前の憲法を回復せり。されば臨時政府は、さきに千九百〇一年四



月六日に發布せる憲法に則れる國民議會を再び召集し、之に依つて國主の選定其他目下の新地位に必要なる決議を爲すべし。目下官廳に達したる報告に依れば全國靜穩なるが、政府は尙ほ一層此の國情を維持するに力むべし。今回政府の措置は歐洲列強の同情に値するものなりと信ずると。

かくて新内閣は十一日早朝、内務省に參集し、總理大臣アブクモキツチは、方關の石階に立ちて、幾千の群衆に今回革命の趣旨を演説せしに、人民は拍手して之を承認せり。次で司法大臣、ジヴコキツチも演説して曰く、「吁我が同胞諸君、今回の變を以て軍隊の行へる革命なりとなす勿れ。是れ軍隊が全セルギヤ國民の慶福の爲に行へる處なり。セルギヤ軍隊は國民の意志に反して事を行ふものに非ず」と。群衆皆之を承認して拍手喝采せり。實に、此の革命は軍人のみの計劃に出でたるに非ずして、政治界の有力者と氣脈を通じたるものなりき。當時政治界には、王妃ドラガの横暴を憎む者多く、其頃一官吏の妻女が、途にドラガに逢ひて之に敬禮せしに、ドラガは其の敬禮は熱誠足らずとの理由にて其の官吏を免職せるが如き例ありて、是に類する事、日々ベルグラード市中に傳へられ、國民の憤怒甚だしかりしなり。

更に之を新政府大臣等の顔觸に見るも、當時の政界有力者の多數は、ドラガに反抗せる事明かなり。先づ其の總理アブクモキツチは、千八百九十二年に自由黨内閣の總理たりし人にて、其の以外にも數度リスチツチ内閣の司法大臣たり、又控訴院判事たりし事もあり。千八百九十五年以來は辯護士となり、且つ議會に於ける自由黨を指揮して宮中に反對し、其妻女の如きは幾度も宮中より招待を受けて悉く之を拒絶せる事有名なりき。次に新内務大臣プロチツチは、專賣局長兼セルギヤ銀行理事にして、急進黨の領袖中最有力者なり。又新外務大臣カルエキツチは、進歩黨に屬して穩和の主義を執り、嘗て千八百七十五年に總理大臣となり、後ウィーンに公使たりしが、這次革命の際には元老院議員たり。方正の士にして内外の信用厚かりき。新司法大臣ジヴコキツチは、急進黨首領にして、嘗てミラン王狙撃事件に付き、内務大臣プロチツチと共に二十個年の禁錮に處せられしも、久しからずして特赦に逢ひて出獄し、爾來其の主宰する新聞紙に於て、常に王妃を嘲弄し、前議會には盛んに宮中の秘事を數へて論難し、頗る人望を博せり。新商務大臣デンチツチは往年アレキサンデル王が妃を納る、際、内務大臣の地位に在りて之に大反對を唱へて辭職し、國王に對して其の不都合なる理由を述べたる激烈なる書簡を奉りしかば、尊位



侮辱の罪に問はれて禁獄せられたる經歷を有せり。新大藏大臣ベルコギッチは巴里に遊學せる秀才にして、後アレキサンデル王の祕書官たりしが、ドラガ妃册立に反對して辭職し、自由黨に投じて猛烈に政府に反抗せり。新文部大臣コヴセギッチは、進歩黨に屬し、歴史家として名聲ある外、政治上の經歷なかりしも、這次新内閣は、各黨の代表者の表面を裝ふ必要上入閣せしめたるなり。新陸相アタナコギッチ將軍は、平生沈着方正の名あり、名利の爲に陰謀に與する如き人物に非ず、這次革命運動に加はりし事、以て當時、軍隊の不平が如何に甚だしかりしかを推知するに足るべし。又ドラガの先夫の弟にして、陰謀巨魁となりしマンシ大佐は、新内閣の工部大臣に擧げられたり。ドラガの先夫たりし彼れの兄は、工學士にして、森林踏査中變死せしが、大佐は此の變死に付きてドラガを疑ひ、其の王妃となるに及んで之を輕蔑する事甚だしかりし爲休職を命ぜられ、常に不平軍人の首領と目せられたり。されど其の私行上に於ては何等非難すべきなく、將校間に在りて尊敬せられたり。されば、此の新内閣はドラガ妃に反對する分子より成り、自由黨、急進黨及び進歩黨の聯立を標榜したれども、其實質は自由黨中の過激分子重點を爲せり。

## 第十五章 大セルギヤ主義の運動

### ピョートル一世

アレキサンデル王革命軍の爲に殺害せられて嗣子なければ、オブレノキッチ王統全く絶えぬ。依つて、セルギヤ國會は、千九百〇三年六月二日、カラジョルゼキッチ統第三代の主たるピョートル一世を王位に推せり。王は千八百四十四年、ベルグラードに生れ、幼時佛國に於て教育せられ、千八百六十七年、サン・シールの士官學校を卒業と同時に、佛の外國隊に加はりて、千八百七十年の普佛戰爭に従事し、大尉として戦功を立てたり。彼れ爲人慎重にして、政治圏外に身を置きしも、常に世事に注意し、讀書を以て識見を練り、又多く學者と交際せり。其後、瑞西のジエネヴに住して質素なる生活を爲し、同地に於ける露國の皇族オルデンブルグ公と日々親しく往來せり。従つて彼れは、瑞西に來遊する露國の貴族と相識る事多かりしのみならず、千八百八十三年、露國の媒約に依りて、モンテネグロ公の女ヅォルガと結婚せる爲め、一層露國を徳とし喜



べり。露國にては、此の結婚を祝して年々若干の化粧料を贈呈せり。既にして千八百九十年、ゾルガは死去せしも、其の二子は露都にて教育を受け居たり。モンテネグロ公は多年間セルギヤを併合して昔時の大セルギヤ國を再現せん事を企て居たるものにて、公自ら詩を賦して國民を鼓舞せる程なれば、今やピョートル一世の登位は、此の合併を容易に實現すべきものと見なされたり。扱てピョートル一世位に即くや、セルギヤ國民會議は全會一致を以て之を歓迎し、其の即位の翌日、同會議より此旨露國二國の君主に電報せしに、兩君主共に之を承認の祝電を送れり。露國皇帝の返電には、セルギヤ國將來の安全の爲に、革命兇行者を處罰するの必要ありと意見を添へたるも、強ひて之を追求するの色もなかりき。かくて獨逸二國既に登位を承認せる以上、英國其他の不承認は別段痛痒を感じずる事もなかりしなり。つまりセルギヤは一個の獨立國にして自ら政體を變更する權利あり。兇行者所罰の如きは、其内政に關せる事にて、英米の如きは、未だ深き國交もなき故、之と斷交するも別に苦痛を感じずる理由なきなり。但しピョートル一世も、前帝の兇殺に關係せりや否やは判然せざる事にて、彼れは、此の兇事に關係せる者を政府より遠ざくるの權力もなく、さりとて之を默許する時は、大逆を是認する事となり、進退兩難の地位に立ちしなり。

なり。

セルギヤ對奧匈國の確執

顧みればセルギヤは千八百七十八年のベルリン會議決定に依りて完全なる獨立國となりしも、爾來其版圖は東歐の一局に偏在して、毫も擴張せらるゝ事なく、昔日の大國に比して、いと貧弱なるものなりき。而して人種學上セルギヤ人と稱せらるゝ者の中、此の獨立セルギヤに國籍を有する者は、全數の約三分の一に過ぎず、殘餘の民は何れも隣接諸國に屬し、奧匈國の領内に住む者最も多かりき。されば千九百年に於て、セルギヤ人にして奧匈國の臣籍に在る者六百萬人に對し其本國に住む者四百萬人と言へり。故にセルギヤ國にては、常に其の國家を擴張して、他人種の治下に虐待せらるゝ、同人種を包容すべき大國民を形成せんとの願望須臾も念頭を去らず、此に所謂大セルギヤ運動なるもの起る事となれり。加之、セルギヤ人は、右の如き民族的の不備以外、其地勢上大なる不安を感じて靜止する能はざるの一事あり。蓋しバルカン半島に國を成す者少からざる中、尺寸の海面をも有せざるものは唯だセルギヤのみなりき。故にセルギ



ヤにては、南多島海に出づるか、西してアドリヤ海に向ふか、二者其一を得んと焦慮せる事久しく、之が爲めに土耳其と争ひ、又奥國と隙を構へしなり。然るに千九百〇九年に至り、奥國國にては、セルギヤの西隣に國するボスニヤ・ヘルツェゴギナの併合を企つるに至り、セルギヤ人の驚愕と憤怒とは極度に達せり。

奥國にては、ベルリン會議の結果、ボスニヤ・ヘルツェゴギナを占領することとなり、爾來三十年、奥國は、二州の改良と開發とに力を用ひ、資金を投じ、鐵道を布設し、學校を起し、其他の經濟事業を起せる爲め、其の全土面目一變して文化に浴する事となれり。故に奥國の右二州に對する權利は、表面は一時的なるも、實際には永久的性質を帯び來り、唯だ之を確實にするの機會を待つ形の形となれり。然るに、千九百〇八年八月十八日、奥帝フランツ・ヨセフ第七十八回の誕辰を祝する爲め、ボスニヤの首府に開きたる公會に於て、其の副市長はボスニヤ人を代表して奥國とボスニヤとの國際關係を一定し、憲法を制定せん事を奥帝に請願せん事を發議し、ヘルツェゴギナ人も同様の運動を起せり。此の請願は、二州を土耳其より全く分離して奥國に合併せん事を希望せるものにて、こはベルリン條約に於て曖昧なりし條約を奥國に

於て進んで確定する事となり、従つて歐洲列國會議の討議に附せらるゝの虞れあり。依つて奥國國にては、之を土耳其との間の單獨問題として即刻決定するを利ありとなし、その方針にて土耳其政府と交渉を開始せり。

然るに、之をセルギヤ側より觀る時は、ボスニヤ・ヘルツェゴギナのは、或る時代にはセルギヤ王國の一部にして、將來セルギヤ人の膨脹すべき範圍として窺かに期待せる土地なり。されば、今回奥國が之を確實永久に領有せんとするを見て、セルギヤの官民激昂甚だしく、十月五日、直ちに國會を召集し、軍隊に戰鬥準備を命じ、訓練を名として豫備兵を召集し、又義勇兵を募り、國庫よりは正貨二千萬圓を支出するに決せり。翌六日、首府ベルグラードにては、人民一齊に奥國公使館前に群衆して抗議的示威運動を行ひ、七日、其政府は、ベルリン條約に調印せる列國に通牒を發して、奥國の二州併合はベルリン條約の趣旨に反する旨を述べたり。其意は、右二州は、本來舊セルギヤ國の領土にして、從來奥國の之を占領し來れるは、一時の權宜に過ぎず。就いては二州をばセルギヤ國に於て回收し得るに至る迄、現在の假設狀態に置く事を至當と思惟すといふに在り。而して最後には、若し此事不可能なるに於ては、セルギヤ政府は、



ベルリン條約調印各國の正義に訴へ、相當の賠償を得て以て其獨立の國家生活を防護し、少くともベルリン條約に依りて認められたる範圍内に於て、セルギヤ國民をして其存立の要件を充たす事を得しめられん事を要求す」と結び。

かくて同日ベルグラード市民は「祖國危急」の旗を翻して大示威運動を繼續し、外務省門前に群衆して開戦宣告の遅きを難じ、地方より來りて義勇兵の募集に應ずる者、八日には一日の中五百十人を算し、一商人にして百萬フランの献金を爲すあり、他に猶太人協會は二百萬フラン、セルギヤ國立銀行は現在金の全部、セルギヤ專賣局は二千萬フランを醸出せり。既にして群衆は王宮前に集まり、王に見えん事を乞ひしかば、王は出て、衆に面し、必ず國王たるの義務を履行すべしと約して解散せしめぬ。

此日又、奥匈國政府にては、ベルグラード駐在奥匈國臨時代理公使フランツに訓令を發し、セルギヤ國政府に通牒して、十月五日、其の豫備兵を召集せる理由を問はしめ、且つ此事をベルリン條約調印各國に通知すると共に、「奥匈國政府は其の新國疆を防禦する爲めに、必要の手段を取るべし」と宣言せり。此に於て英、露、伊、獨、佛の各國政府はセルギヤに向つて其の舉動

の甚だ無謀なるを非難し、「萬一奥匈國と事端を構ふるに至るも、列國は決してセルギヤに後援を與ふるものに非ざるべし」と通告せり。斯て十月八日奥都駐在のセルギヤ公使セミチは、奥匈國の二州併合に對する抗議書を齎して奥匈國外務省に之を提出せしに、同外務省にては、「我が奥匈國外務省は、セルギヤが我が政府の二州合併に就き容喙すべき權利を認むる能はず」と答へて之を拒絶し、且つ此の顛末を公表せり。此に至り、セルギヤ政府にては、他強國を誘導して自國の身方たらしむるの必要を感じ、依つて其の外務大臣ミロワノキチは英佛兩國に之を訴へん爲に出發せり。

十月九日に至り、土耳其亦奥匈國に對して異議を申立て、コンスタチノーブル駐在の奥匈國大使バラキチニ對し、其の二州併合はベルリン條約違反なりと抗議せり。但し土耳其にては、此際、必ずしも二州併合を否むに非ずして、之が報償として、自國公債の中四百萬磅を奥匈國に於て引受けん事を要求せり。されど、當時奥匈國の宰相は、權謀術數を以て聞えたるエーレンタールなれば、土耳其の申込みに對しては、「初めベルリン條約に依りて我が奥匈國が該二州を占領せる際、何等條件を付せざりしものなれば、我に於て無條件に之を併合せり」とて、何等條約



違反を構成するものに非ず。貴政府の公債を引受くるが如きは以ての外なり。寧ろ此際貴國との通商條約を改正し、經濟上に於て、貴國に酬いる處あらんは如何に」と、巧に利害を説きければ、土耳其も、之を列國會議に訴ふる時は却て他の爲めに漁夫の利を占めらるゝの虞れあるを思ひ、依つて埃匈國と直接談判を開く事となれり。當時土耳其國內にては、埃匈國の二州併合を横暴なりと憤り、埃匈國の貨物に對し非賣同盟を行へる爲め、埃匈國頗る困惑の際なりし故、喜んで土耳其の直接談判に應じたり。

### 大セルギヤ主義と汎スラヴ運動

此時列國は、今回の二州併合は、或ひは全歐を戰禍の中に捲み込むの危機を誘致せん事を慮かり、何れも形勢の推移を注視せしが、露國は、セルギヤの革命以來、暗に己れ宗主國たるの情を抱きて之を保護するの形勢あり。今や埃匈國の不法なる二州併合に對して頗る難色ありしも、土耳其にては、他國の干渉を避くるの方針を取り、依つて露國に告げて曰く、「今若しセルギヤに後援なすに於ては、結局埃匈國の背後に堅甲を裝へる獨逸あるを覺悟せざるべからず」と。是

に對しては流石に露國も逡巡の色あり。頼るは英、佛兩國なるも、此際、英佛共に獨逸に憚りて容易に動く色なきにぞ、露國は恨を吞んで手を引き、茲に埃土間の直接談判は、滞りなく進捗せり。其結果、埃匈國は土耳其に對して二州併合の代償として經濟上の利益を供せる外、二州に於ける土耳其の官有財産と確認すべき物の代償として土耳其磅二百五十萬を交付して局を結べり。されば、セルギヤにては力及ばず、全國民の公憤も何の効なく、果ては一札の詭狀さへ埃匈國に入れて其の妄動を謝せり。かくして、全歐を動亂に導くかと危まれし禍機も無事に收まれるなりき。之れを裏面より觀察する時は、露、英、佛の三國は、共に埃匈國の背後に立てる獨逸を恐れて暫く雌伏せる形なり。

かくして獨逸皇帝の下せる鐵槌は、一時セルギヤ民族の進路を阻止したれども、セルギヤ人の不滿不服は却つて一層増大せり。彼等は今や西方海岸に出口を得るの望みなく、且つ將來其國家の發展を期せるボ・ヘ二州を完全に埃匈國に領有せられたるなり。元來不屈の南方スラヴ族として知らるるセルギヤ人、いかで其儘に過すべき、彼等は前にも増したる大勢力を以て反動を起す事となれり。前にも述べし如く、セルギヤはアレキサンデルの時迄は、大體埃匈國に親近し來り



しも、革命後、ピョートル王立つに及んで、露佛兩國の後援を得、殊に同族人たる露國に信賴する事となれり。但し、ピョートル一世即位の初年には、其の政府も先王弑虐者と其の敵黨との争ひを制するの實力を缺ける爲め、政治上にも安定を見ざりしが、此頃は、政府の基礎も確實となり、奥國の二州併合後は、大セルギヤ主義を唱へて祖國復興を聲明し、遂に一種の國民結社を作れり。此の結社は初め私的團體なりしも、やがてセルギヤ政府統制の下に立つに至り、其の運動猛烈にして數々奥國に危害を加ふるの行動を起せり。依つて奥國にては、此種の運動の中心地たるアグラムに於て、其の運動者を容赦なく捕縛せり。然れども壓迫加はる程反抗は一層烈しくなり、大セルギヤ主義は到底剿滅しがたき勢となれり。但し此の運動の斯く強烈なるは、其背後に汎スラヴ運動ありて之を聲援するに依れり。

もと此の大セルギヤ運動は、其のマセドニヤに於て土耳其の領土を蠶食せんとする點を除けば、殆ど奥國に對する反抗運動となる。其結果として、等しく奥國を敵とする他民族の運動と利害を俱にする事となる。而して斯の如き民族を數ふれば、西スラヴ族たるボヘミヤのチエック人あり、又北部匈牙利のシロヴキヤ人あり、何れも是れスラヴ同族の運動たる點に於て、

彼等は皆、其の宗族たる露國を暗に後援者として期待せるなりき。然るに最初の程、スラヴ大支族中の隨一たる波蘭人は、亡國の舊怨ある露國を以てスラヴ世界の中心となすを好まず、兩者の間常に融和を缺けり。されば露國の識者も、其の汎スラヴ主義の理想を掲げて、東歐に露國を中心とする八支族の聯邦を組織せん事を説くに際して、猶ほ波蘭を其中に加ふる事を肯んぜざりき。但しバルカン地方のスラヴ族が、問題の中心たりし十九世紀時代には、波蘭を除外するも、大なる支障を見ざりしもの、今や土耳其のスラヴ諸族が略ぼ解放せられて、問題は奥國のスラヴ解放に轉ずるに及んで、汎スラヴの理想を實現せんが爲めには、是非とも波蘭と露西亞の反目を融和すべき必要起れり。殊に露國が、極東に於て我が日本との戦争に敗北せる後は、獨逸人が、其の汎獨主義を伸張して、中歐のスラヴ族を壓倒せんとするの形勢となり、之が爲め、是等スラヴ族は、一致團結して獨逸の勢力に對抗するの必要を感じり。茲に於て先づ奮起せるはチエック人にして、彼等は、檄を各地の同族に傳へて、スラヴ族の大團結を主張し、千九百〇八年七月に、ブラーグに開催せるスラヴ大會は、主として波蘭人と露西亞人を和解せしめん爲めの會合なりき。



其折り、露國の立憲民主黨の如きは、波蘭人に自由を與ふるは、是れ獨逸に對抗するの妙策なりとし、依つて、彼等は、政治的には英國に親近し、經濟的には獨逸を排斥する政策を講ぜり。當時塙國にては、普通選舉制度を採用せる結果、ガリシヤのルーテン人（ウクライナ人）は塙國の議會に多くの議席を占むる事となり、従つて此のルーテン人と波蘭人との軋轢甚だしくなれり。加ふるに、塙國政府は、露國對抗策として、このルーテン人を援護せしかば、露國にては之に對してガリシヤに於ける汎波蘭運動を助くるの方針を執れり。されど、多年の歴史に依りて養成せられたる兩民族の反感は一朝にして除却すべくもあらず。且つ時の露國首相ストリビンは、民族自決主義には反對なりし爲め、折角の和解運動も、急には効果を奏せざりき。

但し、チエツク人の汎スラヴ運動は、其後も熱心に繼續せられて、露國の識者を動かすものあり、千九百十二年の春季ブラグに開かれたる汎スラヴ大會には、露國政府より其官吏を特に列席せしめたり。此際露國政府の汎スラヴ政策としては、西スラヴ人及び南スラヴ人を煽動して、之をルーマニヤ人と相呼應せしめ、以て塙國を内部より瓦解せしめんとするに在り。露國政府は、自國內に於ては、尤も非立憲的政治を布きつ、も、國外のスラヴ諸族には立憲的將た民族主義なりき。

義運動を懲懲し、千九百〇九年には、塙國を倒さんが爲めに、土耳其を宗とするバルカン大同盟の組織を策せり。然れども、塙國の背後には、獨逸の援護ありて、其の威力の大なる事、既にボ・ヘ二州併合の一舉に顯著なれば、スラヴ諸族も、極東敗戦の瘡痕未だ全く癒えざる露國を後援として、獨逸に抗戦する事流石に躊躇せられ、寧ろ此際積衰の土耳其に最後の打撃を加ふる事、收益確實なるべきを思へり。兎角する間に、伊太利は率先して此の老衰國に一刀を擬せるなりき。

### 第十六章 伊太利國民の奮起

#### 伊國、塙國に含む

塙國がボ・ヘ二州を併合するに際し、獨逸は常に極力塙國に援助せり。而して塙國は伊太利の同盟國なるにも拘らず、近來頻りにバルカンの地に利益を收めんとして、伊太利との間利害一致せざるに至れり。伊太利は地中海に於ては英佛と提携して尙ほ相當勢力あるも、中古



時代に、其の覇を海上に稱へたる面影は既に失はる、事久し。而して一方露國は、日露戦争の瘡痍未だ十分癒えざる爲め、力をバルカンに振ふの餘裕なきに乗じて、奥匈國は獨逸の後援に依頼して全然伊太利に商議する事なく、殆ど命令的にボ・ヘ二州併合に賛成せしめたり。此の如くれば、獨、奥、伊三國同盟なるもの、伊太利人に取つて、甚だ頼み少き感あり。もと此の三國同盟は、歐洲勢力の均衡を基礎として成立せるものなれば、伊太利も、直ちに之を脱退するの輕舉に出でざりしとは言へ、畢竟、是れ伊太利が國力足らざる爲め、同盟者の輕視を受くるものにして、伊太利國民は此點に留意するに及んで、一大奮發心を激發する事となれり。かくて千九百〇八年十一月、伊太利の新聞紙は對外政策に關して、政府の失敗を數へて、其の奥匈國に盲從するの軟弱を非難せり。

元來、伊太利は千八百八十一年に佛國とチユニスを争へる際、己が國力の足らざるを深く悔恨して、之を補ふ爲に三國同盟に加はりたるものなれば、從來獨奥の成を仰ぎ、敢て獨立して自國の利害を判斷するの餘地なかりしも、近來其の財政整頓して國力發展せる結果、佛國と親善關係に入り、又鐵道問題に關して露國と提携するなど、暗に同盟二國に反抗の氣勢を示せり。かゝる

事情なれば、千九百〇八年十一月末より開かれたる其の國會に於て、民間黨の質問演説は尤も激烈なるものとなれり。曰く、我が伊太利は、奥匈國の二州合併事件に際して命令的に賛成を要求せられたるを遺憾とし、此の三國同盟に於ける伊太利の地位を一變せんとするの意切なり……今日戦争を以て我が伊太利を脅かす唯一の國は、伊太利の同盟たる奥匈國なり。奥匈國は宜しく悔悟して其の方針を改むべし。然らずんば、我等は奥匈國と分離せんのみ。吾人は此一事に全國一致せる事を斷言するものなり。今や伊太利國民は、其の當然の權利を防護する爲め、凡ての犠牲を辭せざるものなり」と。

伊太利は、かく奥匈國を憎惡するの甚だしきより、やがて、バルカン政策に關して等しく奥匈國と反目せる露國と相結托する事となれり。元來伊國と露國との關係は、千八百九十六年頃のアビシニヤ戦争當時より調和を缺きしが、千九百年に、伊國皇帝ギクトル・エンマヌエル三世新たに位に即くに及んで、列國の朝廷訪問の舉ありて、露國皇室をも訪問せるより、兩國間の惡感情も自づと柔げり。且つ當時の形勢上、兩國の和親は互に利する處少からず。何となれば、伊太利は千九百年より佛國と親交を結べるが故に、佛國の同盟露國と怨を構ふる事、萬事に不便多



し。加ふるに、近來埃匈國は、頻りにバルカン半島に發展し、獨逸は背後より之を聲援する色ある故、露伊兩國は寧ろ協力して之に對抗すべき共通の利害を有せるなり。されば、従前バルカン半島問題は、埃露二國の協議に付せらるゝ例なりしも、埃匈國が、ボ・ヘ二州を併合せる後は、伊露兩國に於てバルカン問題を協議し、更に英佛の同意を得て實施するの順序となれり。

### 露帝の伊國訪問

茲に於て、露帝は、先年伊帝の訪問に對する答禮を口實となし、一層國交を修めんが爲めに、千九百〇九年十月伊國に向ふ事となれり。此時露帝ニコライ二世は、黒海々岸のリヅヂヤに在りし故、伊太利に赴くには、海上より、ダーダネルス海峡を経て地中海に出づるを順路とすべきに、却つて陸上を大迂回し、三日に亙る汽車旅行を爲せり。其を何故と探ぬるに、是は露國宮廷の歴史的考慮に基けるものにて、即ち其の歴史よりすれば、露國に君臨する者は、東羅馬帝國の繼承者として、其の舊都たりしコンスタンチノブルを土耳其より奪回し、雙鷲旗をソフィヤ寺塔に翻すべき使命を有せり。故に義に於て戰捷者としてコンスタンチノブルに入るを當然とす

るも、土帝の賓客として其處に入るを許さざるなり。是が爲めに、帝は海路を避けて陸路を取れるなり。而も陸上には、其の反目せる埃匈國ありて、帝は其地に入るをも避けざるべからず、此に於て其の通路は甚だしく迂回する事となれるなり。

さて露帝ニコライ二世は、十月十九日夜、リヅヂヤを發し、外務大臣、宮内大臣其他多數の隨行員と共に、海上無事二十日午前黒海北岸のオデッサに上陸し、それより汽車にて波蘭に入れり。其の波蘭通行中の警備甚だ嚴重にして、列車線路は勿論、沿道の公私建築物は悉く軍隊を以て占領し、住民をして其の生命財産を賭して不穩の舉動なきを誓はしめ、又附近工場は職工取締の爲、一時業務を中止せり。而してワルシャワ其他の都市にては、新聞記者、著述家、學者、技師等の拘留せらるゝ者數百人に及べり。從來露帝は暗殺を恐れて、其旅行時に警察取締の嚴重なるは世界各國に類なき事ながら、此時の警戒の如きは、未曾有なりと言はる。かくてお召列車はアレキサンドロプーに於て獨逸國境に入り、二十一日午後ボーゼンにて十二分間停車の後、フランクフルトに向つて發車せり。かくて、フランクフルトに至れば、普露西のハインリッヒ親王及び同妃、ヘッセ大公及び同妃、バッテンベルグ公妃等露帝を迎へてお召列車に同乗し、ウォルムス迄



見送れり。列車は二十二日午後七時半、ストラスブルクを通過し、プチート・クロアと稱する一小驛に於て佛國境に入りしに、佛國大統領代理者は、皇帝に敬意を表してベルフォル迄陪乗し、二十三日午前伊佛國境のモダネに着せり。伊太利王の代表者は、此地に露帝を迎へて同乗すれば、伊國鐵道總監自ら車掌となり、線路の兩側には十米毎に歩哨を立て、各番衛所には、將校一名、兵士二十五名を置き、鐵道及び停車場は全く交通を遮断せる有様は、從來歐洲の帝王旅行に嘗て例なき物々しき警戒振りなりき。

露帝が斯かる嚴重なる警戒を爲して尙ほ危険なる大迂回を爲し、埃國を避けたる爲め、埃國人はいたく感情を害せられ、讒謗蜚語紛々たりき。されば埃都ウィーンの新聞紙は論じて曰く、「露帝の通路選定は、伊太利人の毫も與り知らざる處にして、露國外相イズブルスキーの方針より出でたるものなり。其の目的とする處は、埃地利人の歡心を買はんが爲なり。何となれば、伊太利人中には今日尙ほ露帝の專制を憎む者少からず、又其の社會黨は西班牙に於けるフェレルの死刑に憤慨して專制君主の標本と目せらる、露帝の訪問を喜ばざる形勢に在り」と。されば、露帝が埃國に入るを避けたりととの報傳はるや、一般伊國人の不快は變じて同情となり、露帝訪伊

の効果を一層大ならしめたり。但しそれだけ埃國國民の不快を買へるもの故、爾後埃伊間の國交上に當然有害となれるは是非もなし。

さて、伊皇は露帝を迎ふるの地をラコニギーと定めたり。此地は、サルヂニヤの舊都チュリンの南方約二十哩に當る一都會にして離宮の所在地たり。伊帝が、會見を國都羅馬に於てせずして、此の地を卜せるは、自國社會黨の反感を避けんが爲めなりき。依つて伊太利政府は、チュリンより工夫を招きて、ラコニギー市内の裝飾を急ぎ、人民、新聞記者等の爲に拜觀所を指定し、皇帝は后と共に停車場を視察し、設備と警戒に遺漏なからん事を期せり。二十二日に至り、ラコニギー市長は市民に告諭を發して曰く、「明日、露西亞皇帝は、我が伊太利の一大友邦たる露國人の交情を我等に傳へん爲に、此地に来るべし。我等伊太利國民は、クラブリヤ及びシシリ島の震災に際し、獻身救護に盡力せる露國水夫の母國に對する伊太利人感謝の情を表する爲めに、心を傾けて露國皇帝を歓迎せん事を希望す」と。

翌二十三日となれば、伊皇は文武百官を隨へて露帝をラコニギー停車場に迎へ、相携へて名譽衛兵を巡視せる後、行列嚴かに同車してラコニギー城に入る。同夜同市に電光飾を施し、夕方



八時より城内に公式晩餐會を開けり。伊國政府は其通信社をして各新聞に通信せしめて曰く「今次露帝の伊國訪問は、單なる儀式の交換に非ず、是れバルカン半島に於ける新事情の結果なり」と。二十四日には城内禁苑に於て家族的午餐會の後雉子獵あり。二十五日、伊皇は、露帝を伴ひ、自動車にてスペルガに散策し、途中人民の熱心なる歡呼を受けたり。露帝は伊國太子にアンドリヤス勳章を送り、又ラコニギーの貧民に一萬フランを施與し、午後三時歸途に就けり。途中に於ける群衆の熱誠なる拜觀は到着時に倍し、兩君主告別の親密は言はずもあれ、之を全體に見て、此の訪問が近時の君主交際に於ける一重大事件なりし事を表明せり。是より先き露帝は、イズボルスキー外相をして、歸途佛國外相ピシヨンと會見せん事を望む旨を傳へしめたるに依り、ピシヨンは列車をモダネに迎へ、露帝と同乗してシャンペリーに至り、車内に於て晩餐の響應を受け、食後イズボルスキー外相と三十分に互りて密談せり。露帝は二十八日オデッサに歸着し、直ちに海上リヴヂヤに向へり。

### 伊土戦争

以上、露帝の伊皇訪問時の状況を仔細に觀察する時は、伊國は既に獨、埃との三國同盟を去つて、英、佛、露の三國協商側に心を寄せたるの證據十分なるが如し。されど、伊太利は此際事を荒立て卒然獨、埃と分離を宣言する意なかりしなり。何となれば、獨埃との三國同盟は、千九百十四年迄有效なれば、今分離するは、時機を知るものと言ふべからず。又伊太利は、近來其の移民政策着々成功せる結果、未曾有の速力を以て經濟上の發達を爲しつ、あり。此の發達を順調に繼續せんが爲めには、平和の必要なる事論なし。故に靜かに伊太利の利害を考慮する時、今直ちに三國同盟を離れて平和を危くするは愚擧なり。故に伊太利政府の眞意は、依然三國同盟の一員として残り、而も其間一方三國協商にも交誼を結び、以て其の國力を養ひ、獨立して自國の利害を判斷せんとするに在り。偶々埃、匈國のボ・ヘ二州合併に於て其の存在を認められざりし結果、伊太利は憤恨して此の如き決心を爲すに至れる事、禍を轉じて福となせるもの、且つ亦伊國の國運向上の一證據とも見るべし。

伊太利にては、斯く飽迄平和主義を採り、文明の經濟戰に依りて國基を培養しつ、ある際、其が東方の競敵たる土耳其は、青年土耳其黨の政權掌握以來、其の舊領土及舊利權を外人の手より



回收せんとして無遠慮なる國民的運動を起し、果ては北阿のトリポリに於ける伊國殖民地に壓迫を加ふるに至りしかば、千九百十一年の春頃には、伊太利人憤慨して「彼のトリポリは我等が希望の土地なれば、一日も早く遠征軍を送りて確實に之を占領せよ」と露骨なる言論を爲す者日に多くなれり。折りも折り、同年七月一日、獨逸はモロッコ問題を機とし、俄に軍艦をアガジールに派遣せる事ありき。最近獨逸は、トリポリに領事館を設けて頻りに經濟的活動を起せるなれば、或ひはモロッコ問題に托して、トリポリをも占領するの意あるに非ずやとの疑懼に驅られ、伊太利政府は斷然意を決して、九月土耳其に宣戦し、兵をトリポリに送り、十月五日には逸早く之を占領せり。古代羅馬帝國の舊領たりしトリポリの地は、約千五百年にして再び其の子孫の手に復歸せるなりき。

かくてトリポリは、形式上伊太利に併合せしも、其實伊國遠征軍の占領せるは海岸のみにて、内地の沙漠にては、土耳其人其の土人を使喚して飽迄抵抗せるにぞ、兩軍の持久戦となり、互ひに塹壕を穿ち、鐵條網を構へて對陣せり。伊太利政府にては、一大決戦を試みんと議も出でしが、此際、萬一敗北するに於ては、取返し付かぬ事となれば、冒險的の作戦を手拍へ、主として

て敵の疲弊して屈伏するを待てり。されど戦局は何時果つべしとも思はず、土耳其をして軍門に降を乞はしめんが爲には、其の本國に打撃を加ふる外なき形勢となれり。初め、伊太利にては、トリポリに遠征軍を送る際、「今回の一舉は決してバルカンの現狀を變更するの意圖を有せざるものなり」と聲明せしなれば、今更此の言質を破る事甚だ苦痛なれども、背に腹は替へられず、遂に千九百十二年四月、其の艦隊を進めて東地中海の土耳其領を威嚇し、ロードス其他ドテカネソスの十二島を占領せり。而も土耳其は容易に屈する色なし。

### 歐洲列強の態度

此際歐洲列國の態度如何にと見るに、彼等は何れも、伊太利の武力がバルカン本土に加へらるるなからん事を希へり。何となれば、一旦バルカンに戦火起るに及んでは、忽ちにして其の火燄全歐を蔽ふの虞れあればなり。而して列強の弱國に對する同情と、間接の援護とは、今回の伊土戦局の發展を妨げたる原因にして、就中、獨逸の如きは、伊太利は、其の三同盟の一員たり、又土耳其は其の與國たり、何れが勝つも敗るも、共に自國に利する處なき事情に在りたるな



り。元來獨逸は、土耳其が、其の命を奉ぜざる如き強大國となる事を希はざるも、土耳其にして敗軍する時は、折角自國が多年辛苦してコンスタンチノープルに築き上げたる勢力を無効に歸せしむる虞れあり。同時に又、近來英露佛三國協商側に慇懃を通せる伊太利其物は、萬一の際、決して獨逸の頼みとならざる事も明白なれば、獨逸の立場としては、此の戦争が、伊太利のトリボリ出征軍疲勞して退却し、無勝負に終局せん事尤も希望する處なりき。更に之を埃匈國より見れば、伊太利が地中海對岸の北阿に事を構へて、埃匈國境の係争地を顧みる暇なき事、尤も好都合なれども、伊國が土耳其との戦局を地中海に延長し、アドリヤ海岸迄手を觸る、如きは、其の尤も忌む處なれば、斯かる形跡現はる、際、埃匈國は其の三國同盟の條文を楯に取りて強硬なる抗議を爲せり。而して伊太利軍の勝利は、埃匈國に於ける伊太利排斥熱を高めたり。

更に英佛二國にては、伊太利の北阿領土要求に對して、豫て承諾を與へ居たるなれども、伊太利が愈々之を實行するを見ては、衷心之を喜ぶものにあらず。故に此際列強中、眞に伊太利に好意を寄せ、其の勝利を希へるは唯だ露國のみ。露國は土耳其の難局に乗じてダーダネルス海峡條約を破棄するの機會を得ん事を期せるなりき。

伊土戦争長きに亙り、戦局面漸く擴大するに及んで、バルカン諸邦は、次第に動搖を來し、擧つて土耳其に反抗するの形跡現はれ、第一に叛亂を起せるはアルバニヤなりき。之に次で新なる敵、更に大陸に策動すべき形勢となり、土耳其は今や一大危機に頻せり。此に於て、土耳其も大いに顧みる處あり、急に講和を伊太利に申込み、瑞西に於て談判を開始せり。其結果、千九百十二年十月十八日のローザンヌ和約を以て、土耳其はトリボリを伊太利に割讓し、交戦十三ヶ月にして平和を克復せり。此役、伊太利の兵を動かすもの約二十萬、軍事費四億八千餘萬圓なりき。而も今回の戦争に依りて、伊太利國民は、埃匈との三國同盟が、實質上、自國に益する處なきを看破し、此の同盟を脱退せよとの議論大いに起れり。一方獨逸にても、伊太利を除外して、代りに土耳其を同盟に加へん事を策する者ありしが、兩國政府當局者の間には、之を大局に見て矢張り同盟繼續を有利となせり。依りて獨逸にては、該同盟條約の期滿するに先ち、千九百十二年十二月五日、之を更新せり。伊太利政府にては、此の更新條約に際し、獨逸をして土耳其に説かしめ、新たなる利權を土耳其の小亞細亞領に取得せん事を計劃せるなりき。其結果は、千九百十三年の秋、伊太利はアダリヤの鐵道布設權を土耳其より讓與せらる、事となれり。伊太利



はかくして其の一次的占領に過ぎざる旨、數回聲明せるドデカネッス十二島の小亞細亞對岸に新企業地を獲得せるなり。

## 第十七章 第一バルカン戦争

### バルカン同盟成る

曩にベルリン公會に於て、バルカン問題を裁決せる以來、既に三十餘年、其間にはブルガリヤの發展あり、之に因めるブルガリヤとセルギヤ間の戦争あり。更にクリート問題よりして、希臘對土耳其の戦争あり。時には世人をして容易ならぬ危機の發生を憂慮せしめたる事もあれど、歐洲の禍源を以て目せられたるバルカンの地、久しく平安を得て大變亂を見る事もなかりき。要するに、是れ歐洲列國が、土耳其の領土に對して有する各自の利害關係より打算して、出來得る限り、紛亂の原因たるべきものを除去せんと努めたる結果なるは論なきも、同時に、又土耳其と利害相反せるバルカンの列邦が、小異を棄て大同團結を圖るの雅量なかりし爲め、老衰の土耳其

をして、尙ほ能く其の國運を維持せしめ得たるに過ぎず。然るに、千九百十二年の伊土戦争長引きて、容易に決着を見ざりしかば、バルカン列邦をして、最後の解決を土耳其に下すべき時節到來せるを思はしむる事となれり。

今やブルガリヤは、往年、サン・ステファノ條約にて實現し得ざりし大ブルガリヤ主義をば、露國の後援に依頼して、是非とも成就せん事を希ひ、又セルギヤはアドリヤ海に海港を得ん事を望み、希臘亦其國境を南北に擴張せん事を要求して止まず。何れも其の民族發展の爲めに、老衰の土耳其を分割せんと計れるなり。但し是等列國の背後には露國ありて、巧に之を使喚せるを忘るべからず。露國は是等バルカン列國を結合して、以て埃匄國に對抗し、以て自國の背面を安固にせん事を計劃せるなり。

さりながら、バルカン列邦は、從來土耳其に對しては、苦き經驗を有せり。希臘は、十餘年の昔、率先事を擧げて、却て土耳其の爲めに無殘なる敗北を蒙れる事、今も彼等の記憶に新たなり。されば、列邦は、此際尤も慎重の態度を取り、強力なる陸軍を有するセルギヤとブルガリヤを同盟に加入せしむると共に、必ずや唯一の海軍國たる希臘をも勧誘せざるべからず。即ち希臘



の海軍をして、土耳其の海軍を牽制せしめ、其の小亞細亞軍を歐洲に輸送するを遮断せざるべからず。元來セルギヤとブルガリヤとは、千八百八十六年の戦争後不和にして、容易に融合するの色なかりしも、青年土耳其黨の國權回收運動は、此の二國をして舊怨を忘れて、俱に土耳其に當るの必要を感じしめたり。又、希臘は、埃匈國のボ・ヘ二州併合に促されて、己れ亦たクリート島を併合せる爲め、土耳其の反感を買ひ、其の貨物が土耳其に於て排斥せらるゝの事情に鑑み、所詮土耳其と戦はざるべからざるを覺悟するに至れり。又セルギヤは、從來經濟的には殆んど埃匈國に依頼し、其の唯一の産物たる豚は、埃匈國の海港を經由して諸外國に輸出せられしに、千九百〇八年に至り、新たに土耳其と結び、サロニカより之を外國に送る事を得たれば、今は埃匈國の束縛より脱出せり。されば、埃匈國のボ・ヘ二州併合を見るに及んで、全然之と絶ちて政治的に露國と親近し、千九百〇九年には之と軍事上の規約を結ぶ事となり、從つて其の外交も一に露國の外交方針に準ぜらるなり。されば千九百十二年の春、ブルガリヤの首府ソフィヤに於て、同國皇太子の成年式典舉行に際し、バルカン列國の皇太子悉く參列せるの一事は、精神的にバルカン同盟の成立を暗示せるものと言ふべし。

かくて三月十三日、ブルガリヤとセルギヤの攻守同盟成り、五日には、更に希臘之に加入し、其の何れか他國の攻撃を受くるに際しては、三國互に全力を盡して援助すべきを約せり。而してブルガリヤ、セルギヤ兩國は、別に密約して、兩國國境に紛議起る際には、其の決裁を露國に仰ぐべきに決せり。八月末に至りて、モンテネグロ亦ブルガリヤと同盟を約せる故、今や、ルーマニヤを除いて、全バルカンの對土耳其同盟は完成せられぬ。

### 土耳其の敗軍、英國の仲裁

歐洲の禍源地と目せらるゝバルカンに於て、此の如き大同盟の結ばるゝ事は、列強の視界を逸し得べき現象に非ず。特に北隣の埃、獨が之を知らずして過ごし得べき理由なし。而も埃、獨兩國にては、黙して之を看過せり。思ふに、是れ、大勢の趨く所、到底一大破裂を免れざる處なりしならんも、獨逸にては、當時、自國の武官を顧問として訓練せる土耳其軍の威力を以てすれば、バルカン同盟の軍力の如き、鎧袖一觸して打破し得べしと心驕れるならん。兎に角、此の大同盟に對して、獨埃の干渉起らざりしは、同盟諸國に取つて幸運なりき。かくて同盟國は、千九百



十二年の秋、マセドニアの根本的改革に關して土耳其に迫りしに、土耳其政府は、斷乎として之を拒絶せり。蓋し、土耳其政府は、曩に歐洲列國が、土耳其の現狀紛更は、歐洲禍亂の基なれば、容易に之を許すべからず」と宣言せるを思ひて、必ずや列強の仲裁能くバルカン諸國を鎮壓すべきを信じたるなり。

此に於て、千九百十二年十月八日、モンテネグロは早くも火蓋を切りて土耳其に對し宣戰を布告すれば、セルギヤ、ブルガリヤ、希臘の三國、又相踵いて宣戰し、破竹の勢を以て、三方より土耳其領土に侵入せり。元より此の同盟軍には、之が總指揮を司る統帥府あるにあらねども、彼等は各自の策戰に依りて猛進せるに、向ふ所敵なく、希臘は先づサラニカに入り、セルギヤはモナスチールを略し、ブルガリヤは、コンスタンチノーブルより一日里程の地迄肉薄し、交戰僅か六週間にして、歐羅巴土耳其は殆んど同盟軍の手に落ち、土耳其は今や瓦解の運命に陥れり。同盟國は、「バルカンはバルカン諸民族のバルカンなり」と呼號して、民族主義の新天地を開き、歐洲列強の力を藉ることなくして、自らの運命を決せん事を主張し、列強の干渉も效なく、佛國の如きは、「爾後列強は、絶対にバルカンに無關係たるを宣言すべし」と提議せり。さりながら

ら、バルカンの形勢に最も關係深き奥匈國と伊太利は、到底之を默視する事能はず、殊にバルカン四國が、アルバニアの地をそれら分割せんとするを見るに及んで、奥、伊二國は、之を兵力に訴へて阻止すべき形勢となり。

若し、奥、伊の二國にしてアルバニア分割に故障を申込みてモンテネグロ及びセルギヤに宣戰するに於ては、やがて全歐の大亂を惹起すべき虞れあり。此に於て英國外相グレーは、十一月末、自國の首唱を以て六大強國の大使會議をロンドンに開催し、列強の周旋を以てバルカン戰爭を、一日も早く終局せしむるの運動に取か、れり。土耳其にては力屈して、十二月三日、希臘以外同盟軍と休戰を約し、かくて交戰各國の全權委員は、其十六日ロンドンに集合し、既に開催中の列國大使會議と相並んで樽俎の間に折衝する事となれり。さて講和談判の先決問題は、敗北せる土耳其をして幾何の地を割讓せしむべきかに在りき。然るに歐洲に於ける土耳其領は、マセドニア、アルバニア及びトラキヤの三州にして、其中、マセドニアは、バルカン同盟四國が分割目的物と見なされ、又アルバニアは、右四國は勿論、特にアドリヤ海の兩沿岸を領する奥、伊兩國の利害關係尤も大なる故、土耳其をして此際此の二州を割讓せしむべきは當然にして、土耳其



自らも疾く観念せる處なりき。故に此の二州に關する問題は、唯だ其の土耳其より割讓せられたる後、之を列邦の間に如何に分割すべきかにありき。ベルリン公會以後に於けるバルカンの發展は著しき故、列強も此際姑息なる處置に止まらずして、徹底的解決を爲すの必要あり。従つて、土耳其に關する問題としては、コンスタンチノール邊疆のトラキヤ州を如何に處置すべきかに在り。今日の場合、土耳其をば歐洲より全然驅逐して小亞細亞の地に屏息せしむる事は、種々の關係上、即決しがたき事に在り。故に、煎じ詰むる處、問題は、トラキヤ州の中、幾何の土地を割讓せしむべきかに歸するなりき。

### 講和談判開始

是れを戦局より見るに、當時、歐羅巴土耳其の第二位の大都として、トラキヤの北部に在るアドリヤノールは、ブルガリヤ兵の包圍中に在りし爲め、土耳其政府は、列強の強要に屈して、千九百十三年一月二十二日、遂に之を割讓する事を承諾し、其の國境をエノス・ミヂヤの線迄縮少するに決せり。元來、アドリヤノールは、土耳其人が、コンスタンチノールを略取する迄

の間約一百年、其の帝都たりし尊き歴史あるなれば、之が割讓に就いては、土耳其愛國者の憤慨甚だしく、其の政府外交の軟弱を攻撃して猛烈に反抗せり。是より先き、革命以來、政權を握りし青年土耳其黨は、千九百十二年七月の政變にて政權を失ひ、野黨となりて失意の地に在りき。よつて今回政府の策戦失敗に歸して、アドリヤノールの割讓問題起るや、機乗ずべしとなし、沸騰せる民論を後援となして、クーデターを行ひ、一呼して政府を乗取り、乃ち前政府の割讓公約を取消し、再びバルカン同盟に對して抗敵態度を示せり。此に於て同盟軍は嚇怒し、休戦條約を破棄して戦端再び開かれぬ。

かくして青年土耳其黨の政府は、敗殘を拾收して再び陣頭に立ちしも、一旦崩れ立つたる兵士の歩調整ふべくもあらず、土耳其人特有の宗教的熱狂も、其決死の勇も、之を再び振起せしむる事能はず、三月四月の間に於て、アドリヤノール、ヤニメ、スクタリの三要塞相次て敵の陥る、處となりて萬事休せり。流石横紙破りの青年土耳其黨も、今は全く力屈し、四月二十日、又も休戦條約を結び。依つて戦争再開以後、閉會中なりしロンドンの列強大使會議再び活動を繼續する事となれり。愈々講和談判となるや、土耳其は陸上に於てアルバニヤ及びマセドニヤ、海上に於



てエーゲ諸島の割譲を承諾せり。かくして土耳其問題は一旦解決せしも、やがて列國のアルバニヤ分割に於て一大紛議を生ずるに至れり。

### アルバニヤ問題の經過

元來、アルバニヤの地形は、セルギヤ、モンテネグロ、希臘の三國に挾まれ、西はアドリヤ海上近く伊太利に對せり。而して此の四國共に土耳其を敵とせるもの故、アルバニヤ分割問題起るに及んで、四國皆爪牙を磨きて之を争へり。先づモンテネグロは、今次の戦争に於て略取せるスクタリ方面を蠶食せんとし、セルギヤ亦其の占領せるドラツツオを以て其の海上への出口となさんとし、希臘は、其のエピラスに隣接せる南部アルバニヤを分割せんとせり。而して之が背後にはバルカン同盟の後見役たる露國の在るありて、露國は間接にアドリヤ海口を其の勢力圈内に取り込まんとするなり。之に對して尤も快からざるものは埃匈國にして、彼れは極力セルギヤの海口取得に反對し、依つて露國勢力の此方面に及ぶ事を拒否せんとせり。而して對岸の伊太利亦、指をくはへて他列邦の分割を黙視するものに非ず、既に其分け前に預らざる以上、却て此の

分割に異議を唱へて止まざるなり。かくて埃匈國は、千八百九十七年五月八日に於ける露國との協調に基き、此際獨立せるアルバニヤ公國を建設せん事を主張せしに、伊太利亦之に同ぜり。其結果はセルギヤを支持する露佛同盟と、之に對抗する獨、埃、伊三國同盟とは、アルバニヤの處分に關して、四年前に於けるボ・ヘ二州併合時に於けると同様の危機を出現せり。但し往年の衡争と形勢の異なる處は、今や埃匈國が守勢に立てると、英、露、佛三國協商側の中、英國がセルギヤを支持せざりし事なり。英國は、此際露國勢力の大いに膨脹せん事を虞れて、袖手觀望の地位を取れるなり。此の形勢を看取せる土耳其政府は、アルバニヤ人を煽動して民族自立運動を起さしめしかば、埃伊の主張に聲援を與ふるの結果となり、ロンドン會議は、終にモンテネグロ及びセルギヤの要求を斥け、希臘には北境に多少の土地を與ふるのみにて、新たにアルバニヤ公國を建設し、歐洲六大強國之を保護するに決せり。

但し、之が爲めにセルギヤは、折角アドリヤ海に海口を得んとせる辛苦努力水泡に歸したる故、流石に列強も何等か之が代價物をセルギヤに與へざるべからざるの必要に鑑み、マセドニヤに於て相當の土地を付與せり。又希臘に對しては、サロニカの要港を含める下マセドニヤの外、ク



リート、エーゲの諸島嶼を與へ、ブルガリヤにはトラキヤのエーゲ海岸地帯、アドリヤノーブル及び其附近の土地を領せしめぬ。かくてロンドン條約は、其の五月三十日、正式調印を終り、十一月に入りて新建設のアルバニヤは、普魯西陸軍の一士官を迎へて其の初代の國公となせり。

## 第十八章 第二バルカン戦争

### ブルガリヤ包圍せらる

第一バルカン戦争は、ロンドン條約に依りて一先づ終局を告げたるも、是れ歐洲列強の都合次第に強壓を加へてバルカン小邦を一時屈從せしめたるに過ぎず、戦争の原因は未だ取除かれざるなりき。初めセルギヤとブルガリヤが、土耳其征伐を思ひ立てる際、兩國政府は、戦勝の獲物を處分するに付きて密約を結べり。曰く、「ブルガリヤは上マセドニヤの大半を獲得すべく、セルギヤは自國の西隣、即ち北部アルバニヤの海岸地を分割すべし」と。然るにロンドン條約の結果、アルバニヤは新たに公國として列強の保護に置かる、事となり、右の密約は無効に歸せり。而し

てセルギヤの得たるマセドニヤの地は初めブルガリヤの取らんとせる處を多く蠶食せる形なり。勿論セルギヤは折角海口をアルバニヤに得んと期待せるもの、事志と違ひて、マセドニヤの代償に満足するものにあらざると共に、ブルガリヤは又之に劣らぬ不平を抱けり。今次戦争に於て、ブルガリヤ將士の勇戦は尤も目覺ましく、其陸軍は赫々の武名を博し、其領土も黒海の濱にかなり擴張せられたるも、其のマセドニヤに居住する自國同民族の多數が、依然外人の治下に差別待遇を蒙る事、彼等の憤慨の種となれり。されば彼等は、トラキヤに於て獲得せる處に満足せず、此上は如何様にもして、更にマセドニヤに於て素志を貫徹せんものと祈願せり。

此折り、セルギヤにては、昨年の密約も今は徒爾に歸したれば、之を改締せん事をブルガリヤに申込みしに、ブルガリヤは膠なく之を峻拒せり。此時露國にては、二國の間に仲裁を提議せしにぞ、セルギヤは喜んで之に應ぜしも、ブルガリヤの武斷派は一意自家の權利に執着して四圍の形勢をも顧慮せず、六月末其政府を要して、宣戦布告もなさず、突然セルギヤ國境に進撃せり。セルギヤにては、日頃驕慢のブルガリヤが何時暴舉に出てんも計りがたしと、豫て用意せる事とて、六月二日既に希臘と攻守同盟を結び居たるなれば、今ブルガリヤの進撃に對して直ちに應戦



せり。然るにモンテネグロ又セルギヤ方に加勢せるに加へて、土耳其亦、其のブルガリヤに奪はれたる領土の幾分なりとも、此機に乗じて奪回せんとの野心より、等しくブルガリヤに對して宣戦せり。

更に又、第一バルカン戦争中、全然傍觀の地位に立てるルーマニヤにては、此のバルカン列邦の同士討に際して、手を拱して成行きに委する程無慾なる能はず。其の政府は、中立の代償として、ブルガリヤに向ひ、ドブルヂヤ方面に領土を擴張せん事を要求し居たる折りなれば、今度の争亂には機を逸せず、列邦に與みしてブルガリヤ政府に對して宣戦布告を爲せり。此に於てブルガリヤは、バルカン四國及び土耳其と合せて、五ヶ國より包圍せられ、連戦連敗、力盡きて和を乞ひぬ。列邦の全權委員は、ルーマニヤの國都ブカレストに會して協議なし、八月十日ブルガリヤをして悉く其決議を承諾せしめぬ。即ちブルガリヤは、之に由りてマセドニヤを放棄する外、其のドブルヂヤの地をルーマニヤに割き、又アドリヤノーブルを土耳其に返還する事となれり。續いて、土耳其と各交戦國との和約亦成れり。

#### バルカン戦争の結果

さて兩次のバルカン戦争の結果に見れば、其の最大損害を蒙れるは土耳其なり。土耳其の戦敗の原因として數ふべきもの一にして足らずと雖も、其のおもなるは、軍隊素質の變化なり。即ち青年土耳其黨に依る立憲政體の輸入は、其兵士の素質を低下せしめたるなりき。千九百〇九年八月八日の法律は、兵役を以て凡ての土耳其臣民の義務となし、回教徒、基督教徒の差別なく一様に徴兵を行へる結果、土耳其軍隊は、從來の如く、土耳其人のみを以て組織せらるゝことなく、亞刺比亞人、アーマニヤ人、希臘人、ブルガリヤ人、猶太人等、雜然たる異分子を包容する事となり、従前の如き宗教思想は最早其軍隊に權威を失へり。元來、宗教的狂熱は土耳其の軍隊をして水火をも辭せざらしむる靈動の源泉たりしものなるに、今や一般臣民に向つて空虚なる愛國心を宣傳せりとて、此の如き靈動を鼓吹するの力を生ぜざるなり。而して土耳其の損害は、やがて之が後見役たる獨逸の損害となり、唯だ此際多少、此方面の獨逸の損失を償へるは、三國同盟側の與國たるルーマニヤが、其の巧妙なる外交を以てして、大なる費用を投ずる事なしに、隠然バ



ルカンの牛耳を執るの地位に達せる事なりき。

同時に又、セルギヤは、兩度の戦争を経て著しく自信力を加へ、今や其の前路を壅塞する奥匈國を目するに、第二の土耳其を以てし、必ず之に報復せん事を期せり。かくてセルギヤは其の新たにノギ・バザルにセルギヤ化を行うて以て奥匈國を脅威せり。此際奥匈國の外交政策は、ブルガリヤを援けてセルギヤを牽制するに在りしも、ブルガリヤは淺慮輕率の結果、四方に敵を受けて、セルギヤに對抗する事能はざるに至れり。此の逼迫せる形勢を見て取れるウィーン政府は己が利益擁護の爲めに一條の活路を求めたり。即ちブカレスト條約を改訂する策にして、之に依つてブルガリヤの地位を出來得る限り復舊せしむるに在り。然れども露國は、ブルガリヤをスラヴ族より脱して獨逸同盟に轉ずる事なからしむる様警戒怠りなく、一方獨逸とても、ブカレスト條約の改訂は、ルーマニヤをして英露佛三國協商側に結合せしむるの端を啓かん事を慮れて之に反對せる爲め、此議は遂に行はれざりき。

此に於て奥匈國は、セルギヤを討じて後患を除かんと第二策を執り、依つて其の同盟たる獨伊兩國に其の同意を求めたり。然れども伊太利は、同盟條約は全然防禦的の場合にのみ適用せらるべきものにして、奥匈國が、自ら進んでセルギヤを攻撃せんとするに對しては應援しがたしと拒絶せり。而して獨逸も亦、奥匈國の戰闘準備未だ充分ならずと見て之に不賛成を唱へたれば、此の第二策も決行し得ざる事となれり。但し、奥匈國のセルギヤ討伐計畫は此後僅か一年にして、偶然の事變を機として實現せられ、延いて世界未曾有の大亂となるなり。唯だ此際バルカン同盟が、ブルガリヤ、セルギヤの確執より潰裂に歸せる事は、全スラブ民族を糾合して、己れ其の牛耳を執らんとせる露國政策の失敗にして、それだけ奥匈國の成功なりしと言はる。

## 第十九章 パナマ運河

### 運河問題の發端

パナマ運河の開通は、世界の交通上に一大轉化を與へ、將來文化の上にも甚大の影響を及ぼすべき重大事實として世人の耳目を聳えしめたり。元來、同運河の由來は久しきものなるも、此の運河に關する最後の英米條約成立せるは千九百〇四年にして、其の開通は、千九百十四年八



月、世界大戦勃發の際に在り。故に、大戦の開始を叙するに先だち、茲に同運河の由來を略述せん。

パナマ運河は、地中海と紅海を聯結する蘇士運河と相對して、世界の難工事たりしものにして、之が起原を尋ぬるに、初め西班牙國は、其の盛時以來、中米を領有せる二百年間に、南洋に於ける自國の殖民地との交通に便せん爲めに、大西、太平洋を接續すべき運河を開鑿せん事を思ひ立ち、種々研究の結果、ニカラグ運河案及びパナマ運河案の二計畫を立てたり。前者は、サン・ジュアン河及びニカラグ湖を利用するものにして、後者は、キレブラ山脈を貫通してコロン市とパナマ市とを聯結するものなりき。然るに十八世紀の末頃、有名なる地理學者ホウンボルトは、ニカラグ運河案を有望なりと斷定せる故、西班牙の國會は、千八百十四年四月、ニカラグ運河開通の決議を爲し、國中の資本家を誘導して、之が爲めに、一會社を設けしめんとせしが、其中、中米各殖民地は獨立せる爲め、此事中止せられたり。

斯くて、運河豫定地方に幾個の小共和國起りたる爲め運河開通問題は頗る複雑となれり。何となれば、是等諸國は獨力を以て運河を開通する能力なく、而も其の政權は不定なる故、外國の資

本家は安心して之に投資する事能はざればなり。而して、英國は、又十七世紀以來、中米に運河を造るの必要を逸早く看取し、機會ある毎に西班牙より地峽の地を奪はんとせしも成功せず。佛國革命戰爭に乘じ、極力之が成功を計りしも、此時には、北米合衆國強大となりて、又地峽の地に運河權を占めんと努めたる爲め、英國は之に妨げられて終に志を遂げ得ざりき。されど、此時、英國は地峽の一端に幾分の權力を得、後年久しく合衆國の運河計畫を妨ぐるの端を發せり。

更に、北米合衆國が、中米運河計畫に力を注げるは、千八百二十三年、中米の五國、グアテマラ、サンサルバドル、ホンジュラス、ニカラグ、コスタリカが聯合して中米共和國を組織せる時に始まり。當時、合衆國は、既に墨西哥灣頭に於て、ルイジアナ及びフロリダを領有せしも、太平洋岸に於ては、北方にオレゴンの一州を有するのみにて、同州は當時未だ大いに開拓されざりし故、合衆國は大西洋より太平洋に出づるの水路を求むるの念も急ならざりしなり。然るに、此際、紐育の人バルマーなる者、一會社を起し、運河開通の許可を中米共和國政府に願する事あり。此頃、中米政府にては、合衆國に依頼して其の保護を得ん事を望みたるなれば、千



八百二十五年二月八日、使節を米國政府に派し、兩國政府共同を以て運河を開くの條約を締結せん事を交渉せり。合衆國にては之を承諾し、乃ち千八百二十六年、新たに西班牙より獨立せる中米南米の諸國がパナマに國際會議を開催せるを機とし、此の會議に運河問題を提出する事となし、一成案を作りて曰く、「中米の運河は、全世界に取つて有益なり。而も特に其の利益を得る者は、北米合衆國、中米合衆國及びコロンビヤなり。此の如き事業は、之を一國の專有とせず、右數國の共同事業と爲し、其の使用を世界各國に許し、相當の通航税を徴すべし」と。然るに不幸にして、此の會議は、惡疫流行の爲め、中途解散し、運河問題の討議に及ばずして止みたり。但し、北米合衆國の中米運河に對する意見は、此時より一定せるものと見るを至當とせん。

#### 外國資本の誘導

千八百二十六年六月に至り、中米共和國は、北米合衆國の運河援助は急に望まれがたきを見て、此上は、速成手段を執るに決し、依つて何れの國人たるを問はず、運河開鑿希望者には、之を許可すべき旨普く布告せり。是に於て前記バルマー以外に、倫敦のパークレー・リチャード

ソン會社も之に出願せり。而して、バルマーは許可を得て着手したれども成功せざりき。又、和蘭にては、南米ギヤナに植民地を有せる故、パナマ會議に自國委員としてウエルウール將軍を派遣せしが、同將軍は歸國の後、國王の贊助を得て一會社を起し、千八百三十年十二月、中米共和國より運河開鑿及び其の沿岸貿易の獨占權を得たり。斯くと見たる北米合衆國は、直ちに故障を申入れ、和蘭の獨占は、運河其物の根本性質上不當なりとし、合衆國亦同一の權利を有せざるべからずと主張し、早くも手を廻して、和蘭會社の株券半額以上を合衆國にて買占めたり。但し和蘭會社は計劃のみにて、創立に至らず中止せしかば、米國の焦慮も徒爾に歸せり。

其後間もなく、中米共和國にては、他の小國に於て、運河の大事業を成功すべき望みなきを思ひ、乃ち北米合衆國に運河開鑿の優先權を提供せり。此に於て、千八百三十五年三月、委員を中米の地に派遣して調査せしめたるに、委員は十分の見込なきを報告せり。其の翌年、千八百三十八年一月、又も別々選べる委員を中米に派せしが、該委員は、「ニカラグ運河の有利なるを認むるも、目下中米諸國は、政治上の動亂中にて、運河開鑿に適當の時機を認めがたし」との報告を爲せり。其後、千八百四十二年十二月、北米合衆國と新グラナダ國との間に條約締結せられ



しが、其中に始めて運河に關する一項を加へたり。此のグラナダとは、從前のコロンビヤ國の一部にして、是より先き、千八百三十一年、コロンビヤは分裂して新グラナダ、エネジュラ及びエクアドルの三共和國となり、パナマ地峽は、新グラナダの所領となれる故、合衆國代表者は、新グラナダの間に條約を締結し、パナマ地峽の地をば、中立となすべきに決定せり。是れ、外國資本家をして、地峽の地に運河を開くに付き、投資せしめんが爲めなりき。而して、合衆國は、己れ率先して、此の中立保證を爲すに於ては、英佛諸國も同一の保證を爲すに至るべきを期せるなり。此條約は千八百四十八年六月に批准せられたり。

又右條約の批准に先だつ事一年即ち千八百四十七年五月に、新グラナダ國は、佛國の一會社にパナマ地峽を横ぎりて、大西、太平兩洋間を連續する鐵道布設權を許可せしも、其の會社は資本を得ずして免許消滅したれば、新グラナダ國は、之を合衆國人の設立せるパナマ鐵道會社に讓渡せり。かくて、此の鐵道は、千八百五十五年一月に完成して運轉を開始せるなり。此會社の營業は、千八百六十七年八月より起算して、九十九年の期間なりき。其後墨西哥戰爭起り、其の結果、合衆國は、ロッキー山の西に於て、新たに加州を得たるも、當時、北米大陸を横斷する大

規模の鐵道布設案は、未だ起らず、唯だ中米の地に運河を開きて、水路に依り、兩大洋連接の計劃ありしのみなれば、合衆國は、墨西哥のテファンテック地峽を経て運河を開くの權を講和條約に加へ、之が爲めに二千萬弗を拂ふべしと主張せしも、墨西哥政府は之を承諾せざりき。

### 英國中米に植民す

轉じて、英國と中米の關係を觀るに、初め、英國が中米に着目せしは、遠く十七世紀の中葉にして、當時、英國は、ジャマイカ島を征服して、此處に根據地を造り、それ以來、十九世紀の中葉に至る迄、幾度か領土を地峽の地に得んと試みたり。千六百九十八年英人ウィリヤム・ペーターソンは一會社を起し、千二百人を地峽に派してコロンビヤの西北隅に在るダリエン灣頭に殖民せしめたり。然るに疫病の爲め死亡者多く、生存せる者は西班牙兵の討伐に遭ひて降参せり。其後英國の一海賊隊は、更に北方のユカタン半島に殖民して西班牙人の討伐を免れ、十八世紀に至り、英國が中米に永久殖民地を開くの基礎となれり。同地には沼澤多く、且、木材、染料に富める故、彼等は海賊を止め、附近海岸の土蠻モスキト族と和親せり。此の土蠻は、後日中米運河に關



する英米間の争議に於て數名を現はせり。降つて千七百四十八年、英國は歐洲戦争を利用して  
ジャマイカより一隊の兵員を分遣し、ユカタンの殖民及び其の同盟者たるモスキト土蠻と共同に  
て、ニカラグ湖より太平洋に注ぐサン・ジュアン河口に在る西班牙の要塞を陥れたり。間もな  
く英西間に和約成り、英國は其の一旦占領せる土地を西班牙に遷したるも、英の殖民は其地に留  
まりて伐木に従事し、翌年英國よりホヂソン大尉を派遣し、其のジャマイカ總督の命令下に在つ  
てモスキト海岸の英國居留地を整理せしめたり。西班牙にては、之に故障を唱へ、果ては兵力を  
以て英人を撃攘せんとせしも成功せざりき。其後、千七百六十三年、英西間に、中立に關する  
條約成り、英國は中米の西班牙領内に設けたる要塞を撤する事、又西班牙は、英人が中米西班牙  
領土に於て伐木するを承諾する事として一日問題解決せり。後、千七百八十六年、更に兩國の間  
に條約を結び、英國の伐木地區を擴張する代りに、英國は、中米に於て、領土を所有せざる事を  
約せり。

されど、其後、中米、南米に在る西班牙殖民地が獨立するに至りて形勢一變し、英國は西班  
牙に對して締結せる條約をば全部消滅せるものと認め、新たに興れる諸國に對して隨意行動を取

れり。かくて、千八百二十八年、英國はモスキト地方を獨立國と見なし、其地に英人の永久殖民  
地を作り、千八百四十六年には、中米諸國に向ひて「モスキト地方の權利は、ホンジュラス灣よ  
り、サン・ジュアン河口迄延長するものと認むる」旨を通告せり。是れに對し、中米諸國殊にニカ  
ラグは、大いに反對を唱へしも力及ばざりき。

### 第二十章 米國パナマ運河權を争ふ

#### 英米間の葛藤

此間、合衆國は、さきに加州を領有して後間もなく、金礦を發見して多數の人民此處に移住せ  
る爲め、將來、運河によつて太平洋岸に出づるの必要を感じる事益々切なるものあり。されば英  
國が、運河の入口たるべきモスキトの地を扼するに於ては、自國に取り最も不便にして、且つ他  
國が運河開鑿に投資するを忌むべきを憂ひ、之が對策考慮中、千八百四十九年三月、米國の一會  
社は、ニカラグ國より運河開鑿の許可を得たるにぞ、米國代理公使ハイスは、ニカラグ國と



條約を結び、合衆國の爲に運河専用の權利を獲得せり。但し、此の條約は、ニカラググ國に於て、さきに千八百四十八年三月、英國と締結せる條約を全く無視するものなれば、是より後、英米間の紛議絶えず、遂に千八百八十年四月、兩國の間に一條約調印せられたり。此の條約は不備なるものにして一時を糊塗するの意に出でたるため、其後五十年間に渡りて、英米間葛藤の種となれり。即ち此條約に於て、兩國は將來、運河の獨占的管理權を行使せざるを約し、中米の何れの地にも、植民、占領を行ふ事なく、又保護、若くは同盟の名義を以て、此約束を破棄するが如き事なかるべきを誓ひ、運河成就の上は、之を中立となし、成るべく、他の諸國を誘ひて將來を約せしめ、以て此事の成就を務むべきを約束せり。而して又將來の必要に應じ、條約の規定を以て同一原則をテフアンテベック又はパナマに築構する運河鐵道等にも及ぼすべき事を同意せるものなり。

此の條約締結に際し、米國全權クレイトンは、英國をして全然、ニカラググ及びモスキト海岸に對する權利を廢棄せしむる事に成功せざりしも、唯だ、此の條約ある以上は、少くとも運河に對する關係に於て、英國が右權利を放棄せると同一なりとなせり。然るに、米國の元老院にて

は、此の條約に依りて、英國はサン・ジュアン及びモスキト海岸に對する保護權を全然廢棄せるものなりと誤解せり。クレイトンは、速かに元老院の裁可を得んと考へより、此の誤解を訂正する事を爲さず、却つて之を好都合となせる如し。此の如きは事功を急ぐ少壯外交家に往々免れざる過失にして、其結果は甚だ危険なるものとなり、遂に爾後五十年間英米間の葛藤を招げり。若し、此の葛藤なかりしならんには、中米運河は夙に成就し、爲めに世界の形勢も疾く一變したるやも知れず。

### 米國運河構築權を獲得す

かくて、中米運河問題は、其後五十年間英米間の紛議の種となりしが、其中、千八百九十八年の米西戰爭起るに及んで、米國人は、兩大洋聯結運河の必要を感じる事一層切實となり、四月開戦當初、其の軍艦オレゴン號がサンフランシスコより印度に赴く爲めに長途の航海を爲さざるを得ざりし事は、特に米人を刺戟せり。而して布哇の合併フィリッピンの占領は、此の運河を軍事上より必要とする事となり、大統領マッキンレーは、同年十二月、教書を發して曰く、「吾國の東



海岸と西海岸の間に敏速なる交通を開く事は、布哇の合併と、太平洋に於ける吾人の威力及び吾人の通商上甚だ必要となれり。従つて兩洋間の運河開鑿の必要復た昔日の比に非ざるなり。而して此運河が、我國の管理下に置かるゝの必要も今日の如く切なるはあらず」と。國會は大多數を以て此の教書に同意し、乃ち往年英國との條約の無効を議決せり。此に於て、英國は、之に向つて抗議する處ありしに、米國々務卿ヘイは之に答へて曰く、「我が大統領は、固より直ちに往年貴國との條約を廢棄せんとするものにあらず、嚴に其の逐條を遵守しつゝあり。然れども今や國論のニカラグ運河開鑿を欲する事極めて切に、而も是れ私人の事業として到底成功の望なき故、合衆國政府は、自ら之を起業する計劃なり。此れが爲め政府は、外交的談判に由り、英國政府の承諾を得、往年の條約の一般原則を變更する事なしに、一方世界通商の大利益の爲めに、此事業を成功せしむべき改正を加へんとするものなり」と。

而して、翌千八百九十九年一月より、愈々英米間に談判開始せられしが、此頃にては英國の事情も昔と異り、必ずしも此の改正に反對するの要なかりき。何となれば。近年合衆國は、大いに其海軍を發達せしめし故、大西洋の海上權は、最早英國の獨占にあらず。又合衆國、ポルト・リ

コを取得し、キューバに對して事實上の保護權を設定せる爲め、ジャマイカに於ける英國の根據地は、餘り重大ならぬものとなれり。而して太平洋に於ても、合衆國の海軍は、桑港に加ふるに、布哇の根據地を以てし、英國獨り此の方面に雄を稱すべからざるに至れり。故に英國は唯だ中立の原則確立を望むのみの形勢なりき。茲に於て千九百一年十二月、英米間に條約改正行は

れたり。其の要旨は、「茲に、合衆國政府の斡旋の間に或ひは直接合衆國政府の費用を以て、或ひは一個人又は團體に資金を貸付くるに依り、其他類似の手段を以て、中米運河が築構せらるべき事、而して合衆國政府が、本條約の規定を守るを條件として、此の運河の一切の權利を享有するものとす。此の運河は、戦時平時共に、運河規則を遵奉する各國民の商船及び軍艦に對し、自由開放せらるべく、通過の條件、代料其他に付き、孰れの國、又は其の人民にも區別を爲さず。而して運河は決して封鎖せられる、事なく、其内部に於て何等戰爭の權利を行ひ、又は對敵行爲を爲す事なかるべし。然れども、合衆國は亂暴及び動亂に對し、運河を保護するに必要なるべき軍人警察を其の沿道に維持する自由あるべし」と。

斯くして、運河構築の權利は、全然合衆國政府の手に歸せるなりき。



合衆國コロンビヤ間の交渉

右の條約批准せらるゝや、米國政府は、直ちに運河開鑿地の選定に付き、國會の決議を求めたり。蓋し、是よりさき、地峽運河調査委員は、千九百一十一年十一月三十日を以て、確定報告書を提出せしが、其要旨は、「佛國の新パナマ運河會社は、其權利を賣却する爲めに要求する處甚だ高價なるより、米國は之を去つて、寧ろニカラグワ線運河案を採用すべし」といふに在りき。此の報告を見るや、佛國新パナマ會社は、急に凡ての權利を四百萬弗にて賣却せんと申出でたり。因つて前記調査委員は其の報告を改むる事となり、米國會は、是れに關係する各種私利の競争に因り、未曾有の混亂を極めたる後、六月二十六日、運河に關する一法律案を可決せり。是れに依れば、「米國大統領は、四百萬弗を以て新パナマ運河會社の所有權を買收し、又カリブ海より太平洋に至る間、幅員六哩以上の土地に對する永久監督權を米國の爲に大統領の相當と認むる條件にて、コロンビヤ共和國より買收すべく、此事成らざる時は、ニカラグワの路に由り、運河を築構するに必要なる手段を取る事を得べし」といふに在りき。

然るに、是れよりさき、米國國務卿は、コロンビヤ國と談判を開始せしに、當時、コロンビヤに内亂ありて、其の政府が俄かに大金を得る時は、絶大の勢力を張るべき形勢なれば、反對黨は極力之を妨害せり。又コロンビヤの憲法に於て土地を外國に割讓する事を禁じたる故、現政府にして、運河敷地の使用を合衆國に讓與する時は、憲法違反の麻にて、其地位危かるべし。是れが爲、事情紛糾し、且つ、讓渡金額に付き、双方の評価に大相違あり、談判頗る遷延せしが、千九百三年一月に至りて一致點を見出し、一條約締結せられ、かくして米國はコロンビヤ國より運河經營の爲めに一百年間の免許權を得、又運河を中心として其の兩側に各五 千マイルの地帯をコロンビヤ國より租借し、又パナマ灣内に在る四個の島嶼を占領使用するの權利を得たり。右地帯及島嶼の主權は勿論コロンビヤに在るも、米國は之に對し警察權を行使し、又裁判所を設けて米國人間並に外國人との間の訴訟及び運河に關係する一切の訴訟を管轄し、又コロン、パナマの二港は自由港となし、運河の安全を保護する爲に、コロンビヤ國の權利不十分なる場合には、米國に於て實力干渉を爲すの權利を得たり。是が爲に、米國はコロンビヤに、一時に一百万弗を拂ひ、批准滿九年後より毎年二十五萬弗を拂ふ事を約せり。



コロンビヤ合衆國に反抗す

右の如くして、愈々米國の運河工事着手せらるべしと思ひしに、豈圖らんや、此の度は、コロンビヤ元老院の反對起りて、折角の條約も批准の運びに至らざりき。元來、コロンビヤ國の政府は、中米諸國の例に洩れず、其初め革命に依りて實權を掌握せるものにて、兵力を擁して自ら支持し、立憲政體とは名のみにて、革命主動者たりしもの大統領となり、殆ど專制權を有し、選舉にも干渉する故に、國會兩院の多數は、敢て大統領の意に違ふ事なし。故に大統領にして、一巨右の條約を承諾するに於ては、元老院の通過は、形式に止まる。然るに此時の大統領マルロオンといふは、誠實を缺き、人民を煽動して反對の輿論を作り、米國をして一層多くの代償金を支拂はしめんと圖れり。從來コロンビヤ國に在つて、此の如き重大事件は之を秘密に付する例なるに、此の時には、事重大なりと稱して條約文をば公表し、一般人民をして隨意意見を述べしめれば、所謂國論沸騰して、「パナマ運河の監督權を永久絶對に合衆國に委譲するは、國權侵害なり」と唱ふ者あれば、又「合衆國が、世界最大の富源たる運河を開くに當り、斯く僅少の涙金を

を以て、之を我れより奪ひ取らんとするは不都合なり」と叫ぶあり、又、「コロンビヤ現政府が、一時に千萬弗の大金を得なば、其の勢力増長して專制を行ふべく、其結果、人民は又も革命を起すに至るべし。此の如きは國家の不祥尤も忌むべし」と慷慨するあり。甚だしきに至つては、「今日急に千萬弗を國內に入る、に於ては、外國爲替相場大いに下落し、珈琲栽培者及び輸出は大損害を蒙るべし」と憂ふる者あり。此に於て、コロンビヤ元老院の外務調査委員は、右條約に、合衆國の到底承諾せざるべしと思はる、如き大修正を加へしむる目的を以て、一旦之を否決すべき事を報告し、八月十二日の本會議に於て、條約全體を否決して、新たに調査委員を置き、新條約を調査せしめぬ。此の委員は九月四日、修正の基礎として一篇の報告を爲して曰く、「運河地帯に於ける合衆國の絶對管理權を廢し、土地及び住民に對するコロンビヤの主權を更に完全に保持すべし。又合衆國裁判所の設立は許可すべからず。運河地帯より、コロン、パナマの二港を除くべし。運河地帯の租借期を百年とし、千九百六十七年迄、毎年十五萬弗を納めしめ、期限繼續の都度、年金額を二割つ、増加すべし。而して合衆國政府は、條約批准交換の日に、コロンビヤ政府に二千萬弗を拂ふべく、又新パナマ運河會社は、其の權利を賣る際、コロンビヤ政



府に一千萬弗を拂ふべし」と。

## 第二十一章 米國最終の勝利

### 米國バナマ叛亂を教唆す

然れども、合衆國は、コロンビヤ人の横議に屈する事なく、飽迄素志貫徹を誓ひ、大統領は、コロンビヤ線不可なる時は、更にニカラグ線を採用すべきの權利を委任せられ居たるも、ニカラグ線は不利なる事、此頃明白となりたれば、ルーズベルト大統領は、コロンビヤ政府が、合衆國の運河開鑿を許さざる事、是れ千八百四十六年の條約違反なりと宣言し、一方にはバナマ地方をコロンビヤ共和国より分離獨立せしめ、之に對して完全なる運河契約を結ばん事を畫策せり。此のバナマ地方獨立運動は、コロンビヤ元老院が、合衆國との條約批准を否決せる後、間もなく開始せられ、其の人民が、秘密の方面より運動費を得たると、其の壯丁に所持せしめたる小銃が、合衆國のフリーツピンに於て鹵獲せる小銃に酷似せるとに察すれば、合衆國が特に之を

援助せること疑ふの餘地なきが如し。佛國の工學士にフリーツプ・ブナウ・ウァリラなる者あり、彼れ夙にバナマ運河問題に傾注し、新バナマ運河會社の技師たりしが、此時彼れは紐育にバナマ獨立運動本部を設け、九月十日には、紐育ヘラルド紙に公告して該運河の開鑿に熱心なる實業家の賛同を求めたり。彼れは合衆國政府内に親密なる關係を結べる者の如く、其の本部の派遣員ママドルなる者、千九百〇三年十月バナマに赴きしが、これと同時に合衆國政府は、諸方に散在せる軍艦四隻を急に中米地峽に赴かしめ、之に訓令を與へて曰く、「地峽通過の自由を保護して障碍なからしめよ。若し兵力を以て障碍する者に出會はば、鐵道線路を占領せよ。又バナマ港周圍五十哩以内の地點に於て、敵意を以て軍隊を上陸せしめんとする者には遭ば、官軍たると賊軍たるとを問はず之を防拒せよ。目下、官軍は、運送船を以て地峽に近づくの報あり。貴官等若し衝突起るべしと判断せば、其の上陸を制止せよ」と。此の如きは、千八百四十六年の條約に依りて、合衆國は、地峽の安全を保護する義務を履行するものなるも、其の實は、バナマの叛軍を援助するの意に出でたりと言はる。

かくて、バナマの獨立黨は、千九百〇三年十一月三日午後六時に事を擧げしが、バナマ及びコ



ロンに在りしコロンビア政府の兵は、合衆國の態度に恐れを無して袖手傍觀の體なりき。コロンビアの小砲艦ボゴタ號は、其翌日バナマ港内に數彈を送つて支那人一人を殺せる後撤退し、コロン港に於ては、コロンビア砲艦カルタゼナより兵四五百人を上陸せしめんとせしが、合衆國軍艦ナシキルの爲に制止せられぬ。此に於て、コロンビア大統領は形勢非なるを見て、六日コロンビア駐在米國公使に告げて曰く、「合衆國にして其兵を地峽に上陸せしめ、コロンビア主權を保護し、バナマ革命軍を追討するに於ては、予は大統領の大權を以て、合衆國コロンビア間の條約を批准すべし。若くは、一日國會を解散して、新に選舉を行ひ、右條約に賛成する多數を作りて之を批准せしむるも可なり」と。然れども、此時、機既に後れ、コロンビアの劣等なる政治家らは、餘りに多くを得んとして却つて一物をも得ずして終れり。

### バナマ條約成る

かくして、バナマは、流血の慘を見ずして、千九百〇三年十一月三日に獨立を成就せり。此日地峽住民は、バナマ港に於て歡呼聲裏に、其の獨立を宣言し、コロン及び其他の地峽市邑は響應

して、此の宣言に同意し、茲にバナマ新共和國の成立を見る事となれり。而して此の獨立宣言には、冒頭先づバナマが、コロンビア共和國と締盟聯合せる以來、何等益する處なかりしのみならず、却つて年々バナマの不利を増加せるを説き、「我がバナマ市會は、正義自由の爲めにコロンビア共和國と絶ち、新たに一獨立國を建設するものなり。是に依て我が市民は、コロンビア政府の羈絆を脱し、外邦の干渉を受くる事なき自由民となれり」と。かくてバナマは、四人の代表委員を選任して行政を司らしめ、同時に假政府を組織せり。十一月六日に至り、合衆國は、バナマ獨立を承認したるに、其十六日には佛國又之を承認し、次いで墺、獨、英、露、諸國又之を承認せり。此に於て、バナマ新共和國は、其の獨立に力を貸せる佛國人工學士ブナウ・ウァリラを特派大使として合衆國に派遣し、運河及び保護に關する條約を交渉せしめたり。かくて千九百〇三年十一月十八日、即ちバナマ獨立發表後二週間に於て該條約成立せり。

此のバナマ條約は、太平洋の制海權にも影響する處大なるものにして、我が日本國に取つても決して風馬牛なる能はず、今其の概要を述べんに、其の第一條には「合衆國は、バナマ共和國の獨立を擔保し且つ維持すべし」とあり、他國の獨立を擔保維持するとは、甚だ不思議なる辭句に